厚　生　委　員　会　会　議　録

１　開会年月日

令和８年９月２９日（火）

２　開会場所

委員会室

３　出席委員（８名）

委 員 長	のぐち	けんたろう
副委員長	松　丸	昌　史
理　　事	千　田	恵美子
理　　事	沢　田	けいじ
理　　事	宮　崎	こうき
理　　事	たかはま	なおき
理　　事	田　中	としかね
委　　員	市　村	やすとし

４　欠席委員

な　　し

５　委員外議員

副 議 長	高　山　泰　三

６　出席説明員

成　澤　廣　修	区　長
加　藤　裕　一	副区長
新　名　幸　男	副区長
丹　羽　恵玲奈	教育長
鈴　木　裕　佳	企画政策部長
竹　田　弘　一	総務部長
矢　島　孝　幸	福祉部長兼福祉事務所長
瀬　尾　かおり	地域包括ケア推進担当部長
阿　部　敦　子	保健衛生部長兼文京保健所長
川　﨑　慎一郎	企画課長

宮　間　恵梨果　　政策研究担当課長
菊　池　日　彦　　用地・施設マネジメント担当課長
猪　岡　君　彦　　財政課長
横　山　尚　人　　広報戦略課長
畑　中　貴　史　　総務課長
進　　憲　司　　福祉政策課長
鈴　木　仁　美　　高齢福祉課長
間　仲　俊　介　　地域包括ケア推進担当課長
永　尾　真　一　　障害福祉課長
坂　田　賢　司　　生活福祉課長
佐々木　健　至　　介護保険課長
小　山　直　秀　　事業者支援担当課長
後　藤　容　子　　国保年金課長兼高齢者医療担当課長
中　島　一　浩　　生活衛生課長
増　田　密佳子　　健康推進課長
小　島　絵　里　　予防対策課長
野　上　達　子　　保健対策担当課長
佐　藤　祐　司　　保健サービスセンター所長

７　事務局職員

事務局長　　佐久間　康　一
議事調査主査　　杉　山　大　樹
議事調査主査　　窪　田　英二郎

８　本日の付議事件

(1)　付託議案審査

1)　議案第３５号　文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

2)　議案第３６号　文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例

3)　議案第３７号　文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

4)　議案第３８号　文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改

正する条例

(2)　付託請願審査

1)　請願受理第１９号　新型コロナワクチン接種による健康被害の救済を求める請願

2)　請願受理第２０号　ＨＰＶワクチンおよび新型コロナワクチン接種後の健康被害に対し、早期の治療法の確立を求める請願

3)　請願受理第２１号　「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書提出を求める請願

4)　請願受理第２２号　シルバーパスを区の補助で1,000円にすることを求める請願

(3)　理事者報告

1)　新たな地域福祉保健計画の検討状況について

2)　大塚四丁目障害者施設敷地活用による障害者グループホーム等の整備について

3)　文京区民センター内障害者多数雇用事業所に係る建物の借受者変更について

4)　文京昭和高齢者在宅サービスセンター外５施設の借受者変更について

5)　文京区国民健康保険高額療養費資金貸付制度の終了について

6)　住宅宿泊事業の運営状況について

7)　令和８年度　インフルエンザ予防接種について

(4)　一般質問

(5)　その他

午前　　９時５６分　開会

○のぐち委員長　それでは、厚生委員会を開会いたします。

委員は全員出席です。

理事者につきましては関係理事者の出席をお願いしています。

○のぐち委員長　理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長　本日の委員会運営について、付託議案審査４件、議案第37号及び第38号の２件については、関連するため一括して審議することとし、態度表明は議案ごとに行うことと

とします。

付託請願審査４件、理事者報告７件、部ごとに報告を受け、質疑は項目ごととします。

なお、付託議案審査に関連する項目については、その議案審査の際に理事者報告を受けることとします。

一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより、本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長　本日は、議案４件、請願４件、報告７件と一般質問が予定されています。各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、一般質問も含めて午後５時までに終了できるよう、本委員会の円滑な運営に御協力をお願いいたします。

○のぐち委員長　それでは、付託議案審査に入ります。

議案第35号、文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

矢島福祉部長。

○矢島福祉部長　おはようございます。ただいま議題とされました議案第35号、文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例及び文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。議案集のデータ９ページ及び議案審査資料第１号の新旧対照表を御覧ください。

本案は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、障害児通所支援及び障害児入所施設における従事者の犯罪事実確認その他必要な措置を講じる規定を追加するため提案するものでございます。

施行期日は、令和８年12月25日でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○のぐち委員長　それでは、御質疑をお願いいたします。

千田委員。

○千田委員　おはようございます。よろしくお願いいたします。まず、幾つかあるんですけど

最初に四つほどお伺いいたします。

この指定障害児通所支援事業所というのは、どのような種類があるんでしょうか。ちょっと四つあると聞いているんですけど御説明ください。

あと、対象事業者の範囲ですね。義務と認定ということに指定が分かれると思うんですが、そこの説明もお願いいたします。

それと犯罪の種類ですね。どのような犯罪が対象になるか。

そして性犯罪の照会期間、執行猶予から何年とか、決定後何年とかあると思うんですけど、そこと対象者は現職員、新しく採用される方はもちろんだと思うんですけど、現職員も含まれるのかどうか。まず、そこをお願いいたします。

○のぐち委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　まず、１点目の障害児通所支援事業所の種類でございますけれども、四つございます。児童発達支援と放課後等デイサービスと、あと、保育所等訪問支援と居宅訪問型児童発達支援という４種類でございます。

２点目の義務等認定のところでございますが、これらの障害児通所支援事業所については、全て法定で義務化されている事業所という形になっております。障害福祉分野で認定ということになりますと、お子さんに関わる可能性のある居宅介護ですとか短期入所の事業所なんかは、要件を満たせば認定事業所という形で認定を受けられるという形になっております。

犯罪につきましては特定性犯罪が対象になっているというところで、ただ実際、犯罪事実確認の対象としましては拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの、拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの、罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないものというところが対象になっております。

ちょっともう一度、４点目をお願いしてもよろしいでしょうか。はい、なるほど。現職につきましては、実際には令和９年の４月１日以降に犯罪事実確認をしていくという形にはなるんですけれども、当然、法の施行の12月25日以降の内定採用の方というのも対象になってきますし、それ以前に雇用されている方についても対象になってくるというところでございます。

性犯罪の種類としましては、例えば不同意性交であったり、そういったものが対象になってくるというところでございます。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　現役の、現職の方をね、確認するのはなかなか大変だと思いますけど、現職の職

員は施行日から３年以内の法令の定める日までと書いてありますので、少し余裕があるかなと思います。

それと犯罪の種類なんですけど、下着の窃盗罪、ストーカー規制法違反は、今は含まれていないので、今後そういうものも含んでいく検討も今後の課題だと思うんですけど、そういうのも必要性はあるかなと思います。

それとですね、性犯罪歴の照会方法と、あと性犯罪歴があったときの事業所の対応、それと性犯罪歴に関する情報の適切な管理、そのことについて伺います。

○のぐち委員長　永尾課長。

○永尾障害福祉課長　まず、１点目の性犯罪歴の照会方法でございますが、例えば採用内定を出した方について申し上げますと、内定を出した方について事業所のほうが、こども家庭庁のシステムを通じてお名前ですとかメールアドレスのほうを登録する形になります。そうしますと内定者の方にメールが届く形になりますので、内定者の方がＩＤを取得して、マイナンバーカード等を使って戸籍のほうを登録すると。それを受けまして、こども家庭庁のほうが法務省のほうに犯罪歴のほうを確認して、犯罪利益がなければ該当なしということで事業者のほうに通知がされるという形になるんですけれども、犯罪履歴があった場合につきましては２週間の間、御本人からの訂正等のお申出の期間が設けられる形になるんですが、その間に何もなければ、犯罪事実のほうが事業所のほうに開示をされるという形になります。逆に２週間の間に御本人が内定を辞退した場合については、特定性犯罪の犯罪事実のほうは、事業者のほうには開示がされないという形になります。

情報の適切な管理としましては、事業者のほうでこういう機微な情報を扱う形になりますので、機微な情報を扱う形になりますので、いわゆる性犯罪歴のほうを取り扱う職員のほうを限定するという形になりますし、仮に情報が流出した場合については、速やかにこども家庭庁のほうに報告をするというところが定められているところでございます。失礼いたしました。そうですね。

２点目の事業所の犯罪歴があった場合の対応としましては、採用内定をした方については実際、その採用過程において、特定性犯罪の履歴があるかどうかというのを御本人に申告をさせておいて、そういったものがあった場合は、御本人がないというふうに申告したにもかかわらず特定性犯罪歴があったという場合については、それは内定取消しの事由になり得るというところでございます。既に雇用されている方については就業規則等の改正が必要になるんですけれども、実際、その特定性犯罪歴があった場合についてはお子さんと関わらない

部署だったり、そういったところへの配置転換が求められるというところでございます。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　事業所の対応としては今のところ、法的規制がないようなので、その辺は臨機応変とか曖昧になって、非常にそこは求められているところだと思うんですけど、それでですね、今、ずっとお話をお伺いしていて、放課後デイサービスや児童発達支援的な法的な義務対象として全職員の犯罪事実の確認や、あとＧビズＩＤということも含まれると思います。デジタル庁が提供する法人や個人事業者向けの共通認証システムでですね、そのようなものを取得しなければいけない。そして事業者の立場ですと従事者への周知、また就業規則や募集要項の見直しなど、これが2026年12月、もうすぐですね、もうすぐ施行されるということで、2026年12月施行に向けた厳格な体制構築が今、求められているときなのですね。なので、これって小規模な事業者にとってはとても事務手続や情報管理、個人情報の管理ですね、これが大きな負担となっていると思うんですね。

そこで自治体の役割が重要になってくると思うんですけど、自治体としては、これが利用者の不利益にならないように、そしてまた、事業者の経営が成り立っていくよう支援が非常に重要になってくると思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○のぐち委員長　永尾課長。

○永尾障害福祉課長　今、委員からお話がありましたとおり、特に特定性犯罪前科の犯罪事実確認、あるいは特定性犯罪前科等の情報の適正な管理というところは大きく新たに加わった取組でございます。

区としましては法の施行に向けまして事業者が円滑に準備を進められるように、こども家庭庁が作成をした通知やガイドラインあるいは研修教材、関連動画、Ｑ＆Ａなどを事業者のほうに適時適切に情報提供をしているところでございます。また、事業者からの質問に対して、必要に応じて都に確認をして回答したり、あるいは手続が残っている事業者のほうにつきましては区のほうで個別に支援を行ったりしているところでございます。

こうした事業者に対する支援につきましては、法の施行に向けてというところもございますが、12月25日の法の施行後も引き続き伴走型で行っていくことで、事業者あるいは現場の職員の負担を軽減していきたいと考えております。

○のぐち委員長　よろしいですか。

たかはま委員。

○たかはま委員　よろしくお願いいたします。今の御質疑の中で事業者に対する支援の体制と

いうところは分かったんですけれども、逆に文京区が決定権者として施行後の犯罪事実の確認の実施の状況をどんなふうに捉えていくのか、お伺いしたいと思います。

実地指導が３年に一度というふうに聞いておりますけれども、この項目に加えてやっていくのかどうか、そして３年に一度の確認で間に合うのかどうかといったところをまず教えていただけますか。

○のぐち委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　実施状況の確認でございますが、当然、こども家庭庁のほうもその確認のほうはしていく形になりますが、障害児通所支援事業所につきましては区のほうが指定権者という形になりますので、まだ具体的な、いわゆる、こども家庭庁と区のほうの役割分担であったり、あるいは事務の流れというところまでは示されてはいないんですけれども、基本的に年１回、実施状況をこども家庭庁に事業者のほうは報告するという形になっておりますので、ダイレクトにこども家庭庁ではなくて、指定権者である区のほうを経由してという形になるというふうに想像はしておりますので、その中で区としても実施状況のほうを確認していくという形になります。

指導検査につきましては、障害福祉分野は国の通知で３年に１回というところが示されているところでございますので、そちらの中でも当然確認はしていく形になるんですけれども、こども家庭庁のほうの１年に１回の実施状況の確認というところと指導検査のほうを併せて、区としても事業者のほうの取組のほうを確認していくというところでございます。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　はい、承知しました。年に１回の報告で区を通して報告というところで、そこで統計というか、全体的な情報が集約された資料というか、把握されていくということでしょうかね。承知しました。

どの程度、区が把握していくことになるんでしょうか。その報告の内容の具体的なところをお伺いしたいんですけれども、例えば犯罪歴があって、ただ配置転換をして継続しているだとか、あるいは犯罪歴があって該当して、当時の履歴書に虚偽記載があったので解雇等の対応をしただとか、その具体的な対応というのがどういうふうになっていくのかというのを把握できる状況でしょうか。

先ほどの御答弁の中で伴走してというのがありましたけれども、事業所の大きさによってすごく難しい対応が迫られるところが大きいと思うんですよね。ずっと昔のことで長年真面目に努めてきたと。ただ、ここの要件は認められないぞってなったときに、果たしてどうい

うふうに対応するのが適切かというところが非常に難しい対応を迫られる。そこのところが伴走して対応していくということでおっしゃっていたので心配はしてないんですけれども、どんなふうに想定されているのか、教えてください。

○のぐち委員長　永尾課長。

○永尾障害福祉課長　この部分につきましても、まだ、こども家庭庁のほうから具体的な内容についてはお示しがない状況ではあるんですけれども、基本的に安全確保措置として犯罪履歴確認ももちろんそうなんですけれども、日頃から講ずべき措置というところで、いわゆる服務規律づくりですとか、あるいは性暴力等のおそれの早期発見のためのお子さんとの面談等ですとか、あるいは被害が疑われる場合の調査だったり、被害を受けたお子さんの保護の支援、保護だったり支援だったり、それと今後のいわゆる再発防止策というところも含まれておりますので、そういったところは具体的に事業所において、どういうふうに取り組んだのかというところを確認していく形になるのかなというふうに思っております。

ただ、当然ながら、いわゆる特定性犯罪の履歴自体はやはり区のほうでは、それは共有ができないものというふうには考えておりますので、そこについては恐らく確認をした件数であるとか、そういったレベル感の確認にはなっていくのかなというふうには考えております。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　そして最後の質問ですが、先ほど今、御答弁の中で安全確保措置についてございましたが、早期発見だとかというところは、これまでも取り組んでこられたということだと思うんです。条例を施行する前にも区として当然やっていく、やってきたことだと思うんですけれども、この既存の虐待防止の仕組みの中で対応してきた実績、何かあれば教えていただけますでしょうか。

○のぐち委員長　永尾課長。

○永尾障害福祉課長　区のほうでも虐待に関する御相談、あるいは通報というところを日常的に区の虐待防止センターのほうで受けております。通報としては保護者の方からであったり、あるいは従業員の方であったりというところで通報がございますので、そういった際には区のほうも事実確認をして、そういった虐待行為があったのか、なかったのかというところを判断をしつつ、仮になかったとしても、やはりそういったお申し出、あるいは御相談があるというところは何かしらやはり組織的な課題が隠れている可能性もありますので、そういった部分で再発防止策というところまで区のほうでは確認をしているというところでございます。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　私からは、日本版ＤＢＳ法と呼ばれたりしますよね。だから法律の問題としては保育や療育の現場で子どもを性暴力から守るための日本で初めての大切な法律だという認識なので、ここでは問わないんですけど、その運用面なんですよね。心配なのは、先ほど千田委員も質問していたような内容のその先の部分なんです。要は実効性を確保できるかどうかというのは確保、確保、そうだな、例えば効果を検証したり、それから課題をフォローしたりというのが自治体、地方自治体である文京区の大切な役割なんだと思うんですよね。特に今回の対象施設って大半は民間事業者が運営している民営施設ですよね。なので、区営施設以上に区が平時から実態とか課題を把握しておくための工夫が必要なんじゃないかと思うんです。

その視点で幾つかお伺いしたいんですけど、一つが先ほど千田委員も質問されていた情報管理とか事業所の体制構築に関わるお話なんですよね。要は、法律の実効性は現場の運用体制の確保にかかっているんじゃないかと、現場の運用負担をどう解消するかにかかっているんだと思うんですよね。

御存じのとおり、国のガイドライン、かなり膨大ですよね。千田委員おっしゃっていた、言っていたとおり就業規則の改定とか確認手続も大変だし、人手が少ない小規模施設なんて特にそうですよね。施設長さんが全部やっていたりするわけですから。さらに独自に職員の研修もやれとかってなると、もうこれ、キャパオーバーしてくると思うんですけど、区としては管理の部分と、あと研修の部分をどのように支援をされるおつもりなのかというところをお伺いしたいのと。

もう１点、関連するんですが、人手不足じゃないですか。この業界。ただでさえ人手不足のところに、例えばですよ、今、おっしゃっていた採用の前に確認に日数が必要だったりするわけですよね。そうすると近年よく議論されている隙間バイト、スポットワークなどは活用がかなり難しくなりますよね。これに頼るのは正直、私もどうかと思っているんですけど、同じように急な欠員が出たときに迅速に補充をできなくなったりしないかというような問題、この辺りも一定は民営の事業者であっても区の支援が必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　情報管理と研修のところでございますが、先ほど千田委員の御質問に答弁をさせていただきましたように、やはり区がそこの部分を代行することは当然できないわ

けでございますので、区としては、やはり様々な情報提供だったり相談支援をして、事業者あるいは現場の職員の方が円滑にこの事業のほうに取り組めるように支援をしていくというようなところが基本にはなるというふうには考えております。それは先ほどお話ししましたように法の施行前だけではなくて、法の施行後も含めて区としては伴走型で支援をしていくというところが重要だというふうに認識をしております。

また、スポットワークにつきましては、スポットワークの方も特定性犯罪前科の確認の対象にはなってくるんですけれども、やはり急な欠員、人事異動等でなかなか内定とか内示から従事、開始までに犯罪事実確認を行うことができないというケースもございますので、その場合は従事開始から３か月以内に確認を行うことができるようにはなってございます。

ただ、その場合も基本的に第三者が介在しない状況で、お子さんとその従事者の方だけというような関係をつくらないように配慮していったり、あるいは直接お子さんと関わらないような仕事のほうに従事をしていただくというような配慮で、対応していくということになってございます。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　おっしゃるとおりなんですけど、要は現場にしわ寄せがかかってくる部分が多分にあるじゃないですか。そして、その施行後も伴走支援っておっしゃっていますけど、実際にもう法が施行されて現場が動き出している中で、できるだけ事後に後手に回らないように今から体制を整えておいてほしい。まだ時間がありますからね、12月までにはという意味で申し上げた部分なんです。

スポットワークではなくて、もちろんいいんですけれど、いわゆる一対一で対応ができない職員しか、その３か月間ですよ、例えば雇えないとしたら、ここの部分も当然修正になってきますし、じゃ、そういう対応が必要な人が抜けたときにどうするかってなると当然、その施設の中で人を回す人事を変えていくしかないんですけど、それができないような小規模施設さんをどう支えるかというところは、特に重点的に配慮をいただきたいと思っているんですね。そういう意味で申し上げたものです。

あと、そうだな、人手のところは当然そうなんですけど、もう１個がプライバシーですね。千田委員も言っていたところの極めて秘匿性の高い個人情報だという点なんですが、万が一、漏えいした場合ですよ、これは深刻な人権侵害になるわけですよね。おっしゃっていたとおり、現場の情報管理体制の強化が必要だという話なんですけど、ここの部分、民営施設でも区として直接、伴走支援という具体的な内容ですね。どうやってそうならないような対策を

取っていく、その具体的な対策についてお伺いしたいんです。

○のぐち委員長　永尾課長。

○永尾障害福祉課長　今、委員からお話がありましたとおり、情報漏えいがあった場合については法に基づく刑事罰が科されるだけじゃなくて、民事上の損害賠償請求の対象となり得るというようなことになっております。基本的には各事業者において、いわゆる情報管理をするための取組、日頃から取り組むこと、あるいはその情報漏えい等が起こった場合に取り組むことというところで、日頃から取り組むところという部分では適正に管理を行ったり、あるいは、その適正に管理するためのルールづくりをしていくというところになります。

この部分についても区のほうがそこを代わりに行うことができないものですので、最終的には事業者において対応していただく形になるんですけれども、区のほうでも何か相談があれば区としての考え方というのをお示しができると思いますし、場合によっては事業所間での何か情報共有の場面ですとか、あるいは年１回、集団指導という形で区のほうでも区内の事業者に向けた、いわゆる現場に出てっての実地検査ではなくて集団指導という形もやっておりますので、そういう中で何か工夫できるような取組、あるいは、ある事業者さんで取り組んでいる効果的な取組等があれば、そういったところは情報共有ができるかなというふうに考えております。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　そのおっしゃる、そこなんですよね。せっかくこれだけ施設があるわけですから、各施設が一つ一つ、それぞれの施設で努力して解決してではなくて、同じ立場なり施設同士が横のつながりを持って解決をしたり、情報共有をしたり、研修をしたり、一緒に研修をして学んだりということ、機会を区として、これをつくるのは区にしかできないと思いますので進めていただければと思います。

最後なんですけど情報管理に関する部分なんですが、反対の面の両面の配慮が必要だと思っていて、プライバシーは確実に守る必要がありますが、一方では例えば同じ施設の同僚であるとか、もしくは、その施設の利用者さんが何かに違和感を覚えた際に相談の話、今、なかはま委員からもありましたけど、小規模な施設、密な人間関係であればあるほど、もみ消しとか人間関係の悪化を恐れて、それを躊躇して相談ができない、情報を提供できない、相談機関に情報提供できないということがあり得るので、躊躇することなく気軽に相談ができる外部の相談窓口が必要だと思うんですが、この辺りはいかがお考えでしょうか。

○のぐち委員長　永尾課長。

○永尾障害福祉課長　委員のほうから今、お話がありましたとおり、やはり人間関係がある程度、固定化される中でのそういった対応の難しさというのは当然あるというふうには認識をしております。ただ、まず事業者として取り組むべきところは、やはりお一人お一人の職員の方がこういった新しい取組が始まりますけれども、やはり萎縮をしないで日々の仕事に取り組んでいけるというような環境づくりは、やはりしていくべきというふうには考えております。

また、外部の相談窓口というところであれば当然、区のほうが指定権者ということで関わりを持っておりますので、区のほうに御相談いただければ区としても解決に向けて一緒に考えていきたいというような認識でございます。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　承知しました。おっしゃっている一人一人の職員が萎縮せずというのは、まさにそのとおりなんですけど、でも、そのためでもあるんじゃないかなと思うんですよね。要は中でもみ消されるということは、その職員さんたちの集団の中の風通しが悪くなっていたり、組織の問題が、課題があるわけですから、そういうものが起きないような職場環境とか風土をつくるというのが根本的な解決策で、そのためにオープンにして気軽に相談できる窓口が必要だということでしょうから、区の今、おっしゃった区に相談いただければというのを当然職員さん、現場の職員、今はそういう御返事でしたけど、現場の職員さんは、ここにこうやって電話をすれば、こういうふうに対応してくれるんだなというのが分かるような形で情報共有ができるということをお考えということでよろしいでしょうか。分かりました。

以上で、あとは態度表明で申し上げます。

○のぐち委員長　ほかによろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○市村委員　本改正は国の基準改正に加え、こども性暴力防止法の成立に伴い、児童を性暴力から適切に報告するための規定を新たに整備するものであります。障害児支援事業における人員配置や運営基準をより適切にし、子どもの安全と支援の質を高めることは、事業者の安定した運営と家庭の安心につながる重要な取組であり、妥当な改正と判断し、自民党、議案第35号、賛成いたします。

○のぐち委員長　文京維新さん。

○宮崎委員　令和７年４月に開設された児童相談所に伴い、障害児入所と障害児通所と二つの

基準の改正が制定されております。性犯罪の犯罪歴などの確認による安全確保措置がね、求められる中、子どもの心とね、体を守るためにも区内の事業者に対してしっかりと実施していただく環境の確保していただければと思います。文京維新、議案第35号、賛成いたします。

○のぐち委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○沢田委員　ＡＧＯＲＡです。今、質疑で申し上げたとおり、この法律の実効性は現場の運用体制にかかっていると言っても過言ではないと、しかも、そこには施行後もまだ積み残されている様々な課題があるということは今、分かりましたので、要は国の支援が必要な現場がまだまだたくさんあるということだと思います。現状もそうですし、今後もその負担感、運用の負担、しわ寄せは現場がかぶることになりますし、何かが起きたときには現場がその責任を、特に民営施設の場合は区が責任を取ってくれるわけじゃないですからね。そこでもう、お願いですから民間の現場で起きたことなんでって、区の責任じゃないですということは言わないように、しっかりと区がアフターフォローも含めて見ていっていただけることを要望いたしまして議案第35号、賛成いたします。

○のぐち委員長　文京子育てさん。

○たかはま委員　関係法令の一部改正に伴うものであり、必要な条例改正と判断いたします。質疑の中で区から事業者に対するサポートの体制も確認させていただきました。議案第35号、ぶんきょう子育て.ネットは賛成であります。

○のぐち委員長　日本共産党さん。

○千田委員　障害児の方は言葉の訴えが難しかったり、力関係、信頼関係から被害が表面化しにくくなったりするために不適切行為や性暴力が隠蔽されやすい構造があります。そのために、この条例は必要な条例です。条例改正は必要だと思いますが、一方で先ほど申し上げたとおり、2026年12月施行に向けた事業所の負担ですね。これは本当に大変な負担だと思います。ですので、やっぱりその負担、事業者への負担、あと、それが利用者のサービス低下にならないよう、区として先ほど重層的支援とおっしゃっていただいたんですけど、緩まず継続していただきたいと思います。

そして、もともとこれは性犯罪防止のためにあるんですが、性犯罪の防止のための最も基本的な例えば慢性的な人手不足と離職率の高さ、こういうのを改善する。また、虐待や不適切行為を防ぐための研修の実施、あとは潜在化しやすい環境、潜在化しやすいというのは、障害者は非常に声を出しにくい、そのような状況ですね。そして通報、早期発見の課題、サービス管理責任者や現場から行政、関係者への迅速な通報、共有体制が十分に機能していな

いケースが指摘されています。

このような改善を求めて、日本共産党は議案第35号に賛成します。

○のぐち委員長　公明党さん。

○松丸副委員長　近年、いろんな残念な、いろんな、こういう施設の中の事故等々があって報道されていますけども、そういったことも踏まえて、しっかりと子どもの性犯罪、特に障害施設の中でのそういう犯罪、または虐待等を防いでいくという意味からも今回の規定の整備ということは非常に大事なことであると思うので、公明党として賛成をいたします。

○のぐち委員長　審査結果を申し上げます。

賛成７、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

○のぐち委員長　それでは、続きまして議案第36号、文京区国民健康保険高額医療費資金貸付条例を廃止する条例。

こちら、報告事項５、文京国民健康保険高額療養費資金貸付制度の終了についてがこの議案に関連するため、先に報告を受けることとし、その後、議案第36号の提案理由説明を受け、一括して質疑を行います。

それでは、報告事項５の説明をお願いいたします。

後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　それでは報告事項５、文京区国民健康保険高額療養費資金貸付制度の終了について御報告をいたします。資料第８号を御覧ください。

項番１、貸付制度の概要でございますが、本制度は高額療養費の支給対象となる療養を受けた被保険者の方に対し、高額療養費の支給見込額の90％に相当する額を貸し付けることにより、被保険者の療養を確保し、生活の安定を図ることを目的として創設された制度でございます。

根拠条例は（２）に記載のとおり、昭和52年に制定された条例を根拠としております。

項番２、制度終了の理由ですけれども、国による医療制度の改正により、限度額適用認定証やオンライン資格確認、マイナ保険証の普及などによって高額療養費の現物給付化が進み、患者さんが高額な医療費を一時的に窓口で立て替える必要がなくなりました。このため、本制度は平成27年度以降、利用実績がなく、当初の役割を終えたことにより終了するものでございます。

制度の終了は令和９年４月１日を予定しております。

御説明は以上でございます。

○のぐち委員長　次に、議案第36号の提案理由説明をお願いいたします。

矢島福祉部長。

○矢島福祉部長　ただいま議題とされました議案第36号、文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。議案集の13ページを御覧ください。

本案は、文京区国民健康保険高額療養費資金貸付制度の終了に伴い、文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止するものでございます。施行期日は令和９年４月１日とし、併せて所要の経過措置を定めるものです。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○のぐち委員長　それでは、御質疑をお願いいたします。

沢田委員。

○沢田委員　私からは二つだけです。想定されるリスクについてですね。そんなリスク、ありませんよということだったら、そうお答えいただければいいだけなんですが、まず１点目がですね、今回の制度改正で、いわゆる制度の隙間に落ちてしまう人はいないかという点で、要は、これが具体例として適切か分からないですけどマイナ保険証のトラブルとか、システムの不具合などで一時的に支払いを求められてしまうような人が出てくる、そういうケースが発生したらどうなんだろうという。これ、こんなケース、絶対に起こり得ませんということでしたら、もうそうお答えいただければいいんですが、それが１点で。まとめて申し上げますね。

もう１点は、関連するんですけど、制度廃止によって心理的な不安を受けてしまう人が出てこないか。また、その配慮です。要は、これがある種の最後のセーフティネット、実際、今の御説明だと、そうじゃないですよということだったんですけど、私も御説明を受けるまでは、え、この制度、本当に廃止して大丈夫なんだろうかって、議案だけ、議題だけを拝見すると思っていたので、同じように区民の方で私の最後のセーフティネットがなくなっちゃうかもしれないと、万が一のときに、要は医療を受けられなくなるんじゃないかというような心理的な不安を抱く区民の方は出てこないかということです。これも今、御説明いただいたような制度の廃止の趣旨を確実に周知ができるということでしたら、もうそれで構わないんですが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　まず、１点目のシステムトラブル等、不具合に関してなんですけれども、医療機関さんのほうで例えばオンライン資格確認ですとかマイナ保険証、アクセスしようと思って万が一、何かトラブルがあったとしても、その月のレセプト請求の締切りというのが即日というわけではありませんので、それまでの間に区のほうに御相談いただければ、そういった場合には対応を検討させていただきたいと思います。

２点目の心理的不安ということに関してなんですけれども、患者さんからそういった御相談があった場合には、こちらの制度を使われますと、逆に患者さんが90％以外の残りの10％の部分を御負担いただかなければいけなくなってしまうということを御説明いたしまして、もし代わりに必要となる制度、適用可能な制度がないかどうかということを一緒に考えるなど、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　大きい声でごめんなさい、近づき過ぎました。このぐらいの距離がいいです。

承知しました。今の御説明で私の疑問、懸念点は解消できました。ただ、一方では今、先ほども申し上げたとおり、国保の制度に加入している方なら何らか今回の制度改正が伝わったときに、私に対する影響が本当にないんだろうかという疑念を持つ可能性はあると思うんですね。ですので、そこの丁寧な周知をいただけるようにお願いします。

以上です。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　私は１点だけですが、本当に役割を終えたのかどうかというところを確認させていただきたいと思います。

最後の行で、平成27年度以降は貸付け実績がないということですが、これは明らかに区民の方のニーズがなくて実績がないということでよろしいでしょうか。もしかすると要望あるけど、区が審査で全部落としているから実績がないんだという可能性もありますし、あるいは問合せはあるけれどもという可能性もあるのかなと思ったんですけれども、内訳を教えていただけますでしょうか。

○のぐち委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　ニーズに関してなんですけれども、ちょっと重複するかもしれませんが、こちらの貸付金がですね、当該医療費の支払い以外には使用することができないという、それ以外の用途で使うことができないものになりますので、また、高額療養費の９割相当額までしかお貸しすることができないため、逆に制度を利用されますと残りの１割を一旦患者さ

んが自己負担しなければならないと、そういうことを御説明いたしますと制度の利用者自体がいないと、希望者がいらっしゃらないということで、実際、窓口のほうにもここ近年、御相談そのものが入っていないというふうに担当からは聞いております。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　承知しました。逆に考えると近年相談がないのであれば、もっと早く廃止してもいいんじゃないかという見方もできるのではないかなと思ったんですけれども、今回、終了を提案するといった、この時期については、区としてはどのように考えて今なのか、教えていただけますでしょうか。

一つはマイナ保険証の普及があるのかなというふうに想像はしますけれども、私もマイナ保険証を使うようになって、すごく便利だなと思うんです。便利な反面、マイナ保険証に対して抵抗感を持っていらっしゃる方もいらっしゃる、実際、使ってない方もいらっしゃると思うんですね。そうすると、実態としてもう役割を終えているというのは先ほどの御答弁でも分かったんですけれども、何らかの不平等というのは、差はないのかというところを確認させていただけますか。

○のぐち委員長　後藤課長。

○後藤国保年金課長　おっしゃるとおり、マイナ保険証の普及ということもきっかけの一つでございますが、マイナ保険証をお使いでない方でも申請によりまして限度額適用認定証という紙の証明書を発行することにより、その方の限度額をお示しすることができるようになっております。

また万一、急な入院などで限度額適用認定証すらお持ちでない場合でも今、オンライン資格確認システムがございますので、御本人の同意があれば、その医療機関のほうで、そちらのオンライン資格確認によって限度額を確認していただくことができますので、それ以上の請求をされることがないという時代の状況になっております。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　承知しました。

ごめんなさい。オンライン資格確認について教えていただきたいんですけど、これは入院した先で費用が必要になって、その場で何というんですか、マイナ保険証を登録したらオーケーですよというような形になるんですか。それとも既存のものも使い続けながらということになるんでしょうか。あと、参考までに今現在、マイナ保険証はどれぐらいの方が利用されているのか、教えていただけますか。

○のぐち委員長　後藤課長。

○後藤国保年金課長　オンライン資格確認システムなんですけれども、令和３年に始まりまして、必ずしもマイナ保険証でなくても、それまでは紙の保険証の情報を医療機関さんのほうで、手作業でシステムへアクセスしていただくことにより、その方がどこの保険に入られていて、何割負担の方で、高額療養費の限度額区分はどこまでの区分の方なのかということを確認できるというシステムでございました。基本的には全ての医療機関が義務として今、設置するようにということで国のほうも動いておりますので、そちらで御対応いただければというふうに考えております。

あと、２点目は、申し訳ありません。利用率でございますね。今ですね、50％前後だったかと思います。すみません。

○のぐち委員長　よろしいですか。

千田委員。

○千田委員　ちょっとそもそもなんですけど、この高額療養費の支払見込額の90％に相当する額という、これ私、やっと理解できたんですけど、ちょっと皆さんと理解を共通するために計算方法なんですけど、例えば医療費が100万円かかったとしたら３割負担が30万になります。30万円が本人負担ですね。限度額が10万円だとしたら差額の20％の９割、つまり18万円を借りられるということは、本人は、窓口負担は本来３割負担である30万プラス２万円を支払う32万円になるって、そのような理解でよろしいでしょうか。まずそこを。

○のぐち委員長　後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　おっしゃるとおりでございます。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　それで、23区内でこの制度を継続している区がありますか。あるとすれば何区ありますでしょうか。

それと、この国保便利帳、これに制度が、説明がないんですね。それがなぜでしょうか。

それともう１点、今、お二人の委員が質問しましたけど、使用する可能性はないかということなんですけど、ここの資料第８号の説明では「本貸付制度の必要性が低下し」となっていますね。「なくなり」とは書いてないんですね。というは、低下ということは必要性があるのではないかと思うんですけど、その３点についてお答えください。

○のぐち委員長　後藤課長。

○後藤国保年金課長　まず、本制度が引き続きある23区内で11区と把握しております。

それからですね、低下ということなんですけれども、先ほど平成27年度以降、実績がないというふうに申し上げたんですが、それ以前につきましても実は平成21年度からずっと実績のゼロが続いておりまして、26年度に１件だけ利用があったということで、過去18年間で１件のみとなっております。

26年当時はですね、オンライン資格確認システムの導入前でございましたけれども、今はシステムにおいて医療機関さんのほうでもお調べいただくことができますので、制度は役割を終えたというふうに判断をしているところでございます。

あと、便利帳に載せていないということに関してなんですけれども、ちょっと紙のページ数の関係で、ほかにもいろいろと複雑な制度の御説明に紙面を割きたいということもございまして、こちらの御案内は行っていないところでございます。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　オンライン確認システムというのが確実に行えるのか。例えばシステムを利用していないところとか、あとは故障など不具合があった場合。あと、本当に突発的なことで急な救急搬送とか、予想外の高額手術、あと限度額認定証の、限度額適用認定証の事前準備が困難な場合、あと、やはり一時的に金額の高い医療費の窓口の立替えが強いられてしまうようなリスク、あと手元に現金がないなどのいろんなリスクは考えられると思うので、全くこの制度を使う可能性が全くゼロだと言い切れていいのでしょうか。

○のぐち委員長　後藤課長。

○後藤国保年金課長　システムトラブルに関しましては、ちょっと重複するかもしれませんけれどもレセプト請求までのタイム期間もございますし、あとですね、やはり患者さんにとって残りの10％を自己負担するよりも、高額療養費全額相当を保険がダイレクトに医療機関のほうに支払ってくれるということのほうがメリットは大きいものと考えているのと、医療機関さんとしても、もしこの貸付制度を使用する、される方がいらっしゃいますと、保険が一旦立て替えない、その残りの１割部分を患者さんのほうから、医療機関さんが自ら取立てていただかないといけないということになってしまいますので、患者さんのほうに医療機関さんのほうで限度額適用認定証をつくったらどうですかとか、そういった御案内をしていただけるケースが多いというふうに考えております。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　もう１点、可能性は、使う可能性はゼロと判断していいのかと、あともう１点、先ほど11区が継続しているということなんですけど、やはり継続するからには、その理由が

あると思うんですけど、それはどのようにお考えでしょうか。

○のぐち委員長　後藤課長。

○後藤国保年金課長　可能性に関しましては、条例がもし残っていましたら御相談というものは入るかもしれませんけれども、その際には先ほど申し上げたような窓口での丁寧な御説明によって、ほかに適用可能な制度がないかということを一緒に考えていきたいというふうに思います。

残している区についてなんですけれども、実は文京区もそうだったんですが、遡って所得の申告を訂正された方などで、遡って自己負担限度額が引上げになる方がいらっしゃいまして、そうすると貸し付けた高額療養費の一部をお返しいただかないといけない、そういうケースが発生するんですね。万一、そちらが回収不能になってしまいますと、ちょっと債権が残っているという状況になってしまいますので、分かりませんけれども、そういった事情ですぐに廃止できないという事情を抱えている区があるかもしれません。

○のぐち委員長　よろしいですか。

それでは各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○千田委員　今、質問に答えていただいたんですけど、やはり使うことが全くないとは言い切れないと思うのと、それと先ほど11区の説明で、やはり廃止できない理由があるということも今、確認させていただきました。なので、この制度は、やはり制度を廃止しない、終了しないで残しておくべきだと思うので、日本共産党は議案36号に反対します。

○のぐち委員長　文京子育てさん。

○たかはま委員　私も残しておいたほうがいいのではないかという観点で、事前に課長と質疑させていただいて、ようやく、これは必要ないんだなということが理解できました。これ、やっぱりいきなり廃止って言われると、かなりびっくりしてしまう方もいらっしゃるのかなというふうに思いますので、何らかの問合せがあったときには丁寧な御説明をお願いいたします。先ほど質疑もさせていただきましたが、当初の役割を終えた事業でありまして、廃止は妥当です。議案第36号、ぶんきょう子育て.ネットは賛成であります。

○のぐち委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○沢田委員　たかはま委員の今、言ったとおり、ちょっと分かりにくいんですよね。制度が不要だということで。これだけお話を伺ったら当然、そのとおりだなって分かるんですが、そこを丁寧に説明する手段というか、方法というのがどうお考えなのかというところを先ほど

お伺いしたので、要は窓口にいらっしゃれば、逆に10％負担が必要になるということを説明して一緒に検討するということができるんですよね、ので、窓口にいらっしゃらない方たちにも、この制度で９割借りるぐらいだったら、10割を保険で出すほうが区民の皆さんにとっても、そして医療機関にとっても誰にとってもメリットがあるという、そういうことがしっかり伝わるような周知を、お願いをしたいということです。

それに尽きるんですけど、本当だったら、こうやってお願いするばっかりじゃなくて、私たち議員もその周知に協力ができると思うんですよ。何かというと、大半が国保の加入者ですからね。国保の加入者の代表として、国保の運協に、運営協議会に参加している議員もいるわけです。本当だったら運協もそうですし、この委員会の場だってネット中継をして必要な議論を必要な人が聞いていただけるようになっていれば、あ、そういうことだったんだなってすぐに分かると思うんですけれども、現状はあいにくそうでは、そうなっていないので、こういう課題も本当は一緒に議論すべきじゃないかなと思いましたので、意見として添えさせていただいて議案第36号、ＡＧＯＲＡ、賛成いたします。

○のぐち委員長　文京維新さん。

○宮崎委員　こちら、議案第36号に関しましては、医療制度のね、改正により様々なね、仕組みも導入され、そういったところでもね、改善が進んでいって、あと、こちらのね、利用実績も踏まえ、本制度のね、当初の役割を終えたという点においては本当に妥当なね、判断と言えますので、文京維新は賛成いたします。

○のぐち委員長　自由民主党さん。

○市村委員　本条例は国の制度改正により高額療養費の支給が迅速化され、従来の貸付制度を利用する必要性が大きく低下したことを踏まえ、制度の整理を行うものであります。区としても国保加入者の負担軽減と適切な支援を確保するため、現制度の運用で十分対応できる状況にあります。制度の重複を避け、行政運営の効率化を果たすという観点からも本条例の廃止は妥当であり、区民サービスの低下につながるものではありません。自民党、議案第36号、賛成いたします。

○のぐち委員長　公明党さん。

○松丸副委員長　私も以前、母親が入院をしたときにですね、この限度額認定証を受給してかなり助かった部分があったので、やっぱり非常にありがたかったんですけど、そういう意味からいくと、一定の、さっき言ったように高額療養費を支払うという一定のそういう制度、一定のそういう役割は、このことによってなくなったわけなんで、こういう貸付制度が今後

なくても十分対応できるのかなというふうに思いますので、この条例に関しまして公明党としては賛成をいたします。

○のぐち委員長　それでは審査結果を申し上げます。

賛成６、反対１。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

○のぐち委員長　それでは、続きまして議案第37号、文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例、議案第38号、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をお願いいたします。

阿部保健衛生部長。

○阿部保健衛生部長　ただいま議題とされました議案第37号、文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例及び議案第38号、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。議案集15ページからが第37号、19ページからが第38号となりますが、改正内容につきましては議案審査資料第２号及び第３号を御覧ください。

初めに議案第37号、文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例につきましては、旅館業施設の増加に伴い、公衆衛生の一層の向上並びに区民の良好な生活環境の確保及び利用者の安全の確保を図るため、旅館業施設の構造設備の基準及び管理運営に係る事項等を改めるほか、規定を整備するものでございます。

続きまして議案第38号、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例につきましては、文京区旅館業法施行条例の一部改正に伴い、旅館業の管理運営に係る事項について改めるほか、規定を整備するものでございます。

いずれの条例につきましても、公布の日から起算して３月を経過した日から施行いたします。

また、現に旅館業法の許可を受けている施設につきましては、規定に係る構造設備を新築し、増築し、もしくは改築し、又は修繕し、もしくは改良する場合を除き、新たな構造設備基準の規定を適用しない等の経過措置を設けてございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○のぐち委員長　それでは、質疑をいたします。

市村委員。

○市村委員　、これは旅館業の今、説明をいただきました。本区のですね、旅館業の現状につ

いて前にも質問させていただき、次にそれに対する国の見解、国基準との関係を問う質問を２問、それぞれさせていただきたいと思います。

まず初めに本区の現状についてですね。区内の旅館業施設数の推移と近年増加している無人運営施設の割合はどの程度なのか。また、近隣住民から寄せられている苦情の具体的な内容と件数はどうか。まず、そこからお聞きさせていただきます。

○のぐち委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　まずですね、区内のホテル、失礼いたしました。区内のですね、ホテル旅館の軒数でございますけれども、令和３年度末で49軒でした。４年度末で46軒、５年度末で47軒、６年度末で50軒、７年度末で62軒、８年８月末で67軒となってございます。

そのうち、ＩＣＴ機器を活用して無人で運営している施設につきましては、本年８月末現在ですけれども16施設ございます。全体の23％を占めております。また、ＩＣＴ機器の活用を認めました平成30年度以降に設置されたホテル34施設の中に限定すればですね、その割合は47％となっているところでございます。

また、これまでですね、近隣の住民の方からですね、区に寄せられた意見や苦情につきましては、88名の方から延べ216件いただいているところでございますけれども、やはり一番多いのがですね、近隣の生活環境に関するものが113件と多く、次いでフロントの設置や従事者の常駐等、営業や運営に関するものが45件となっているところでございます。

○のぐち委員長　市村委員。

○市村委員　ありがとうございます。今、るる課長から状況を説明していただきました。

次に、民泊、住宅宿泊事業に対する文京区独自の厳しい営業規定により、旅館業許可へ転換する事例が増えているとの指摘がございます。区として民泊規制と旅館業規定との整合性をどのように捉えているのか、お答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　まずですね、他区において俗に言う民泊、住宅宿泊事業に関する条例が先行して改正しているところがございますので、区としても情報収集を行っているところでございます。御指摘の、その中でですね、御指摘の事象が起きていることは区としても認識をしているところでございます。

ただ、今回の旅館業に関わる条例改正につきましては、あくまでも公衆衛生の一層の向上並びに区民の良好な生活環境及び利用者の安全の確保を図るために行うものでございます。ただ一方ですね、今回の旅館業法の条例改正が結果として、住宅宿泊事業から民泊への転換

に一定のハードルになるということは区としても認識してございます。これはあくまでも副次的な事象として捉えてございまして、こちらとしては、これを目的に改正しているところではございません。

○のぐち委員長　市村委員。

○市村委員　ありがとうございます。次にですね、国の見解、国基準との関係を問う質問をさせていただきます。

国は旅館業法等において、ＩＣＴを活用した無人チェックインや10分以内の駆けつけ体制を認める方向で緩和をしている状況であります。今回の文京区の条例改正は国の緩和と異なる常駐義務化を採用しておりますが、その理由と国との整合性をまず御説明いただきたいと。

もう１点、行っちゃいましょうかね。２問目、フロント設置について国は緩和方向だが区は義務化を今回しております。国基準との差異を区民の安全確保の観点から御説明をいただきたいと思います。よろしく２点お願いいたします。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　まずですね、最初の御質問でございますけれども、本年１月と６月に国から発せられました通知におきまして、地域の実情に応じて施設内フロントの設置及び従事者の施設内常駐を条例で規定することは可能であるということが明らかになりました。それを受けまして、住宅地にですね、小規模のホテルが増えたことや感染症等のホテルでの危機管理対応、近隣の生活環境保持等の必要性から今回の条例案を提案させていただいているところでございます。したがいまして、国との整合性についてはしっかり図られているというふうに認識しているところでございます。

次がですね、フロントの設置についての御質問になりますけれども、もともとフロントの設置については旅館業法施行令におきまして玄関帳場、いわゆるフロントの設置については規定がございます。国はＩＣＴ機器の活用をフロントの代替施設として利用しての運用を認めてございますけれども、フロントにはチェックイン機能のほかにもですね、感染症やその他危機的状況が発生したときの医療や行政、警察等との連携、報告、連絡の窓口となり、速やかに事態の収拾を図ることも求められているところではございます。

加えて、利用者がホテル内で緊急的な事象に遭遇した場合にですね、助けを求めて駆け込む場所としての機能も有しているということもございますので、昨今ですね、住宅地に無人のホテルや旅館が増えまして、区としては増えてきたことから、区としてはこういった機能を重視しており、無人のホテルでは十分に機能しにくいと考え、今回フロントの設置を求め

たところでございます。

○のぐち委員長　市村委員。

○市村委員　るる御説明ありがとうございます。ただいまね、課長から本区の現状、そして国との見解、国基準との違い、丁寧に説明をしていただきましてありがとうございます。あとは態度表明でまた説明させていただきます。よろしくお願いします。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　私から二つです。一つは、先ほどの市村委員の話にもあったんですが、ただ、前回の委員会でも議論したところなので改めて申し上げますが、この条例の旅館と、あとで出てくる民泊ですね。この二つのルールが、ルールというか、条例が近隣区で一斉に今、動いていますよね。前回の委員会で議論した以降も様々な動きがありますので、総じてルールは住民を守る方向にシフトしてきていると思いますので、今後もこの近隣区のこの二つのルールの動きを同時に注視しておく必要がありますよねという、今の御答弁で結構なんですが、これが一つで。

もう一つなんですが、これは今回、ただ前回も申し上げましたかね。住民自治の観点で課題がないかというところなんですね。特に今回のパブリックコメントです。パブリックコメントの結果の中から浮き彫りになった問題の一つで、既存の施設にどこまで適用するかについてです。

パブリックコメントにもフロントの設置と従業員の常駐、先ほどの二つの大きな課題ですが、この二つは既存施設の事業者にも数年の経過措置を設けた上で適用すべきという意見がありました。ナンバー10の方です。一方で、今回の改正は条例の改正案の付則の最後の経過措置のところですかね、ここにあるとおり、この２点、今、申し上げた２点、つまりフロントの設置と従業員の常駐については、既存施設には適用しないというお考えということでよろしいでしょうか。

○のぐち委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　正確に申し上げますと、実は現在も従業員の常駐というのは義務付けられてございます。要は同一施設の中にいるか、いないかというところになりますので、まず、常駐につきましては、やはり施設に常駐するための設備の整備が必要になります。現在、現時点におきまして、それを今、実際ＩＣＴでやっているような事業者にそれを強いるのはなかなかちょっと現実的には難しい。もともと、ちゃんと法令にのっとって許可を取って営業されている方たちですので、そこにつきましては、やはり施設の大きな改修だとか、改良だ

とか、そういったところに合わせて、ぜひ条例にのっとった形で運営していただくことを求めていきたいと考えているところでございます。

あともう一つは何だっけ。フロントの設置についても基本的には同じでして、やはりもともとフロントがなくても営業ができるという立てつけの中で、その制度の中で申請をされて許可をされている事業所でございますので、あくまでもやはり大きな施設改修だとか、設備整備のときの改修のときに、併せてこちらとしては求めていきたいというふうに考えているところでございます。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　ごめんなさい。まず、私の誤解というか、表現が適切じゃなかったところをおわびします。同一施設に常駐をしているかどうかというところで、恐らくこのパブリックコメントをお送りいただいた方も、そういう意味での常駐を求めるような御意見だったんじゃ、要は、同一施設に常駐をしてもらえないかという御意見だったんじゃないかと思うんですけど、私もちょっと近隣区の状況を調べてみたら、恐らく同じような御事情なんだと思うんですよね。ほかの区も。いわゆる同一施設への常駐であるとか、フロントの設置について今回、この近年、条例を改正した区もほぼ、区とか、ほかの近隣の自治体さんもそうなんですけど、新規施設のみが対象になっているところがほとんどなんですよね。

ただですね、お伺いしたいのはまず、まずこれ、この中にちょっと細かく２点あって、一つは、これは今、おっしゃった難しいんだと、既存の施設は、既存のルールで許可をとっている施設に対して新しい上乗せの規制をかけることは難しいとおっしゃったのは、これは法的に問題があるからできないということなのか、ほかに何かのリスクがあって区として難しい、よって、やらないという判断をされているかというところをまずクリアにしていただきたいのが１点で。

もう一つなんですが、切ったほうがいいですか。１回切りましょうか。１回切ります。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　法的に全くできないのかって言われますと、なかなか、そういうことはないかと思いますが、ただ、やっぱり一定、制度にのっとって申請をされて、区はそれにのっとって審査をして今、その状況で許可をしたものをですね、後から条例を改正して、それを一方的というか、そこに適用するということにつきましては、やはり事業の安定性とか、今後の事業者のやっぱり動向なんかにも非常に大きな影響があるということもございます。

また、事業者のほうも財産を投入しながらやっているところもございますので、そういっ

たところにつきまして、やはり一定程度守る必要があるかと。その中で区民の方の生活環境をいかに守っていくかという中での今回の条例改正になりますので、そこについては当然ながら、そういったところを加味しながらの、何ですかね、公共の福祉と事業者負担、負担の均衡を取りながら条例改正をしたといったところでございます。そういったところもございますので、リスクといえば、場合によっては訴訟になることもありということは認識しているところでございます。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　お伺いするとおり、非常に難しいバランスの中での御判断をされているということで、法的にできないわけではないが、区が訴えられる、財産権の侵害ということで事業者さんに訴えられるリスクはあるんだろうなということは認識をできました。

ただ一方でというところなんですが、恐らく課長さんが今、おっしゃった公共の福祉のほうで、住民のニーズはそうじゃないんじゃないでしょうかということなんですよね。今回のパブリックコメントでは、その文面から推測すると、この方、恐らく住民なんだろうな、この方は事業者さんなんだろうなみたいなものがあるんですけど、区としては、そういうどういう立場の方からの御意見なのかというところを、把握をされているんですかね。１回切りましょうか、ここで。お願いします。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　今回18名の方でパブリックコメントのコメントいただきましたけれども、やはりこちらとしても中身を把握させていただいてございます。10名の方は区民の方でした。あと６名の方が区内の事業者で、あと２名がその他という形で、こちらのほうとしても区としては把握させていただいているところでございます。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　分かりました。それって、ここでお話しされている以上、公開情報なので、当然、区民の方たちにも説明ができる部分ですよね。

何かと申し上げると、ほかの自治体のデータで墨田区さんが今年４月にもう施行されていますよね。条例改正が施行されている。その際に行ったパブリックコメントの中で、既存施設を対象外にすることについての賛否を聞いているんですよ。これを住民なのか、事業者の方なのかというところで結果を出しているんですけど、住民のほうの結果は賛成ゼロ、反対69とかなんですよね。一方で事業者さんは賛成４、反対４で拮抗してたりするんですけど。

要は、この今、おっしゃったとおり10人の方は住民の方なので、住民の回答が多かったと

いうことだろうとは思うんですけれど、今回のパブリックコメントで住民の声を的確に反映できていると、結果として、今回の条例改正は、そうお考えでしょうか。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　もともと旅館にしてもホテルにしても法令に基づいた許可の中でやっているところでございますので、確かに住民の方につきましては、やはり既存の施設についてもというお話がありましたけれども、区といたしましては、どちらも適切に守っていかなきゃいけないと考えてございます。その中で、どこが落としどころというか、どこだったらというところで今回条例をと御提案させていただきました。

確かに既存の施設に全て適用されれば、もしかすると区民の方、10名の方につきましては御理解いただけたのかもしれませんが、ただ、そうは言いましても先ほど申し上げたとおり、法令にのっとって許可を得られて運営している方たちでございますので、その辺のところはなかなか、後からつけた条例を後追いで上乗せ規制するということは一定程度、難しい。なので、当然ながら施設の改修等々があったタイミングではしっかり求めていきたいというふうに考えているところでございます。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　今、おっしゃったところなんです。住民の理解を得るために、もうこの議論を聞いていれば当然、住民の方だって、あ、これだけ検討した上で出した、もう、いわゆる苦心をされた上で出てきた提案なんだなということは理解できると思うんですけどね。今、申し上げたとおり、この委員会は中継されてないので傍聴に来た方とか、後で議事録を見た方じゃないと、この状況が分からないわけですよ。ですので、何かの形でパブリックコメントを寄せていただいた住民の方、そして、その裏にたくさんいらっしゃるであろう、この状況を見守っている方たちにしっかりとお伝えをいただけるようにお願いをしたいと思います。

何でこんなに言うのかというと、先ほど市村委員の発言の中にもありましたが民泊から旅館へのその転換ですよね。いわゆるこれ、前回の委員会で指摘しましたので、もう申し上げませんが、駆け込みですよ。規制が強化される前に許可を取ってしまおうと思われるような実態というか、現状を私は地元でも、もうこの直近でですよ、２件伺っていて、説明会に参加したりしているんですけれども、この条例改正の検討が始まってから起きていると思うんですよ。そういった駆け込みと思われるような事例の件数というのは把握されているんでしょうか。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　まずですね、駆け込みかどうかというのは、こちらとしても事業者に確認するとですね、なかなかそうは言わないところがございますので、あくまでも民泊から旅館等々に転換した数になりますけれども、令和７年度につきましては、民泊12施設がですね、旅館５施設に転換されております。令和８年度、今年度につきましては、民泊５施設が旅館２施設に転換されているといった実態がございます。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　承知しました。私はですね、この駆け込みが起きるのは、要は既存施設が適用除外であって、経過措置の中にも例えば３年後になるとこれが適用されますよみたいな、そういうものがないから、今のうちに許可を取ってしまえば従前のルールで取れて、そのまま営業が続けられるからということが駆け込みにつながっているんじゃないかと思うので、これだけ時間をかけて、いわゆる既存施設への適用についての課題を伺ってきたわけです。

その適用、実際に既存施設を適用除外にしないといけない法的根拠はないということでしたので、これは、サンプルは１軒だけですけどね、民泊から旅館に事業転換をするというお話を伺った施設は、民泊だったときは隣の住民の方が夜ごと騒音に悩まされ、寝ているのに起こされ、常駐の従業員いませんよね。連絡先もなかなかつながらない。そうすると御自身が深夜に起き出して証拠を集めて、それを１年分集めて書類をつくって、区にお送りして相談をしたというような、そういう御苦労された方のお話を伺っているわけです。これが旅館になってですよ。もし同じことが毎日続いたら、これはもうやってられないわけですよね。そこは区としても対策をお考えなんでしょうかというところを最後、お伺いします。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　先ほど法的根拠のお話がありましたけれども、やはりですね、法律関係の安定性がありますので、後から来たものをぽんぽん、ぽんぽん、上乗せで適用するわけにはやはりいかないかなと思います。

あと２件目の実際、個別の案件のお話でございましたけれども、もしそういった形で引き続き騒音があるということであれば、区も一緒になって、その事業者については指導し、これまでもずっと指導してきていますけれども、今後も順次指導していきたいというふうに考えているところでございます。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　もちろん私も存じ上げているんです。これまでも一生懸命、御指導いただいていたことは存じ上げているんですが、結果的には根本的な解消がないまま今回、旅館業への転

換という流れになっているので、これが同じような指導はしているけど改善されないという状況のないように、旅館業の場合は区としてもその指導の在り方であるとか、許可の在り方であるとか、民泊とは大きく変わってくるでしょうから、ぜひ今後のフォローをいただきたいということです。

以上です。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　今の駆け込みの議論なんですけれども、具体的な施行期日がいつになるのか、教えていただけますでしょうか。地方自治法で議決から３日以内に区長に送付して、区長は受け取ってから20日以内に公布と定められていますけれども、何日というのが意外に分からないなと思ったので教えていただけますか。

○のぐち委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　この条例につきましては、要は事業者の財産権に大きな影響を与えるところもございますので、周知期間を一定程度、取ってございます。そのため、議決後３か月を経過した日としてさせていただいて、施行とさせていただいているところでございます。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　議決から３か月ということですね。承知いたしました。ありがとうございます。

住民の側からすれば、私も住民の１人ですけれども今、慌てて民泊から転換だとか、あとは新設ですよね。急に起きてしまうと、それはどうなんだろうという考えになるというのは他区の事例からも聞いております。ただ一方で、事業者さんがこれまで計画を立てて、物件を見て、申し込んで契約をしてという流れの中で、３か月というところがどうなのかというところは、区としてはどういうふうに捉えていらっしゃいますでしょうか。

例えば議決の日の前の日に物件を契約したとなると、そこからオープンまでって、どうなんでしょうね、３か月、ちょっと分からないんですけど、区としてはどういうふうに捉えられているのか。そこで一方的な規制というふうになってしまうと、先ほど訴訟という話もありましたけれどもトラブルになりかねないのではないかと心配しています。

○のぐち委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　基本的に制度の変更に関しては、そういったところがつきものかなというふうに考えているところでございます。議決前に物件を契約した場合につきましても、大変申し訳ないですけれども、やっぱりその３か月の間に許可が出なかった場合につきまして

は当然、新しい条例の対象にさせていただきたいと思います。

ただ、例えば前日に契約をして、その３か月の間に当然、旅館なんで住民説明会もありますので、そういったものをスムーズにやって３か月前に許可が出るようであれば、当然それは旧条例の対応になりますので、その中で実際、事業者がどんな形で書類を整えて施設をしっかり改修するか、そこに尽きるのかなというふうに考えているところでございます。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　承知しました。御答弁ありがとうございます。そこのところで不公平のないようにしっかりと周知していただいてというところはお願いします。

それから、前回の報告の骨子案から条例案の中で変更した点を教えていただけますでしょうか。その理由と併せて、具体的に、ここはこういう理由で変わったというところを教えていただきたいと思います。

先ほどの沢田委員の御質疑のところでパブリックコメント、区民参画というところでの視点でございましたけれども、私の私見ですけど、印象としては、せっかくいろいろと御意見いただいているんですけれども、区としてはちょっとテンプレ通りというか、冷たい回答になっている。何かこのパブリックコメントを、特にパブリックコメントを受け入れて変えたようなところがあれば教えていただきたいと思います。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　今回パブリックコメントをやった際にですね、やはり来た意見がすごく偏っているとか、明らかに二分されているというのはもう明白だったところでございます。区としては、それまでにですね、先ほど来、申し上げていますように、事業者と区民の方の両方の権利を一定程度、お互いに守っていきたいというところもございましたので、今回のパブリックコメントを受けて内容を変えたというところはございません。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　分かりました。これ、38号の質疑も一緒にでしたでしょうか。

○のぐち委員長　大丈夫です。

○たかはま委員　ありがとうございます。38号の資料のページでいうと３ページで、インターネットその他の公衆が容易に確認することができる方法によるところができるというところですが、これも確かパブリックコメントでの御意見だったかと思うんですけれども、果たして夜間だとか御高齢の方だとか、インターネットで連絡先を見られるのかというところの懸念に対して、区はどういうふうに捉えていらっしゃるのかというところをお願い、私自身も

一々ネットで検索して、何か必要なときに連絡先をというのは、ひと手間増えたなという印象になると思うんです。

一方で、区のほうの条例の改正案では、インターネットの利用その他の公衆が容易に確認することができるというふうに書いてあるんですね。代替手段であれば分かりますけど、それを容易と表現するのはいかがなのかなというところを確認させてください。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　まず、インターネット等での表示を認めているような場合は、要は施設に常駐しているホテルのみでございますので、当然、そこで現地に行っていただければお話が聞けるといったところで、インターネットを認めているところでございます。常駐していないホテルにつきましては、掲示物をしっかり掲示することを求めているところでございますので、仮にいなければ当然、掲示物を出していただくと。ただ、そこに人が常駐して、中で聞ければ、そこはインターネットで代替を認めるといったところでなっているところでございます。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　分かりました。

一方で、常駐といっても必ず窓口に座っているというわけじゃなくて、清掃でちょっと席を離れるとかというところもあるんじゃないかなと思うんですよね。そうなったときに、ここに限らずですけれども、インターネットで載っけていればいいよというところは、区民の側からするとちょっと不親切なんじゃないかなって感じられるところもあるんじゃないかなと思うんです。この条例は条例ということで分かりましたけれども、特に区民の方には分かりやすく表示するようにというところは求めていっていただきたいなと思います。

○のぐち委員長　ほかによろしいですか。

それでは態度表明、まず、議案第37号からお願いいたします。同じで。

千田委員。

○千田委員　第38号のほうについて質問させていただきますが、ホテルや旅館がフロントを設置しないということが、2018年６月15日に旅館業法改定によりＩＣＴ機器などの活用によって法的に解禁されました。さらに規制緩和が進んで2025年４月１日から厚生労働省の旅館業法における衛生等管理要領が改正され、ビデオカメラや、そういった遠隔地での本人確認や自動チェックイン機を介入した本人確認が正式に導入されました。これによりスタッフが常駐しない完全無人型施設の施設であっても、国が定める基準を満たせていれば営業が可能と

いうふうになっていました。

そのような中で国がどんどん旅館業を規制緩和する中で、文京区はやはりこの規制を守ろうということで一定程度、この管理運営に関する条例のほうに残したりしたと思うんですけど、ちょっとその点について御説明ください。

○のぐち委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　当時ですね、簡易宿所につきましては、やはりほかのホテルや旅館等の形態が違います。例えば見ず知らずの人がスペースを共有したりとかもございましたので、そこにつきましては、こちらの管理運営の条例のほうに一部残しているといったところでございます。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　あとは動線とか従業員の常駐など、その辺はいかがでしょうか。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　まず、動線等々につきましてはホテル、旅館につきましては施行条例の中に規定がございますので、あくまでもこちらについてあるのは簡宿等々の話、一部、動線につきましても書いてはありますけれども、そういったところの話の中でですね、一定程度、すみ分けをして、国のほうからですね、施行条例につきましては、やはりなかなか上乗せの規制が難しいということがありましたので、それにのっとった形で条例をつくらせていただいているといったところでございます。

○のぐち委員長　よろしいですか。

それでは、まず議案第37号、文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例の審査を行います。

自由民主党さん。

○市村委員　今回の改正は近年の旅館業施設の増加、とりわけ無人運営施設の拡大により、区民生活に様々な影響が生じている現状を踏まえた極めて重要な改正であります。文京区では深夜の出入り、騒音、ごみの放置など、地域の静穏なる生活環境が損なわれる事態が増えており、区民の皆様からの不安の声が寄せられております。こうした課題に対し、従事者の常駐義務化や玄関帳場の設置、住居との動線分離など、生活環境の保全に直結する実効性のある対策を講じる今回の改正は区民の安心を守るために不可欠なものと考えます。

また、利用者の安全確保、公衆衛生の向上という観点からも浴室、サウナ、衛生設備の基準強化や緊急時対応を可能とする従事者常駐の仕組みは宿泊者の安全を高めるものであり、

区として適切な判断であります。

さらに文京区は民泊に対し厳しい営業規制を設けておりますが、その結果、民泊から旅館業への転換が進み、無人で365日稼働する施設が増加するという制度の抜け道が生じておりました。今回の改正は民泊条例との整合性を図り、地域全体の秩序を守るための必然的な対応であり、評価するものであります。国は自治体が地域特性に応じて上乗せ規制を行うことを認めており、本区の今回の改正は国の制度の枠内で文京地区、住宅密集地という本区の特性を踏まえた妥当な判断と考えます。

以上の理由から、本条例改正は区民の生活環境を守り、利用者の安全を確保し、地域の秩序を維持するための極めて重要な改正でありますので、自民党、議案37号、賛成いたします。

○のぐち委員長　文京維新さん。

○宮崎委員　こちらね、旅館業施設の増加に伴い、公衆衛生のね、向上、区民の良好な生活環境の確保、あと利用者の方にもね、こちら、安全に利用していただける環境の確保、こちらにつなげていただくためにも、文京維新は議案第37号、賛成いたします。

○のぐち委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○沢田委員　先ほど指摘をしたとおりですが１点、一番大事な点はパブリックコメント、今回も実施をしていて、これだけ住民の方の声を頂いている以上、住民自治の文京区ですから、まず、その声を反映するか、反映できない場合はその理由を丁寧に説明をして理解をしてもらう必要があると思いますので、これは今回の条例が改正された後も引き続く課題、特にこれからが条例の改正後に重要になってくる説明責任の課題だと思いますので、区としてもしっかり改正後も取り組んでいただきたいという意見を添えて、議案第37号、ＡＧＯＲＡ、賛成いたします。

○のぐち委員長　文京子育てさん。

○たかはま委員　区民の生活の安心を守るための条例改正と判断いたしますので、議案第37号、ぶんきょう子育て.ネットは賛成であります。

○のぐち委員長　日本共産党さん。

○千田委員　この問題は６月15日の厚生委員会のほうで骨子案を議論しました。その中で従事者の常駐義務化、フロント設置の義務化、あと、サウナですね。サウナ室に関する基準の追加、国内に住所を有する代理人の選任義務、施設内に従事者が常駐できる一室、客室外の専用便所の設置、簡易宿所営業施設での利用者の保護や衛生環境の向上を図る、このような改正になっております。区民の良好な生活環境の確保及び利用者の安全を確保するために必要

なものと認識していますので、日本共産党、議案第37号、賛成します。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　すいません。先ほど施行日、議決の日と申し上げましたけど、大変申し訳ございませんでした。公布の日から３か月になります。すいません。申し訳ございませんでした。

○のぐち委員長　じゃ、続けます。公明党さん。

○松丸副委員長　近年、いろんなインバウンドの関係で多くの方がこの文京区にも訪れるということになっておりますけども、そういった中で、やはりしっかりと規制も強化しながら安心で安全なこの文京区という中で、この事業がですね、進んでいくために必要な条例であると思いますので、公明党、賛成をいたします。

○のぐち委員長　それでは、審査結果を申し上げます。

賛成７、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

○のぐち委員長　続きまして、議案第38号の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○千田委員　この度の旅館業法施行条例の一部を改正で移管されたことによる条例改正なので、日本共産党、議案第38号、賛成します。

○のぐち委員長　文京子育てさん。

○たかはま委員　先ほど同様に議案第38号、ぶんきょう子育て.ネットは賛成であります。

○のぐち委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○沢田委員　アゴラも同様です。賛成です。

○のぐち委員長　文京維新さん。

○宮崎委員　こちらに関しても区民の良好な生活環境、利用者の方にも安心安全に利用していただける環境の確保のための適切な管理・運営を実施につなげていただくためにも、文京維新は議案第38号、賛成いたします。

○のぐち委員長　自由民主党さん。

○市村委員　議案第37号と同様の意見を付して、自民党、議案第38号、賛成いたします。

○のぐち委員長　公明党さん。

○松丸副委員長　公明党も先ほどの37号と同じ意見を付して、38号、賛成いたします。

○のぐち委員長　審査結果を申し上げます。

賛成７、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○のぐち委員長　続きまして、付託請願審査４件に入りたいと思います。

請願受理第19号、新型コロナワクチン接種による健康被害の救済を求める請願です。

請願文書表データの15ページを御覧ください。

……

・受理年月日及び番号　　令和８年９月８日　　第19号

・件　　名　　新型コロナワクチン接種による健康被害の救済を求める請願

・請　願　者　　・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・

・・・・

・紹介議員　　関　川　　けさ子

・請願の要旨　　次頁のとおり

・付託委員会　　厚生委員会

・請願理由

通常、ワクチン開発は約10年かかります。しかし新型コロナワクチンは、１年未満で実用化されました。2021年、「治験中」の新型コロナワクチンは「努力義務」となり、文京区民の70.8%（162,494人）が接種しました。

新型コロナワクチンは、従来型のワクチンとは異なる「ｍＲＮＡワクチン」です。この「ｍＲＮＡワクチン」は、人類にはじめて使用された遺伝子ワクチン（遺伝子導入製剤）です。

現在、新型コロナワクチンの「予防接種健康被害救済制度」の受理件数は１万5,000件を超え、ワクチン史上最大の健康被害になっています。「予防接種健康被害救済制度」における死亡認定数も過去にない規模です。これまでの全てのワクチン（新型コロナワクチン除く）は約49年間で174件に対し、新型コロナワクチンは約５年で1,079件が死亡認定されています。文京区でも救済申請が出ており、死亡一時金、障害年金、医療費などが国から認定されています。なお、救済制度への申請はハードルが高いことが指摘されており、これらの健康被害は氷山の一角とみられます。

「予防接種健康被害救済制度」への申請には、ワクチン接種後の体調不良に関する医療機関のカルテが必要です。医師法では、カルテの保存期間は５年です。そのため、2021年２月

から始まった新型コロナワクチン接種で体調不良になり医療機関を受診した際のカルテは、2026年２月以降に破棄が始まっている可能性があります。文京区民からは４年前の健康被害救済の申請が複数件行われており、５年を超えて申請が行われる可能性も十分想定されます。大阪府では「カルテの保存期間の延長を求める意見書」が全会一致で可決されています。意見書では、救済制度への申請が「無期限」であっても、診療情報が残っていなければ因果関係を示す資料が不足し、申請そのものが困難となる、あるいは資料不足を理由に否認される事態が生じる恐れもあることが明記されています。

なお、「予防接種健康被害救済制度」の救済はあくまでも金銭面であり、亡くなった人や健康な体が戻ってくるわけではありません。「ｍＲＮＡワクチン」は人類にはじめて使用された遺伝子ワクチンであり、有効な治療法もまだ確立されていません。慢性的な疾患を抱え続け、生活や人生が大きく変わってしまった当事者も少なくありません。そのような中、「ｍＲＮＡワクチン」は「インフルエンザワクチン」をはじめ様々な予防接種に応用されることが見込まれています。

長年にわたり薬害問題に取り組んでいる福島雅典京都大学名誉教授は今回の新型コロナワクチンを「未曾有の薬害」と指摘しています。将来的に国が薬害と認定した場合、接種当時の症状が分かるカルテがないと、当時の症状が証明できず、区民の救済認定が困難になる可能性もあります。また、現在は原因不明とされるワクチン接種後の症状も、今後研究が進めば将来的に救済されるかもしれません。救済できる区民は一人でも救済できるよう、区としての責任を果たして下さい。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

・請願事項

１　新型コロナワクチンが将来的に薬害となる可能性も想定し、カルテが破棄されることによって当時治験中のワクチンを接種した16万人以上の区民が将来にわたり不利益を被ることがないよう、対策を行うこと。

２　区のホームページで、カルテの破棄が始まっていることや「予防接種健康被害救済制度」への申請希望者は破棄になる前にカルテを入手するよう迅速に広報すること。

３　区報で、カルテの破棄が始まっていることや「予防接種健康被害救済制度」への申請希望者は破棄になる前にカルテを入手するよう迅速に広報すること。

４　新型コロナワクチンによる健康被害者救済のため、「予防接種健康被害救済制度」への申請に必要な令和２～５年度の特例臨時接種時のカルテや死亡診断書等の保存期間の延長

を医師会や区内の医療機関に求めること。

５　新型コロナワクチンによる健康被害者救済のため、「予防接種健康被害救済制度」への申請に必要な令和２～５年度の特例臨時接種時のカルテや死亡診断書等の保存期間の延長を国に求めること。

……

○のぐち委員長　この請願は、新型コロナワクチンが将来的に薬害となる可能性も想定し、カルテが破棄されることによって、当時治験中のワクチンを接種した16万人以上の国民が将来にわたり不利益を被ることがないよう対策を行うことなど、５項目について区に働きかけや国に要望を求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

千田委員。

○千田委員　新型コロナワクチンに関する予防接種被害救済制度における死亡認定数ですね、ここの請願理由にも書かれているんですが1,079件となっています。後遺症に関する障害年金の認定数は御存じでしょうか。

○のぐち委員長　小島予防対策課長。

○小島予防対策課長　障害年金につきましては、認定件数は国で228件となっております。

○のぐち委員長　千田委員。よろしいですか。

ほかの委員の皆さんはよろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。ごめんなさい、１から５までお願いします。

○市村委員　失礼しました。今回の請願は６月定例議会と内容が同一であり、区としての追加の措置を求める必要性は認められませんので、自民党、請願第19号１項から５項とも不採択でございます。

○のぐち委員長　文京維新さん。

○宮崎委員　こちらの請願に関しましては、請願事項１に関しましては、ここに出ています対策というものがカルテをね、残すというような対応だとしますと、そのカルテの保管場所、また紙ではなくデータ管理するとしてもね、そのサーバー代などのコストはどうしていくのかという点、カルテはね、究極の個人情報という観点も踏まえまして、その保存にも無料ではなく経費と場所が必要であること、また、その安全性のね、担保が診療所や病院の経営状況も考慮したりしますと変わってきてしまうという点、懸念もあり、その点について区側か

ら細かい指示を出していくことが適切かどうかという点。

国立病院からね、民間のクリニックにまで５年を超えて永久に保管することとね、区側から強制することは経営やね、管理スペースの面からも現実的ではないと考えられますし、区側と医療機関のこれまでの連携や信頼関係にも影響を及ぼしかねないという懸念も残ります。

また、区はね、予防対策課を中心に予防接種健康被害制度への申請希望者にも今までの申請者から現在を含め丁寧な細かい対応をしていただいており、今後も引き続き対応していただきたいと思います。

以上のことから、請願事項１は不採択といたします。

請願事項２と３の周知の面に関しましては、ホームページのほかにも新型コロナウイルス接種時に予防接種を受ける方を対象に配布された、新型コロナウイルスの予防接種に関してのお知らせにも記載されていることから、ほぼ全区民への周知は行っていることなど、周知体制、周知をする機会に関してはほかの制度に比べても充実していると考えられます。申請サポートの対応に関しましても、区からの説明、確認など、お問合せに対して細かく対応されており、また、カルテが破棄になる前に入手するよう広報することの実施も、不確実なね、ものに対して余計な不安をあおるようなことになる結果のね、可能性があることも考慮する必要性もあると考えます。

以前にもね、同趣旨の請願に関して意見表明をしたかと思いますが、ホームページ等を含む区の広報ではね、区側で適当に載せたいものを選んで何でも載せているわけではなく、しっかりね、広報すべきものを精査された上で広報されていることからも、請願事項２、３に関しても不採択といたします。なお、国にはね、引き続き広報されるべきものをしっかり広報していただくことと、各制度の周知に関して引き続きしっかりと行っていただきますよう改めてお願い申し上げます。

最後に請願事項４と５に関しましては、令和８年３月に予防接種法に基づく健康被害救済制度に関して再度留意いただきたいと国からも発せられており、それに沿って対応されていること、今、まさにね、国が責任を持ってそのような動きに乗り出して動いているのを見守り、慎重に進めていくことが重要ではないかと考えます。

医療機関のカルテは医師法により５年間の保存義務があり、これはコロナワクチンに限らず全ての医療行為で共通です。国立病院から民間の１クリニックにまで５年を超えて永久に保管することと、行政側から強制することは、経営や管理スペースの面からも現実的でないと考えられること、国単位ならまだしも、各自治体ごとにね、カルテの保存期間の延長を直

接地域の医師会や医療機関に求め、実施する話となると自治体と医療機関とのこれまでの連携やね、信頼関係にもね、影響を及ぼしかねないという懸念も残ります。

以上の点からも、４と５に関しても不採択といたしますが、今後この件に関しまして区側と国や医師会との意見交換があった際などは、区からもこのような区民の声が届いているということを伝えていただき、この先の将来、起こるかもしれない問題に関してのさらなる意識強化や予防策の制度整備の迅速化などにはつなげていただければと思います。

以上です。

○のぐち委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○沢田委員　前回６月定例議会で審査した請願４号なんですが、これと類似しているので、そこでも私が述べたとおりなんですが、請願事項の１については、もし将来、薬害に認定されたときに区民に不利益が出ないようにという内容なんですよね。ですので区民の権利から考えると、この願意は妥当ですし、実現可能性もあるんですが、ただ、文意の対策を行うという、その請願の内容です。この請願事項の指しているものが、やはり曖昧で、内容によっては区の権限事項に当てはまらない可能性があるため、採択はしがたいということで、不採択といたします。

また、２番から、請願事項の２番から５番までも前回の６月定例議会で審査した請願４号と同様の内容ですので、同じく、同じ理由で不採択といたします。

○のぐち委員長　文京子育てさん。

○たかはま委員　救済制度の請求に期限がない一方で、申請に必要なカルテが失われかねないという懸念には理解いたします。しかしカルテの保存期間は医師法で定められた全国一律となっており、その延長には医療機関の保管費用を誰が負担するのか、それから個人情報をどういうふうに守っていくのかといったような課題がありまして、国において慎重に検討されるべき事項と考えます。国では既に省令を改正する等、対応は検討されているところです。また、本請願はこれまで本委員会で不採択としてきた請願と同様に将来的に薬害となる可能性を前提としており、判断を変える新たな事情は示されておりません。

以上の理由により、請願受理第19号第１項から第５号までは不採択といたします。

○のぐち委員長　日本共産党さん。

○千田委員　新型コロナウイルスワクチンは2021年２月から始まりました。当初はＡ類疾病でしたが、2024年度からは予防接種法上のＢ類疾病に位置付けられ、2024年10月１日からは重症化予防を目的に、65歳以上及び60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する人を対象に実

施される定期接種が開始され、現在でも続いております。

新型コロナウイルスワクチンに関する予防接種被害救済制度における死亡認定数は1,070件、後遺症に関する障害年金は先ほどお答えいただきましたけど228件です。これは審査会が改正されるたびに認定数は増え続けている現状にあります。この予防接種救済法が発足したのは、1977年なんですね。それから2021年の44年間の間に予防接種法上の全てのワクチン、これ24ワクチンあるんですけど、この接種に関する死亡認定数は合計151件なんです。障害年金の認定数は、この40年間で470件なんです。新型コロナウイルスワクチン単独で、しかも2021年からの短期間で死亡が1,070件、先ほど私、44年間で151件と申しましたが、新型コロナウイルスワクチン単独では、たった僅かな2021年からの期間で1,070件報告されております。認定数がいかに多いかは誰の目にも明らかだと思います。

医師法及び健康保険法上により、診療録、カルテの保存期間は原則として完結の日から５年です。2021年２月以降に開始された新型コロナワクチン接種後、体調不良で医療機関を受診した際のカルテは５年間経過すると順次廃棄されていきます。2026年２月以降に廃棄が始まっている可能性があります。国の予防接種健康被害救済制度は、認定されれば医療費など支給されますが、申請にはカルテを含む様々な書類が必要です。そして新型コロナワクチンはメッセンジャーＲＮＡで人類史上、初めて使用された遺伝子製剤です。どのような副作用がどれくらいの期間で発症するかは、未知、解明できておりません。

健康被害救済のためには、カルテや死亡診断書の保存期間の延長は必須です。保存期間の延長を医師会、区内医療機関、そして国に求めるべきです。また、申請希望者には廃棄前にカルテを入手することを迅速に広報することも必要です。

このような理由により、日本共産党は請願19号１項から５項を採択します。

○のぐち委員長　採択ですね。公明党さん。

○松丸副委員長　先ほども話がありましたけど、６月定例会でも同趣旨のあれがございましたけど、一定程度のやっぱり救済制度をしっかりと体制を整えてやっておりますので、あえて今回のこの請願を必要としないので、１項から５項まで不採択で。

○のぐち委員長　それでは、審査結果を申し上げます。

請願事項第１項、採択１、不採択６。よって、不採択といたします。

請願事項２、採択１、不採択６。よって、不採択といたします。

請願事項３、採択１、不採択６。よって、不採択といたします。

請願事項４、採択１、不採択６。よって、不採択といたします。

請願事項５、採択１、不採択６。よって、不採択すべきものと決定いたします。

――

○のぐち委員長　続きまして、請願受理第20号、ＨＰＶワクチンおよび新型コロナワクチン接種後の健康被害に対し、早期の治療法の確立を求める請願です。

請願文書表データの18ページを御覧ください。

……

・受理年月日及び番号　　令和８年９月８日　　第20号

・件　　名　　ＨＰＶワクチンおよび新型コロナワクチン接種後の健康被害に対し、早期の治療法の確立を求める請願

・請　願　者　　・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・

・・・・

・紹介議員　　関　川　　けさ子

・請願の要旨　　次頁のとおり

・付託委員会　　厚生委員会

・請願理由

ＨＰＶワクチンは、2013年４月に定期接種化された２か月後に、副反応問題が表面化して積極勧奨が差し控えられましたが、薬液の改良がないまま2022年に積極的接種勧奨が再開されました。また新型コロナワクチンは、2021年に「努力義務」とされ区民の70.8%（16万人以上）が接種をしました。

ＨＰＶワクチンの副反応疑い報告は、計4,684件（約1,450人に１人発生）で、うち重篤が2,711件（約2,500人に１人発生）にのぼっています（厚生労働省副反応検討部会2026.4.22）。これは、他の定期接種13種類の平均に比べ、副反応疑い報告の頻度は7.3倍、そのうち重篤なものの頻度も5.7倍という多さです。また、新型コロナワクチンの副反応疑い報告は、67,000件以上あり、ワクチン史上最大の健康被害になっています。現在、どちらのワクチンも健康被害者や遺族による「国に対する集団訴訟」が起きています。

多くの区民が接種している２つのワクチンですが、接種後の健康被害に対する治療法は確立していません。健康被害者は就学や就労などで不利益を被っている実情があり、被害回復、治療法の確立と診療体制の整備、治療に伴う経済的負担の軽減、再発防止等の対策が急がれます。健康被害の特徴として一般的な検査では原因が見つからないことも多く、受診した医

療機関で心因性と決めつけられ、詐病扱いされるなど差別や偏見に苦しむ患者もいます。「水俣病」でも原因が特定される前は、「精神的なヒステリー」とされた歴史があります。どちらのワクチンも接種後に現れる症状は日本でも海外でも共通しています。早期の原因解明が今求められているのです。

ＨＰＶワクチンは、女子に加えて男子も公費助成されて無料になり、より接種しやすい環境が整いました。また、新型コロナワクチン（ｍＲＮＡワクチン）は人類にはじめて使用された遺伝子ワクチン（遺伝子導入製剤）ですが、これからインフルエンザワクチンなど様々な予防接種に応用されようとしています。このように、今後これらのワクチン接種が広がっていくことを考えると、健康被害にあった際に治療法が確立していることが重要です。接種事業と救済はセットです。救済できる区民は一人でも救済できるよう、区としての責任を果たして下さい。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

・請願事項

１　ＨＰＶワクチンおよび新型コロナワクチン接種後の健康被害に対し、早期の治療法の確立と診療体制の確立を国に求めること。

……

○のぐち委員長　この請願はＨＰＶワクチン及び新型コロナワクチン接種後の健康被害に対し、早期の治療法の確立と診療体制の確立を国に求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

千田委員。

○千田委員　このＨＰＶワクチン、子宮頸がんワクチンが2026年４月１日から男性のほうにも定期接種化されました。小学校６年生から高校１年生相当の男性が無料で接種できるようになりました。この男性ＨＰＶワクチン任意予防接種助成制度を利用した人数を伺います。

○のぐち委員長　小島予防対策課長。

○小島予防対策課長　先ほど千田議員がおっしゃった定期接種化はまだでございまして、男性のほうは任意接種になります。2026年の４月からです。本年、今年度につきましては８月までにはなりますが男性は191件、人数ではないですが191件になります。令和６年度は419件、令和７年度は460件となっております。

○のぐち委員長　よろしいですか。ほかにございますか。

沢田委員。

○沢田委員　私からは、まず今回、請願の対象となっています二つのＨＰＶとコロナ、この両疾患の治療法と診療体制についてなんですが、現在、東京地裁はじめ、全国でＨＰＶワクチン、コロナワクチンの集団訴訟が進行中だという話で、国も指定する協力医療機関、患者がスムーズにアクセスできるように努力はされているんだと思いますけど、一方では診療難民と呼ばれるような問題も指摘されていると思うんですが、文京区としては、この辺りの認識であるとか、あと対策はどのようにお考えでしょうか。

○のぐち委員長　小島予防対策課長。

○小島予防対策課長　まず、ＨＰＶにつきましては早期の治療法として、治療法の確立という点では、厚生労働省労働行政推進調査事業というものがございまして、国でＨＰＶワクチンなどのワクチン接種に生じる種々の症状についての調査と、その対応方法に関する研究というものが行われておりまして、その研究班により新ＨＰＶワクチン接種後症状に関する診療マニュアル2025年度版が発出されております。

また、診療体制につきましては、ＨＰＶ感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業がありまして、かかりつけ医等からの紹介が必要ではございますが、拠点病院へ相談できる体制や診療体制が整えられております。なお、関東ブロックの拠点病院としましては、区内にございます順天堂病院、順天堂医院さんが拠点病院としておられますので、何か相談があった際はそちらを御紹介するようにというふうに考えております。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　承知しました。これがまず１点目で、もう１個なんですが、千田委員も今、質問されたＨＰＶワクチンの男子公費助成接種の推進に関してなんですが、件数のお話はあったんですが、都内、文京区でですかね。区内、もしくは都内の数字でもいいんですけど、このＨＰＶワクチンの男子公費助成が広がっていると思うんですが、一方で、この請願で触れられているような副反応の疑いなどの報告はどの程度、上がってきているんでしょうか。

○のぐち委員長　小島課長。

○小島予防対策課長　区のほうに何か御相談があったというところは、文京区としては認識しておりません。ございませんので認識しておりません。

○のぐち委員長　よろしいですか。

それでは、請願受理第20号の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○千田委員　ＨＰＶワクチンにはいろんな症状があるんですけど、知覚に関する副作用ですね。知覚に関する症状、頭や腰、関節などの痛み、感覚が鈍い、しびれる、光に対する過敏、運動に対する症状、脱力感、歩行困難、付随運動、また、自律神経に関する症状、倦怠感、目まいを受け睡眠障害、月経異常、あと認知機能に関する症状、記憶障害、学習意欲の低下、記憶障害、集中力の低下など、実際、私もお母さん、そばにお母さんがいるのにこの人、誰って言っても分からない、そばにいるだけみたいな、実際、見ております。そのような子もいました。多系統にわたる多様な症状が１人の人に重層化して表れるという深刻な副反応が生じています。

ＨＰＶワクチンの副反応の深刻さは、有害事象報告数にも表れています。厚生労働省のリーフレットによれば、２価と４価のＨＰＶワクチンの重篤副反応疑い報告者は接種者１万人当たり５人、約2,000人に１人ですね。この発生頻度は他の定期接種ワクチンの副反応の平均値に比べて約８倍という高さです。また、副作用救済制度において障害認定などを受けた人は他の正規接種ワクチンの平均の約20倍です。

厚生労働省は深刻な副反応に対応するために全国に協力医療機関を設置せざるを得なくなりましたが、副反応に対する治療は確立しておりません。副反応の症状を訴えて協力医療機関を受診しても、担当する医師が、自院が協力医療機関であることすら知らなかった例も聞いております。副反応治療をしたことがないとの理由で治療してもらえないなど、協力医療機関も十分に機能していない側面が多分にあります。

深刻な副反応のために進路の変更を余儀なくされたり、就職もままならない被害者が多数生まれ、東京、名古屋、大阪、福岡の地方裁判所では被害者による集団訴訟が提訴され、今現在、行われている状況にあります。

さらに、2026年から男性にも接種化されました。子宮頸がんワクチンを男子に接種した場合にも、女子に接種した場合と同様の副反応が生じることが確認されています。米国では男子被害者による訴訟提起も行われています。日本において男子接種に、男子に接種が広がれば、男子にも女子と同様の被害が拡大することは明らかです。また、新型コロナワクチンの接種後の対応で持続する症状について治療法は確立しておらず、ワクチンメーカーや国による治療法の開発、治療体制の整備が行われていないのが現状です。

このような理由で、日本共産党は請願第20号を採択します。

○のぐち委員長　採択。

文京子育てさん。

○たかはま委員　接種後に体調不良が続く方が原因のはっきりしないまま、就学や就労で不利益を受けているという実情には大変胸が痛みます。国は既に協力医療機関の選定、拠点病院の整備、マニュアルの作成を進めています。今、求めるべきは新たな体制づくりではなく、既存の体制が区民にとって実際に機能しているかどうかといったところでございます。これまでも同じ趣旨の請願を不採択としており、判断を変える新たな事情も示されていないと判断し、請願受理第20号を不採択といたします。

○のぐち委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○沢田委員　先ほどの御答弁、課長さんの御答弁の中にあったとおり、国は早期の治療法と診療体制の充実に向けて具体的な課題を持って取り組んでいるということなので、この願意そのものは妥当で実現可能性もあると考えます。一方では、先ほどの請願20号と同じですが体制の確立という、この請願事項が指す内容はやはり具体的ではありませんので、採択はしがたいと判断いたしまして、不採択といたします。

○のぐち委員長　文京維新さん。

○宮崎委員　こちらの請願に関しましては、厚生労働省のね、チームや国立感染症研究所、さらにはね、大学の研究機関等がね、連携し、対応、研究をね、こちら行っておりますので、それを引き続き見守っていくこと、また、国と東京都の双方に予防接種後の副反応や健康被害について相談できる副反応相談センターなど専用の窓口も設置されており、しっかり対応されているという点なども踏まえまして、本請願は不採択といたします。

○のぐち委員長　自由民主党さん。

○市村委員　請願20号ですが、まず、接種後の体調不良に苦しむ方々への支援を求める請願者の思いについては、深く理解しているところであります。区民の健康を守ることは行政の重要な責務であり、文京区としてもこれまで課長答弁にあったように、国の救済制度の周知や相談体制の整備など、区の権限の範囲でできる支援を着実に行ってまいりました。しかし本請願の求める治療法の確立や診療体制の確立は、医学研究や専門医療体制の整備など国が主導して進めるべき政策領域であり、区が独自に構築できるものではございません。救済制度の審査や治療法の研究開発も国の制度として運用されており、区が独自に判断することは制度上も現実的にも困難であると考えます。

　文京区としては、今後も区民の不安に寄り添い、相談、支援や情報提供を丁寧に行っていただきたいと思いますが、本請願は自治体の権限を越える内容であるので、自民党、不採択といたします。

○のぐち委員長　公明党さん。

○松丸副委員長　先ほどもいろんな各会派から話がありましたけども、やっぱり一定程度、文京区も順天堂との連携を取りながら、こういった治療体制というのも確立しておりますので、あえて、この請願に求めるようなことを進めるということではないと思いますので、この請願に関しましては不採択ということです。

○のぐち委員長　それでは、審査結果を申し上げます。

採択１、不採択６。よって、本案を不採択すべきものと決定いたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○のぐち委員長　続きまして、請願受理第21号、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書提出を求める請願です。

請願文書表のデータ20ページを御覧ください。

……

・受理年月日及び番号　　令和８年９月８日　　第21号
・件　　名　　「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書提出を求める請願
・請　願　者　　文京区千駄木２－23－７
東京土建一般労働組合文京支部
執行委員長　大　谷　　隆　司
・紹介議員　　小　林　　れい子　　関　川　　けさ子
・請願の要旨　　次頁のとおり
・付託委員会　　厚生委員会
・請願理由

2021（令和３）年５月17日、建設アスベスト訴訟の最高裁判決にて国の規制権限不行使、アスベスト建材製造企業の共同不法行為が認められたことを受けて、同６月９日、判決からわずか23日で議員立法によって建設アスベスト給付金法（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律）が成立し、制度開始から本年６月までに国からの給付が9,453件支払われています。

同法附則第２条では、アスベスト建材製造企業の損害賠償に関して東京高裁への差し戻しとされたことを受け、「国以外のものによる…補償の在り方について検討を加え…その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とされました。2025（令和７）年８月７日に東京高裁での

差戻審にて和解が成立したことから、建設アスベスト給付金法の改正が待たれています。

また屋外で主に働いていた建設アスベスト被害者、国の賠償責任期間外に就労した被害者等が給付対象外となっており、建設アスベスト被害者の全面的な早期救済を図るために、建設アスベスト給付金法の改正を国の責任で行うことが必要であり、貴議会に国への意見書の提出を強く求めます。

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律、附則第２条　国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

・請願事項

１　建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を提出してください。

……

○のぐち委員長　この請願は、建設アスベスト被害の全面解決へ、アスベスト建材製造企業の基金拠出等、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の改正を求める国への意見書提出を求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

たかはま委員。

○たかはま委員　建設アスベストで今も苦しんでいる方が区内にいらして、そういった方へのサポートというのが、区がまず、するべきことなのかなというふうに思いますけれども、区で把握している建設アスベストの被害者の方をどのように把握していらっしゃるのか、何人いらっしゃるのか、教えていただけますか。

○のぐち委員長　小島予防対策課長。

○小島予防対策課長　こちらの建設アスベスト被害の方については、区では受け付けをしておらず、直接、厚生労働省の所管へ申請し、給付金の支給は独立行政法人労働者健康安全機構というところで行われておりますので、区としては人数等も把握できていないという状況です。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　仮定の話になっちゃいますけれども、区のほうで相談があったときにどこが

受け付けるのか、あるいは、その相談があったときにカウントする仕組みはないのか、確認させていただけますか。つなぐルートがないからゼロなのか、あるいは集計した結果、ゼロとカウントされているのか。

○のぐち委員長　小島課長。

○小島予防対策課長　そもそも御相談はそんなにないというふうに伺っています。区のほうでは別のもので、石綿による健康被害の救済に関する法律というものでのほうは申請を受け付けて、そちらのほうは独立行政法人環境再生保全機構申請受付、保全機構のほうに受付をしたものを進達するということはやっておりますけれども、区では、そちらのほうのものであっても年間１件お問合せがあるかどうかというところで、過去５年間では令和６年度に救済制度の受け付けをしたという実績はございますが、結果については直接、御本人様に環境保全機構のほうからいきますので、ちょっと把握できてないという状況になります。

○のぐち委員長　よろしいですか。

それでは、態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○田中（と）委員　この建設アスベストによる健康被害についてですね、被害を受けた方々への迅速かつ適切な救済を進めることの重要性は十分認識しておるところです。そもそも現行の建設アスベスト給付金制度は、この最高裁判決等においてですね、国の規制権限不行使について責任が認められたことを踏まえて、与党の建設アスベスト対策プロジェクトチームが中心となって議員立法によって創設させた制度であります。本制度はですね、建設製造企業の基金拠出に加えて、現在は給付対象になっていない屋外作業者や国の賠償責任期間外の従事者等も含めた救済を求めていらっしゃいます。

しかしながら、その屋外作業者については最高裁判決において国の責任が否定されておりまして、国もこうした方々を現行給付金制度の対象とすることは法の趣旨からして困難との見解を示されています。被害者救済の必要性と、国の法的責任が認められてない範囲まで、その国の賠償制度を拡張することは分けて考えなければなりません。ですから、今後の補償の在り方について国政における検討を注視する必要がありますが、現段階で本請願が求める制度拡張を前提とした法改正を文京区議会から国に求めることについては、慎重であるべきと考え、自民党、請願第21号、不採択といたします。

○のぐち委員長　すいません、12時過ぎてしまったんですけども、この態度表明だけ終わらせたいと思います。

文京維新さん。

○宮崎委員　こちら、国で建設アスベスト給付金法を創設している点も踏まえ、建設アスベスト被害の全面解決に向けた、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の改正に関しましても、区側からね、求めることよりも、国でのね、議論でしっかりと現状や実態を踏まえ、慎重に議論を重ねていただくことがね、重要であると考えられることから、請願第21号は、文京維新は不採択といたします。

○のぐち委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○沢田委員　ちょっと質問で伺おうかと思っていたんですけど、態度表明で述べます。

建設アスベスト以外、潜伏期間が長いんですよね。30年から50年、極めて長い。特に建設アスベスト給付金法の成立後は一定の給付が行われているとはいえ、国の賠償期間外の方、そして屋外作業に主に従事していた方などが対象から除外されている。救済の漏れが生じているというのは事実だと判断しています。さらに被害の原因となったアスベスト建材を製造した、販売した企業が基金に拠出する仕組みも法制化されていないために、極めて長い潜伏期間を経て被害を受けている方たちが高齢であるとか、病床になりながら長年訴訟を強いられてきているわけです。2025年８月には建材メーカーと和解が成立したということなんですが、全面解決のためには、ここの請願事項に書かれている給付金法自体の改正が不可欠ですので、ＡＧＯＲＡはこの請願事項、請願受理第21号、採択といたします。

○のぐち委員長　文京子育てさん。

○たかはま委員　不採択といたします。

令和３年６月の建設委員会において、建設アスベストについての請願第９号を審査した際、私は被害者とその遺族が長い裁判によることのないよう、補償基金制度は必要であると申し上げ、採択いたしました。被害者の早期救済を願う思いは今も変わっておりません。その後、本年も東京高裁において屋外や解体の作業に従事された方々の請求が棄却される判決がありまして、上告される見通しというふうに聞いております。建材メーカーがどの範囲で責任を負うのかは現在も司法の場で争われておりますので、司法判断が確定していない段階で、議会が一方の立場に立つことは適当ではないと判断したことも理由の一つです。

そして本請願は、この企業の負担を法改正によって求めるものでありますが、給付金法に基づき国において検討されるべき事項であります。所管課におかれましては、区内の建設従事者の方々に建設アスベスト給付金制度の情報が確実に届くよう、適切な相談の体制、今の体制をしっかりと見ていただいて必要に応じて見直しをお願いしたいと思います。特に御請

願いただいた土建組合さんとの連携強化をお願いします。

以上の理由により、請願受理第21号を不採択といたします。

○のぐち委員長　日本共産党さん。

○千田委員　アスベスト被害は、建設従事者だけの問題ではありません。日本中の建物に今なお残るアスベストは災害時、暴露の問題など誰にでも起こり得る状況です。最大の被害産業の建設業の方たちは適切な施工でアスベスト飛散を防ぎ、加害者にならない決意でこのお仕事に取り組んでいらっしゃいます。そのような中で、被害者全面救済のために給付金改正の実現を目指して活動されています。

この訴訟についてなんですけど建設現場でアスベストを吸い、肺がんなどを発症したとして、建設作業者らが建材メーカーを訴えた裁判で、京都地裁は９月25日、４日前ですね、９月25日にメーカー５社に計１億2,900万円の支払いを命じました。このアスベスト災害被害というのは全国各地で被害者の訴えは今なお継続されている状況にあります。

この訴えを起こした大工さんや遺族など22人は建設作業中にアスベストを吸い、肺がんや悪性胸膜中皮腫などを発症したとしています。９月25日の判決で京都地裁は訴えられていた建材メーカー16社のうち、５社に重篤な疾患を発症する危険性があることを警告する義務があったなどとして、計１億2,900万円の賠償金を支払うように命じました。これは提訴から４年かかりました。判決では割と早い例ではありますが、大変な年月をかけて皆さん、訴訟しております。

この弁護団長なんですが、被害者が全部含めて救済制度を確立していく、また救済のための基金制度に被告ら企業が参加していく、そのためにこの判決は貴重な礎になった、礎だと思っているとコメントされています。

屋外で働いた建設アスベストの被害者や国の賠償責任期間外に就労した被害者が給付対象外となっています。建設アスベスト被害者の全面的な早期解決、早期救済を図るために、建設アスベストの給付金法を国の責任で行うことが必要です。

このような理由で、日本共産党は請願21号を採択します。

○のぐち委員長　公明党さん。

○松丸副委員長　今、共産党からもいろいろなお話ありましたけども、特に屋内においては救済制度ありますけども、屋外の問題なんですけど、これ、まだ確かに判例も一部出た部分もあるけども、まだ全部が全部、そういう形で出ているわけではないので、その辺の推移もしっかりとやっぱり見守っていかなきゃいけないし、そういう意味で今の段階ではまだ時期尚

早であるのかなというふうに思いますので、公明党としては、この請願に関しましては不採択と。

○のぐち委員長　審査結果を申し上げます。

採択２、不採択５。よって、本請願を不採択といたします。

それでは、委員会を休会いたします。

午後　　０時　０７分　休憩

午後　　０時　５８分　再開

○のぐち委員長　それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

成澤区長ですけれども、公務のため少し遅れられるそうです。

続きまして、矢島福祉部長より資料の訂正について、後藤国保年金課長より答弁の補足について発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

矢島福祉部長

○矢島福祉部長　恐縮でございます。議案審査資料、資料第１号、文京区指定障害児通所支援の事業所の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、資料の訂正がございましたので申し上げます。

２ページ目の上段の表中につきまして令和８年２月25日から施行となっておりますが、提案説明でも申し上げましたとおり、令和８年12月25日からが正しいものでございます。おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○のぐち委員長　すいません。サイドブックスの資料は既に差し替わっておりますので、御確認ください。

後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長　午前中に、たかはま委員からマイナ保険証の利用率について御質問いただきまして、50％くらいと申し上げたんですけれども、もう少し詳しく補足をさせていただきますと国保が約65％で後期が約45％でございました。

以上でございます。

○のぐち委員長　それでは、休憩前に引き続き請願受理第22号、シルバーパスを区の補助で1,000円にすることを求める請願の審査を行います。

請願文書表のデータ22ページを御覧ください。

……

・受理年月日及び番号　　令和８年９月８日　　第22号

・件　　名　　シルバーパスを区の補助で1,000円にすることを求める請願

・請　願　者　　文京区本駒込５－15－12

新日本婦人の会文京支部

支部長　小　竹　　紘　子

・紹介議員　　板　倉　　美千代

・請願の要旨　　次頁のとおり

・付託委員会　　厚生委員会

・請願理由

シルバーパスの無料化については、区民の強い要望で繰り返し論議され2025年より20,510円がようやく12,000円に値下げされました。しかし区民の願いである無料化には遠いものがあります。

また、今年の10月からＰＡＳＭＯに移行するため現在ＰＡＳＭＯを所持していない人にはさらに1,000円の負担が生じます。

その一方で、すでに負担額を1,000円～2,000円に軽減した自治体は７区になり、さらに来年度からは２区が加わり東京都全体では９区に広がります。

文京区においても区民の負担軽減のため区の補助をシルバーパスに行うことを求めます。

・請願事項

１　シルバーパスを区の補助で1,000円にすること。

……

○のぐち委員長　この請願は、シルバーパスを国の補助で1,000円にすることについて区に働きかけを求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

千田委員。

○千田委員　このシルバーパスは非常に都民の関心が高く、私も他区の議員の方と意見交換するときはあるんですけど、やはりこの話題は強く出ます。

質問なんですけれども、文京区内にシルバーパスの利用者がどのぐらいいて、そのうち、どのぐらいが１万2,000円利用者か、それと区民の声ですね。どんな声を聞いていらっしゃるか、お答えください。

○のぐち委員長　鈴木高齢福祉課長。

○鈴木高齢福祉課長　御質問いただきましたシルバーパスの区内の人数なんですけれども、都としては公表しているところはございません。ですが、都のですね、これまでの報道によりますと、１万2,000円ぐらいの方よりも、1,000円使っている方のほうがかなり多いというふうに聞いておりまして、２万510円から１万2,000円に下げる前につきましては、1,000円の方が約９割、２万510円の方が10％ぐらいと思っておりますが、文京区独自のですね、統計等はもらっておりません。

　またですね、区民の声についてなんですけれども、区民の方からはシルバーパスを使うことによって健康増進ですとか、外に出やすいというお声はいただいているところではございますが、さらに細かい、それ以外の健康増進のものについては区としても注視していかなければいけないというふうに考えております。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　今、1,000円が９割っておっしゃったんですかね、課長さん。

○鈴木高齢福祉課長　そうですね。

○千田委員　私も都のほうに確認したんですけど、文京区内の使用状況を、そうしたらシルバーパスは１万4,000円の方が区内に利用者がいて、そのうち85％の方が１万2,000円だというので、やはりちょっと他区の方よりも所得の多い方が多いのかなと思います。あとは態度表明で。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　今の千田委員の質疑を基にすると、所得の高い方の分を大幅に引き下げるという考えだと、かなり区の負担が大きくなるのかなと思うんですけれども、数字としての試算があれば教えていただけますか。

○のぐち委員長　鈴木高齢福祉課長。

○鈴木高齢福祉課長　こちらは概算になります。例えば1,000円にした場合ですと、かなり利用する方というのが上がるというふうに試算した場合ですと、約１年間に8,000万円ぐらいが使われるというふうに試算をしてございます。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　はい、承知しました。8,000万円をかけるとすると、相当な金額が毎年かかってくるということになると思うんですけれども、それをかけて外出支援を行って、高齢者の方が健康増進できるというような考え方、なかなか、かなりかかるなと思うんですよね。確かにサポートして差し上げて外出の機会が増えるというのは、多少はなるのかなと思うん

ですけれども、区としては、どういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。ほかの手段もいろいろある中で、優先順位というのは立てていくべきかなというふうに私は感じていたんですけれども、区としての考え方をお聞きします。

○のぐち委員長　鈴木課長。

○鈴木高齢福祉課長　区としての考え方ですけれども、区では介護予防事業ですとか、例えばかよい～の、つどい～の等ですね、身近なところでの居場所等の社会参加というところでもフレイル予防につながるものがたくさんあるというふうに考えております。その中で委員おっしゃったとおり、優先順位ですとか、効果というところは丁寧に見ていかなければいけないというふうに感じております。

都では２万510円から１万2,000円に下げたというところと、10月からＩＣカード化されておりますので、都としては本年10月からのＩＣカード化により利用実態を把握しながら高齢者施策全体を総合的に議論する中で、制度の在り方を検討していくというふうにしておりますので、区としても、その効果については丁寧に見ていきたいというふうに考えております。

○のぐち委員長　よろしいですか。

では、各会派の態度表明をお願いします。

自由民主党さん。

○田中（と）委員　高齢者の外出や社会参加を支えることはとても重要ですし、東京都のシルバーパス制度も、社会参加の促進と福祉の向上を目的として実施されているものと認識しております。一方、東京都は高齢者像ですね、今までと違う現在の高齢者像や現在の交通事情、また、各地域の移動手段が制度創設時から大きく変化していることを踏まえまして、現在、シルバーパス制度そのものの見直しを進めているそうです。令和８年、今年ですね、10月からのＰＡＳＭＯへの移行についてもそうですし、それは利便性の向上だけじゃなくて、実際の利用状況を把握して、今後の制度の在り方を検討することが目的の一つとされています。

また、東京都は既に所得に応じて1,000円と１万2,000円の利用者負担を設定して、一般負担額についても従来２万510円だったのが１万2,000円ですね、引き下げています。

こうした中で東京都による利用実態の把握や、この制度効果の検証を待たずに文京区が独自に一般財源を投入して、所得に関わらず一律1,000円とすることについては、順番が逆であります。高齢者施設に限らず、公費を投入する以上、その制度がどのような方にどのように利用され、政策目的である社会参加の促進にどの程度つながっているかを検証した上で、必要な支援の在り方を判断することが重要であります。

ですので、現時点で文京区独自の一律補助を行うことには賛同できず、自民党、請願第22号、不採択といたします。

○のぐち委員長　文京維新さん。

○宮崎委員　こちらのシルバーパスに関しての請願ですが、こちらは２万510円から１万2,000円に自己負担がね、引き下げられる、負担軽減がしっかりとね、そちらに実施されていること、あとね、都営バスや、文京区内でいえば三田線などを頻繁にね、利用する方と、そうではない方の交通利便性の差などの点においての公平性の問題への懸念、あと東京都とね、区の役割分担の観点、そして実施した、もし実施した場合のランニングコストの財源の問題、またね、都議会では本年10月からＩＣカード化による利用実態を把握しながら、高齢福祉を全体的に議論する中で、今後のシルバーパス制度をこちらも検討していくとの状況だとも聞いておりますので、その効果検証をね、見極める時期も必要だと考えられることから、こちらの請願第22号は不採択といたします。

○のぐち委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○沢田委員　ＡＧＯＲＡとして高齢者の負担軽減と外出機会の拡充、創出という願意は妥当だと考えますが、一方では都の事業であり、都の権限事項に該当するものですので、区としては先ほど御答弁で課長さんおっしゃったとおり、実態をしっかり把握をした上で必要であれば都に負担額の引下げを求めるのが先決であろうと考えまして、不採択といたします。

○のぐち委員長　文京子育てさん。

○たかはま委員　高齢者の外出支援が重要であることは請願者と思いを同じくするところです。しかしシルバーパスは東京都の制度であり、都は負担額を大幅に引き下げたところで今、まさに検証見直しが検討されている中、区が独自に差額を補助することは都の制度の責任の所在を曖昧にするものでございます。

また、質疑の中で確認したとおり、区独自の補助には多額の財源を継続的に負担することとなります。限られた財源は、区内の高齢者の移動実態に即した施策の中で優先順位をつけて判断するべきです。

以上の理由により、請願受理第22号は不採択といたします。

○のぐち委員長　日本共産党さん。

○千田委員　70歳以上の都民が利用できるシルバーパスは、日本共産党都議団区議団の要求で2025年に２万510円、非課税者の方は1,000円ですが、から１万2,000円になりました。豊島区は１万1,000円を助成して、10月から希望する全ての人が実質1,000円で購入できるように

します。同様の独自助成を実施する自治体、区部が広がっています。25年度から実施した荒川区に加え、墨田、港、江戸川、葛飾が10月から実施を決め、１万円を助成し、2,000円にする江東区を加えると７区になります。さらに来年度、2027年度からの実施方針を明らかにしている足立、杉並を加えると23区の４割、９区に広がることになります。文京区も独自助成を実施して全ての区民が1,000円で購入できるようにするべきだと思います。

文京区ではシルバーパスを１万4,000人の方が利用しています。そのうち85％の方が１万2,000円です。ちょっと所得の差で１万2,000円になってしまうという嘆き声も聞かれます。買物や通院などに欠かせないシルバーパス、高齢者が気軽に外出する機会が増え、フレイル予防にもなります。

日本共産党文京区議会議員団は３月区議会で予算修正案を算出し、その中でシルバーパスを1,000円に補助する修正も行いましたが、この予算修正は否決されてしまいました。しかし、実現に向け引き続き頑張っていきたいと思います。

このような理由で、日本共産党は請願22号１項を採択します。

○のぐち委員長　公明党さん。

○松丸副委員長　このシルバーパス、今まで２万510円だったのが、ここに来て１万2,000円になって、かなり僕はいろんな人から聞くと非常に半分になって物すごく、何て言うんですかね、楽になったということで結構大変喜ばれている、そういう声を聞きました。と同時にですね、先ほども千田委員が今、言われたように、東京もこれから新たに９区ぐらいですか、なると言われています。豊島区の話なんかされていましたけども、実際、豊島区のほうに聞いたらば、この高齢者施策のいわゆる、かかる費用の分を、今までやっていた高齢者の施策の何かそれに相応する金額の部分を削減して、その財源を今度こっちに持ってきたというふうに言っていたんですね。ですから、何かそういう意味では政策を一つは削減しなきゃいけないという、そういう方法も豊島区なんかは取って今回、導入をされたということで。

ですから、その辺の整合性みたいなね、優先順位みたいなものもまたあるんで、だから、そういう部分もよくちょっと検証していかなきゃいけないし、また一概に区、東京で９区になったからっつって、それ全て何かこれがいいんだというね、これからもっと普及していくんだというだけの、ちょっとあれは違うのかなというふうに思うし、せっかく、この10月からこのＰＡＳＭＯに移行されて、今まではカードだけだったんですけども、データがきちっとね、取られるわけだから、その中で文京区として本当に実態としてはどのぐらい利用されているのかということも、きちっとやっぱり検証した上でも、まだまだそれは遅くはないの

かなというふうに思うので。

その辺の実態も含めて、しっかりと見ていくことが必要かなというふうに思うので、この請願につきましては不採択と。

○のぐち委員長　採択結果を申し上げます。

採択１、不採択６。よって、不採択すべきものと決定いたします。

○のぐち委員長　続きまして、理事者報告に入ります。

報告事項５につきましては、付託議案審査で既に報告及び質疑が終了していますので、ここでは６件の報告を受けることといたします。

まず、福祉部４件。初めに報告事項１、新たな地域福祉保健計画の検討状況についての説明をお願いいたします。

進福祉政策課長。

○進福祉政策課長　それでは報告事項１、新たな地域福祉保健計画の検討状況について御報告いたします。資料第４号の１ページ目を御覧ください。

１に記載のとおり、これまで計３回、文京区地域福祉推進協議会での検討を行ってきております。その上で２に記載のとおり、今回は基本理念、基本目標及び分野別計画の検討状況について順に御説明をしていきます。

なお、参考までに３、今後の検討予定になりますけども、主だったところで11月定例議会においては中間まとめの報告、それからパブリックコメントと区民説明会を経まして再度、年明け２月定例議会において最終案の報告、３月に計画公表という流れを予定しております。

続けて２ページ目を御覧ください。全ての計画に共通する基本理念と基本目標の案になります。計画全体の根幹をなす普遍的な考え方として位置付けているため、基本的には現行計画の表現をそのまま踏襲しておりますけども、下段の基本目標（案）につきましては、２か所追記をしております。

まず、１つ目の丸ポチの文中、「意欲を持ちながら」という文言、また一番下の３つ目の丸ポチについても「学び」、それから「すべての世代が未来への希望を持ち」などの文言を足し、主体性や学びの大切さを基本目標として明確化しております。

続けて３ページ目を御覧ください。ここから、地域福祉保健計画の主要項目及びその方向性になります。ここでの主な変更点としては、２つ目の丸ポチの文中になりますけども、文京区保護司会、文京区更生保護女性会に関する取組を記載したこと、併せて次の４ページ目、

上から７行目の後半部分になりますけども、消費者トラブルに対する消費者相談窓口との連携の内容を追記しております。ともに地域共生社会の理念の一つ、地域の中でつながりや支え合いに通ずるものと考えております。

なお、６ページから８ページまでが計画の体系に位置付けられた事業を一覧表にし、また、その内容は９ページから21ページまで記載をしております。

○のぐち委員長　佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長　続きまして、高齢者・介護保険事業計画の検討状況について御報告いたします。22ページの別紙３を御覧ください。

高齢者・介護保険部会の開催状況でございますが、記載のとおり、これまで３回実施しておりまして計画策定の考え方、高齢者施策の推進と計画事業などについて検討を進めてまいりました。

今後の予定につきましては、先ほどの地域福祉保健計画と同様の予定となりますが、高齢者・介護保険事業計画におきましては、年明けから年度末にかけて介護給付費の見込みですとか、介護保険料の算定を加えまして、３月の計画公表に向けて検討を進めていく形となります。

23ページにお進みください。23ページ、24ページが主要項目及びその方向性となります。次期計画におきましても大きな方向性は変わりませんが、高齢者人口がピークに向かう令和22年、2040年に向けまして、地域包括ケアシステムにつきましては現行計画で実現という言葉を使っておりますが、国の指針と合わせまして「深化・推進」と表現を改めています。

主要項目につきましては、記載のとおり４つ掲げております。

（１）地域でともに支え合う仕組みづくりの項目では、見守り活動や相談支援の充実、在宅医療と介護連携、多機関協働による包括的な支援体制等の推進について記載しております。

（２）住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりの項目では、地域密着型サービス等の介護サービス基盤の整備、介護人材の確保・定着、住まいの確保と住まい方の支援等について記載してございます。

24ページにお進みください。（３）誰もが安心して自分らしく暮らすためにの項目では、健康づくりやフレイル予防、認知症施策、生きがいにつながる地域とのつながり等について記載しております。

（４）いざというときに備えた体制づくりの項目では、避難行動要支援者への支援や福祉避難所の拡充など、災害時の体制強化について記載しております。

25ページから29ページまでが計画の体系となります。今回、認知症施策推進計画をこの計画の中に初めて包含しますので、認知症施策に関連する事業につきましては、丸認の字を記号としてつけてございます。

計画体系は表中の網がけ部分の６つの新規掲載事業を含めまして、129の事業となります。新規掲載事業の主なものについて、かいつまんで御説明いたします。

25ページを御覧ください。25ページ、大項目１の中項目１の13ですね。長寿ふれあい食堂でございます。長寿ふれあい食堂につきましては地域の高齢者を対象としまして、会食を通じた交流の場の開催に対して区が経費の一部を補助する事業となります。令和５年度から開始しておりまして、高齢者の交流機会の増加だけではなく心身の健康増進にもつながっており、また、親子が参加することで他世代交流の機会にもつながっていることから、地域での支え合いや見守り、居場所という観点から計画事業に位置付けることとしました。

次、28ページを御覧ください。３の１の11、認知症本人交流会・認知症家族会でございます。認知症本人交流会は、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めていくため、認知症の方が集い、本人が主体となって自らの体験や思い、生活で必要としていることや、暮らしやすい地域の在り方を一緒に語り合うことを目的に、令和６年度に開始した事業となります。また、それと併せて家族会、介護家族を対象とした介護者同士の交流や情報交換の場である認知症家族会運営の伴走支援も行っているところです。認知症施策推進計画の推進の観点から、本事業も計画事業に位置付けることとしました。

以上が、主な新規経済事業となります。

30ページから46ページが計画事業の概要になっております。

高齢者・介護保険事業計画の御説明は以上となります。

○のぐち委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　続きまして、障害者・児計画の検討状況について御報告いたします。47ページの別紙４を御覧ください。

まず、障害者部会では、障害者・障害児の現状、次期計画の主要項目と方向性（案）、障害者・児計画の体系・事業（案）等について検討を行ってまいりました。

次に、検討状況は48ページを御覧ください。１、主要項目及びその方向性の５つの柱である自立に向けた地域生活の充実、相談支援の充実と権利擁護の推進、安心して働き続けられる就労支援、こどもの育ちと家庭の安心への支援、ひとにやさしいまちづくりの推進は現行計画から変更しておりません。内容については児童福祉法の改正に伴う文言変更、文京区障

害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例、文京区手話言語条例などの記述を追加しております。

51ページからは、２、計画の体系となっており、網かけをしている計画事業が次期計画における新規掲載事業となります。

３、計画の概要は57ページ以降に記載しておりますので、主に新規掲載事業を御説明いたします。58ページを御覧ください。

１－１－９、短期入所の整備です。グループホームの整備に併せて事業所整備を進め、区内のサービス提供体制の拡充を図るものでございます。

同じページの１－１－13、失語症者向け意思疎通支援事業です。令和７年度より実施している事業であり、意思疎通支援者を派遣することで失語症者の社会参加の促進を図るものでございます。

59ページを御覧ください。１－１－17、日中一時支援事業です。本年度の重点施策として実施している事業であり、障害福祉サービス事業所の活動時間終了後などに障害者・児の活動場所を設置することで、障害当事者とその家族を支援するものでございます。

60ページを御覧ください。１－１－27、高次脳機能障害者等の支援体制の構築です。高次脳機能障害者等に対する相談支援と区民向け講演会などを実施するもので、本年４月に高次脳機能障害者支援法が施行されたことを踏まえ、新規掲載事業として追加しております。

同じページの１－１－28、障害者・児の介護者支援の推進です。昨年度策定した若者計画にも掲載している事業で、障害者・児の介護を代替するなど、介護を行う家族等を支援するための各種事業を実施するものでございます。

67ページを御覧ください。２－２－３、市民後見人の養成及び活動支援です。令和７年度より実施している事業であり、成年後見制度の担い手となる市民後見人を養成するなど、地域における権利擁護体制の充実を図るものでございます。

最後に71ページを御覧ください。４－４－１、乳幼児健康診査です。本年度より５歳児健康診査を開始しましたので、事業概要に追加しております。

御報告は以上でございます。

○のぐち委員長　ありがとうございます。

続きまして、報告事項２、大塚四丁目障害者施設敷地活用による障害者グループホーム等の整備について、報告事項３、文京区民センター内障害者多数雇用事業所に係る建物の借受者変更についての説明をお願いいたします。

永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　それでは、資料第５号、大塚四丁目障害者施設敷地活用による障害者グループホーム等の整備について御報告いたします。

まず、概要については、文京槐の会が運営する大塚四丁目障害者施設が令和９年度に旧アカデミー向丘跡地に移転することに伴い、現施設解体後の敷地は障害者グループホームと短期入所施設を整備することとし、障害者の住み慣れた地域における自立した社会生活の促進を図るものでございます。

また、特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷に併設されている大塚地域包括支援センターについても、当該敷地に移転するものでございます。

次に、整備内容については記載のとおりとなりますが、グループホームは主に知的障害者を対象とし、定員を10名程度とします。短期入所施設は主に知的障害者・児を対象とし、定員を２名程度とします。

次に整備方法については施設全体の整備、グループホームと短期入所施設の運営を行う事業者を公募、選定し、貸付期間50年の定期借地権設定契約を締結します。また、大塚地域包括支援センターは、民間事業者に運営を委託いたします。

次に、施設の整備費については、グループホームと短期入所施設部分は記載のとおり、都と区の補助金を活用するなどして事業者が負担しますが、大塚地域包括支援センター部分は区が負担いたします。

最後に、今後のスケジュールについては本委員会終了後、事業者の公募手続を開始し、今年度中に事業者を決定いたします。令和９年度に文京槐の会が運営する大塚四丁目障害者施設が旧アカデミー向丘跡地に移転し、現在の建物の解体工事が完了する令和10年度から事業者による施設の建設が行われ、令和11年度から令和12年度にかけて新しい施設での事業を開始する予定としております。

資料第５号の御報告は以上でございます。

続きまして、資料第６号、文京区民センター内障害者多数雇用事業所に係る建物の借受者変更について御報告いたします。

まず、概要についてですが、区民センターの１階部分は障害者の就労の場の創出と障害者理解の促進を目的として、平成28年２月１日から一般社団法人、あるいは等のためと定期建物賃貸借契約を締結しており、貸付期間満了に伴い、令和８年４月１日から、失礼しました。新たに５年間の契約を締結しておりました。しかしながら同法人より豊島区内で運営してい

る障害児通所支援事業所が指定取消処分を受けたことに伴い、障害者多数雇用事業所の運営が困難となるため、７月１日付で事業譲渡したい旨の申出がございました。この申出に基づき、区は事業譲渡先の方針であるビューサイドユー株式会社の意向確認と適格性を審査した結果、借受者として適格であると認め、７月１日付で借受け者の変更を行い、新たに貸付けを行ったものでございます。

次に、対象物件の概要については記載のとおりでございます。

次に、前借受者のありがとうの種とは、当初から飲食提供業務及び食料品販売業務として当該店舗で雇用する従業員の２分の１以上は障害者とすること、及び当該店舗の営業時間内に従事する者のうち、２分の１以上は常に障害者が従事していることを条件としておりました。そのため、事業者側における一定の配慮が必要となること、障害者の一般就労の場の創出と障害者振替の促進を一層図っていくため、安定的かつ継続的な事業運営を区として政策的に支援することから、月額貸付料については10分の１に減額していたところでございます。

こうしたことから、新借受者であるビーサイドユー株式会社とは、貸付期間を令和８年７月１日から令和13年３月31日までの４年９か月とし、定期建物賃貸借契約及び事業運営に関する地位及び権利義務の一切、公募時の条件の遵守を承継することを貸付け条件としております。

なお、本資料第６号について誤りがございました。具体的には項番４、新借受者の住所でございます。ビーサイドユー株式会社の本社所在地について、東京都東村山市栄町１－４－２、久米川ステーションヒルズ３階となっておりますが、正しくは東京都東村山市坂井町１－４の23、久米川ステーションヒルズ３階となります。議案審査資料に続けての訂正となり、重ねておわび申し上げます。

なお、資料については区議会事務局と調整し、別途、差し替え等の対応をさせていただきたく存じます。申し訳ございませんでした。

○のぐち委員長　続きまして、報告事項４、文京昭和高齢者在宅サービスセンター外５施設の借受者変更についての説明をお願いいたします。

小山事業者支援担当課長。

○小山事業者支援担当課長　それでは、資料第７号、文京昭和高齢者在宅サービスセンター外５施設の借受者変更について御報告いたします。

まず、１の概要についてですが、区有施設を借受けて介護サービス事業を実施している事業者、社会福祉法人芙蓉会から当該事業をほかの事業者に事業譲渡したい旨の申出が今年３

月にございました。これを受けまして区で審査委員会を設置し、当該区有施設における借受候補者の法人の適格性について審査をした結果、適格性を有すると認められたため、区有施設の借受者を変更するというものでございます。対象施設は（１）から（５）の記載のとおりでございます。この施設において実施されている全ての事業を後継の法人に引き継ぐ形となります。

対象の事業は、項番３に記載のとおり、特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援事業、地域包括支援センター等となっております。

２ページ目を御覧ください。４の借受者についてですが、現借受者は社会福祉法人芙蓉会、後継借受者は社会福祉法人響会という法人で、大田区で特別養護老人ホームやデイサービス、地域包括支援センター等の実績がある法人です。

借受変更予定日、事業譲渡の予定日につきましては令和８年10月１日となっております。また、10月以降、法人が変更となりましても、事業内容については現行の内容をそのまま引継ぎ、利用者へのサービス内容に変更はございません。また現在、雇用されている文京拠点の職員につきましても、全員が後継の法人に引き継がれます。

今後のスケジュールにつきましては、９月末に現借受者による事業運営終了、10月１日から後継借受者による運営開始となります。

御報告は以上です。

○のぐち委員長　ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

まず、報告事項１の障害福祉課の部分と報告事項２、３の部分について、御質疑のある方いらっしゃいますか。永尾障害福祉課長のところで御質疑のある方、いらっしゃいますか。永尾課長は今、体調が悪いので、もし質疑がなければこのまま退席させていただきたいんですけども、よろしいですかね。そうです。そのあとは、進課長の部分からは後でやります。

千田委員。

○千田委員　すいません、地域保健計画で、ちょっと待って。すいません。じゃ、日常生活用具のところなんですけど58ページですね。そこでタブレットについて確認したいんですけど、聴覚障害者の方へのタブレット支給は、共産党はずっと求めてきているんですけれども、７月28日の心身障害者（児）及びその家族との区政を話し合う集いでも、やっぱり聴覚障害の方から災害時の情報取得と遠隔通訳を一体的に行うために、命を守る端末としての給付を求めています。

その区の回答は、タブレット端末については現在、福祉部について日常生活用具としての給付に関する検討を行うため、情報収集、課題を整理しているという区長のお答えでした。このことは災害委員会で石沢議員も、災害時のタブレットの必要性について質問しております。

ただ、私からは災害時ではなく日常生活ですね。特に今、駅では無人の駅が多いですし、やっぱり音声によるコミュニケーションは日常的に大事なものです。生活音や音声の通話の不便さや、あと公共機関での呼出し、病院や銀行などで名前を呼ばれても分からないとか、あと後ろ、何というかな、知り合いが後ろから声をかけても分からないとか、やっぱりいろんな、常に聴覚障害の方はコミュニケーションでお困りだと思うので、やはり日常生活、タブレットは必要だと思います。

品川区や港区では、日常生活上、困難を改善するアプリケーションとインストールした上で一体的に使用するものであればということで、日常生活用具としての給付の対象にしています。ぜひ文京区でも対象にしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○のぐち委員長　永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長　前提としまして国の日常生活用具の考え方でございますが、用具の製作、改良または開発に当たって、障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないものというふうに定められております。タブレット端末やスマートフォンにつきましては広く一般に普及しているものというところで、それ以外の日常生活用具とはやはり一線を画すものというふうに認識をしております。

ただ、千田議員のほうから先ほどお話がありましたように、国のほうもずばり日常生活用具に該当するというか、アプリ、いろんなＩＣＴの技術の進歩によってアプリと一体的に給付するのであれば、なり得ると、対象になり得るという見解が示されたところでございます。

区としましては、先ほど申し上げましたようにスマートフォンあるいはタブレットは、日常生活において障害のあるなしに関わらず、多くの方が利用していることから、障害のない方から見たときに端末のみの購入助成といった誤解を招かない方法で支給をする考え方の整理、あるいは基準額、耐用年数をどのように設定するのか、どのようなアプリを想定するのか、支給に当たって条件をどのようにするのかなどの課題の整理を送っているところでございますので、最終的には地域生活支援事業ということになりますので、自治体においてどのように判断するのかというのが求められているふうに認識しておりますので、区として考え方を整理していきたいというふうに認識をしております。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　ぜひ日常生活用具と、用具の給付対象にしてはいけないと国は言ってないので、給付の対象になり得るという主張なので、ぜひその辺は文京区としても積極的にお願いいたします。

報告事項２も続けちゃっていいということですか。

○のぐち委員長　千田委員、先ほども申し上げたんですけど、障害福祉課長、体調が悪いので。

○千田委員　状態が悪いということで。

○のぐち委員長　簡潔でお願いします。

○千田委員　はい、分かりました。

大塚四丁目の障害者、報告事項２の質問です。大塚四丁目障害者施設敷地活用なんですけれども、病児、病後児保育施設の活用が予定されていましたが、やはり交通の便が悪いなどのことで、東邦音大跡地に建設予定ということで、行きやすい場所になってよかったのかなと思います。

そこでですね、今度、大塚地域包括支援センターがこの場所に整備されるということで今、お話があったんですけど、やはり道も狭く、車では入れないし、高齢者には行きにくいのではないか、なので面積は広くなっても非常に利用者には不便だと思います。まして、高齢者にとって本当に不便だと思うんですね。

例えばですね、昨年、区が購入した大塚四丁目の民地、あそこに建物ありますけれども、あそこの１階に大塚地域包括支援センターを移す。これ、例えばなんですけど、そうすると位置的にも便利だし、また、そのことによって、ここの四丁目障害者、この施設敷地がまたいろんなグループホームを増やすとかなど、いろんな活用があるので、ちょっとその辺を確認したいんですが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長　すいません、障害福祉課長の部分だけ御質問お願いいたします。

○千田委員　分かりました。じゃ、答えは後でいただくということで。

○のぐち委員長　後にまた質疑の時間ありますから。

○千田委員　じゃ、区民センター内障害者多数雇用事業所に関わる報告事項の３です。こちらも、これもいいのかな。報告事項３に質問します。

豊島区では令和８年４月10日、障害児向けの児童発達支援など、ありがとうの種ですね。ありがとうの種が、不正があったということで、どのような不正があったかというのは豊島区のホームページに詳しく載っていました。豊島区のホームページでは、令和８年４月10日

に障害児向けの児童等発達支援などを運営する事業者に対して、給付医師の不正請求などをしていたことから、児童福祉法により規定に基づき指定を取消したということがホームページに載っております。社団法人名は、ありがとうの種で、所在地は区民センター１階に置いております。

どのような不正をしたかというと、これがとてもすごいんですけど何重にも不正をしていまして、まずは人員基準違反です。児童発達支援管理責任者が本来、事業所の営業の時間に勤務しておらず、専任かつ乗務である児童発達支援管理責任者の人員基準を満たしていなかった、営業時間を通じて基準上、必要となる児童福祉員又は保育士を配置して、まず、管理者の人員を満たしていなかった。そして営業時間を通じて基準上、必要となる児童指導員又は保育士を配置していなかった。人員基準を満たしていないということですね。これ、非常に大事なことだったと思うんです。大事なことです。

それだけではありません。不正請求をしていました。この不正請求も何重にもしているんですけど、人員基準を満たさないにもかかわらず不正に障害児通所給付費を請求し、受領していました。定員超過の隠蔽などのために利用した人は別の日に利用実績の付け替えを行い、不正に障害児通所給付費を請求し、受領していました。

また、これだけではないんです。自治体によるサービスの利用決定前にサービスを提供し、利用決定後の架空の利用日として請求するなど、本来は。

○のぐち委員長　千田委員。質疑をお願いします。

○千田委員　分かりました。

○のぐち委員長　概要はもう御説明あったと思うので。

○千田委員　分かりました。じゃ、もうちょっとで終わります。本来は障害児通所給付費を請求すべきではないにもかかわらず、不正に受領していた。あと特定の利用者に当該事業者に推奨していないにもかかわらず、児童発達支援を提供したと偽って、不正に障害児通所給付費を請求し、受領していましたということで、不正請求が5,830万円になります。これ、加算額が100分の40、40％なので2,332万で、合計約8,162万円の返還命令が出ております。そして、このような事業所に、事業所をやっている方に任せていたということで危惧されるんですけれども、ありがとうの種は2016年に契約ですね。このときは問題がなかったのか、契約の経緯は。

それとですね、月額貸付料を10分の１に減額していますよね。これ、区有施設は区民の財産なので、減額するにはそれなりの理由が必要で、一応、アに条件が書いてあるんですけど、

確実にクリアしていたのか。そして定期的な点検を実施していたのか。10年間、ありがとうの種は、この区民センターのところで事業をやっているんですけど条件をしっかり守っていたか、監視していたのか、まず、ここを伺います。

○のぐち委員長　千田委員。千田委員、まとめてください。

○千田委員　それで、なぜこのことを聞くかというと、豊島区の発覚の理由が、発覚の経緯は、豊島区の不正の発覚の経緯は2025年３月に新規事業をまだ立ち上げようとしていたんですね、このありがとうの種が。それで新規事業立ち上げに伴う区の視察で職員の少なさを不審に思い、翌月に実地指導及び監査を、監査を実施したら判明したということで、あくまでも隠しながら、まだやろうとしていた。文京区としても、だまされて隠されていないかということが非常に気になります。何重にも不正をしておきながら、さらに新規事業というのもこれも驚くんですけれども、結局、豊島区が直接視察したことによって気付いていた。文京区では不正防止の対策は行っていたのか。

今後、事業譲渡ということでサウンドウィズミーですか、事業譲渡をするんですけど、じゃ、事業譲渡したらおしまいということで済むことでしょうか。やはり条件を守っていたのか、障害者人数の水増しはなかったか、障害者は問題なく雇用されていたのかなど、しっかり検証すべきです。相手が信頼できれば、これは必要ないんですけれども、やはり信頼できない相手と雇用契約を結び、その場所を貸していたわけですね。なので、やはり、おしまいではなくて今後の検証も必要ではないか。

また、続けます。それとですね、2026年７月１日に事業が、ありがとうの種からビーサイドユーに変更になりました。これは社団法人から株式会社への移行になっています。より一層、利益の追求が求められるのか、心配です。そこで職員の勤務体制、雇用条件、福利厚生なども継続されるのか、伺います。

区民の財産を10分の１で貸し付けるのですから、事業者選定は慎重にしっかりと審議して決定する必要があります。公有財産の貸付けなので事業者を決定するに当たり、公有財産管理運用委員会を実施したのか、このことも確認させてください。

そして念のためなんですけれども、公有財産管理運用委員会に建築職の管理職が参画していたかも確認させてください。これは他の物件、案件で公有財産管理運用委員会の建築職の管理職が必要ではなかったということで指摘されているので、それも併せて伺います。

以上です。

○のぐち委員長　以上ですね。千田委員、今、副委員長から内々にもあったかと思うんですけ

ども。

○松丸副委員長　さっき僕、言ったでしょう。ちょっと今、課長がちょっと体調が悪いんだからさ、どうしても、すぐ帰してあげたいんだから、それをとうとうとさ、質問たって、自分も理解しているって言っていたじゃない。

○のぐち委員長　全然違います。ですから、ほかの委員も御配慮と御理解いただいて今、こういうふうな状況になっていますから、質疑は、答弁はいただきますけども、それで終わりにします。

永尾福祉課長。

○永尾障害福祉課長　まず１点目の区民センター１階の飲食店部分で不正があったのか、なかったのかというところでございます。豊島区の障害児通所支援事業所につきましては、児童福祉法の関係法令諸規定に基づいて運営がされ、公費による障害児通所給付費を受けて運営をされているというところになりますので、法に基づく指導監督権限が指定権者に付与されているというところでございます。

ただ、区民センター１階の飲食店は、区は公有財産を貸し付けるという立場でございますので、公有財産の維持保存、あるいは安全確保を図る必要性で事業者に通知をした上で、貸付け物件に立ち入ったり、報告だったり、資料の提出を求めることができるというふうになってございます。

また、実際に区の職員のほうも不定期で事業所の運営のほうは見に行っておりますので、そういった限りにおいては、区が把握している限りにおいては不正はなかったというふうに認識をしてございます。

２点目の障害者の雇用のプロポーザルの要件を満たしていたかどうかというところでございますが、四半期ごとに雇用状況報告書のほうを出していただきまして、その中で障害者手帳の等級についても確認をしているところでございます。そうした部分では、運営機関においてはプロポーザルの要件のほうは満たしていたという状況でございます。

３点目の検証についてでございますが、先ほどお話ししましたように障害児通所支援事業所のような区が指導監督権限を持っている訳ではございません。ですので、いわゆる経理関係とかも含めた事業所の運営全体について、何か区のほうで確認をする法的権限を持っているとか、そういったものではございませんので、特段、検証を行う考えというのはございません。

また、付け加えさせていただきますと、当該法人につきましては８月14日付で破産開始の

手続が、破産手続が開始をされておりますので、そういった部分からも併せて行うことは難しいというふうに認識をしております。

４点目の株式会社への移行というところでございますが、ただ、こちらビーサイドユー株式会社につきましては練馬区ですとか清瀬市ですとか、そういった幾つかの自治体のほうで障害福祉サービスの事業所のほうを運営してございます。具体的には居宅介護であったり、放課後等デイサービスであったりグループホーム、そういった実際に障害福祉の理解のある事業所というふうには認識をしております。

また、さらに付け加えますと障害者雇用率も９％を超えているということで、いわゆる事業を行うに当たっての障害者の方への配慮だったり、環境調整だったり、スキルアップというところについても十分、区の求める基準を満たしていただけるものというふうに認識をしております。

最後に、公有財産管理運用委員会でございますが、当然、当初の選定の段階のときに公募をして選定をして、その結果を公有財産管理運用委員会のほうに御報告をし、貸付料の決定をした上で定期建物の賃貸借契約を締結をしているところでございます。また、５年間で定期建物賃貸借契約のほうは運営状況を踏まえた上で更新をしておりますので、そういったときにも公有財産管理運用委員会のほうは付議をしているというところでございます。

また、貸付料については３年ごとに路線価等を踏まえて決定するということになっておりますので、その際にも公有財産管理運用委員会のほうに付議をして決定をいただいているというところでございます。

今回の事業譲渡につきましても、所管部署のほうで新しい事業者のほうから事業計画書のほうの提案を受けた上で、公有財産管理運用委員会のほうに付議をして、そこで承認を得ているというところでございます。

建築職がいたかどうかというところでは、この案件につきましては、建築職のほうは公有財産管理運用委員会のほうには加わってないという状況でございます。

○のぐち委員長　以上で報告事項２。質問。

たかはま委員。

○たかはま委員　資料第６号について指摘だけ、答弁は求めないです。この流れについては事前に御説明いただきまして、４月10日に豊島区のほうでプレスリリースをするとともに、すぐに御連絡を受けて対応したということで、その動きはすごく適切だったなというふうに評価しております。ありがとうの種から６月20日付で困難だということで、そこからの次の事

業者の選定のところ、ここのスケジュールはかなりスピーディーといいますか、無理があったんじゃないかなというような目でも見てしまうところではございます。ただ、そこについては、私としては信頼できるものとして事前の説明で納得はしておるところです。

ただ一方で、この事業者が、旧借受者ですね、事務所の所在地が文京区のこの区民センターの１階のところが所在地であったということ、それから区も返還請求200万以上しているということをやはり重く見なくてはいけないなというところがあると思うんです。今のところ、この借受者変更は適切なものだと評価していますけれども、一方で何かあったときに、やっぱり駄目だったかというような目で見られてしまうわけですよ。公募で選ばれたとはいえ、今回の格安の賃借権が譲渡という形で別の会社に移っているのは、これは何かあったんじゃないかというような目で見られてしまいかねないので、要望は１点だけで、本事業が、本事業の趣旨を一層図っていくため、安定的かつ継続的な事業運営を区として政策的に支援するというところの、この政策的という意味を、ぜひしっかりと捉えてやっていただきたいというところと、私としてもしっかりチェックしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○のぐち委員長　御要望ということですね。はい、分かりました。

以上で、報告事項２、報告事項３の質疑を終了いたします。

なお、永尾障害福祉課長は病気療養のため、ここで退席といたします。委員の皆様には御協力いただきありがとうございました。

では、改めまして報告事項１、新たな地域福祉保健計画の検討状況についての質疑をお願いいたします。

宮崎委員。

○宮崎委員　私からはちょっと一つだけなんですけども、本当にね、この地域福祉保健計画、数多くの本当、補助事業をね、本当に盛り込んでいただいて高齢者ね、あと、介護保険事業計画、障害者、あと児童計画とね、多岐にわたっているんですけども、その中で一つだけちょっと気になった部分として右下ページ、ページ２のところの基本目標のところですね。そこの基本目標の一番上の段で、だれもがいきいきと自分らしく意欲を持ちながらと、そういった文章で書いてあるんですけども、ここの部分ですね。具体的に一体どのような部分に力を入れていってね、区民のね、だれもがいきいきと自分らしく意欲を持ちながら暮らせる文京区を目指そうとしているのか、こちら、お考えがね、あればお聞かせいただけますか。

○のぐち委員長　進福祉政策課長。

○進福祉政策課長　これまで地域福祉推進協議会を３回開催しておりまして、その中でこの辺、このあたりをちょっといろいろ議論してきたところですけども、一つは本人の希望とか生きがい、こういったところを大切にしながら、例えば文京区の中でやっているフレイル予防とか介護予防、地域ボランティア、そういったところに参加して、いわゆる意欲を持ちながら、そういったところをやれば、結果、健康で、ここに記載していますけど、健康で自立した生活につながる、そういった観点を明確にしたいというところから今回、改めて表現を追加したところとなっております。

○のぐち委員長　宮崎委員。

○宮崎委員　ありがとうございます。本当にね、先ほども言いましたけども、本当すごい多くのね、事業がこちら、盛り込まれたね、地域福祉保健計画となっておりますけども、その中でね、最終的には、でもこの基本理念の、この部分にね、ぜひつなげていっていただけるように進めていただければと思います。ありがとうございます。

○のぐち委員長　田中委員。

○田中（と）委員　新たな地域福祉保健計画における、この基本目標について伺います。今回の基本目標（案）にはですね、「だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに学び高め合いながら、こどもや若者を含むすべての世代が未来へと希望を持ち、つながりの中で役割を持つことができる地域社会を目指します」とあります。私はですね、これまでの検討の中で、この文京区の地域福祉保健計画である以上、全国どこの自治体でも当てはまるような基本目的、目標ではなくてですね、文の京としてのアイデンティティが明確になるようにしてほしいと常々申し上げてきました。

　これね、基本理念がね、この日本の中で地域によって違うというのはちょっとどうなのというふうになるんですけども、この目標とすべき、目指すべき目標、到達すべき目標については、この地域の色、カラーをね、むしろ出すべきだと思うのですよ。そうした意味でずっと言っていたんですけど、その中でね、今回、互いに学び高め合いながらという言葉を加えていただきました。私はこの学びという言葉を非常に大切にしたいと思っておるわけですよ。

　先日の代表質問で、自分の質問の中でも地域におけるケアについて取り上げました。その中で私が申し上げたのは、学びというのがですね、講座を受講するとか、福祉について知識を得るという意味だけじゃないという話をしたわけですよ。目の前で、目の前の人が何かを経験している、その経験しているのは何なのかを知るということ。これ、自分とは違う経験に触れるということで、それまでで自分が当然だと思っていたことを考え直すという、その

きっかけになると。専門職も住民から学ぶし、住民も専門職から学ぶし、そして、そこで得られた経験を言葉にして誰かと共有して、次の実践に返していくって話をしました。私はこの福祉における学びというのはですね、この人と人との関わりによって、それぞれの理解や行動が変わっていくことではないかと考えているわけです。

だからこそ伺います。今回この基本目標に新たに互いに学び高め合いながらという言葉を置いた以上、区はですね、地域福祉における学びをどのようなものとして捉え、計画全体にどう位置付けていくんでしょうかね。単なる福祉教育とか啓発という意味じゃなくて、住民、当事者、専門職、大学、行政がそれぞれの知識、経験からお互いに学び、それを地域の力へ変えていくって、そうした意味まで、この学びという言葉に込めていただきたいと思いますが、区の見解を伺います。

○のぐち委員長　進福祉政策課長。

○進福祉政策課長　この、いわゆるちょっと大きな課題ですけど、地域福祉における学びというところですけども、例えば様々な地域活動をやっていく中で、ちょっとしたボランティアとか、通いの場とか、地域での集まりの場で会話とか、いろいろしていく中では、やっぱりそういったところでお互いの経験とか価値観、そういったところを学びながら、お互い今、立場も理解しながら、いろいろな新たな気付き、そういったところが結局、その地域に対しての愛着とか、自分も地域に関わってみようという原動力になるんじゃないか、そういうふうに考えております。

そういったところの原動力を地域の、地域力の向上、そういったところにもつなげたいと思っておりますし、ただ、この学びというのはあらゆる事業に共通する視点かなと思っております。具体的には例えば地域活動、ボランティア、人材育成、様々な事業がありますけども、やっぱりその地域の中で人と人が関わって互いに学び合うことで、そういった視点を大切にしていくことで、もっとより自分らしく、この地域に関わることがどうできるかという考える場にもなりますし、そういったところを改めて明確にしていきたいと、そういったところから、この文言を入れたところとなっております。

○のぐち委員長　田中委員。

○田中（と）委員　ありがとうございます。そうなんですよね。入れ込んで目標できましたでスタートなんですけども、そうすると次に重要になるのが、この学びを事業へどう下ろすかなという話になってくるわけです。この先の話なんですけども、今回の計画を見るとですね、地域づくり事業という枠ではですね、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備した

りですね、地域資源の開発やネットワークを構築したりとかですね、支援ニーズと取組とのマッチングなどを行ったりと様々挙げられています。また、その参加者支援事業ではですね、本人や世帯が地域や社会との関わり方を選択し、自らの役割を見いだせるよう支援するとされています。

私はですね、この２つ、地域づくり事業と、この参加者支援事業とを学びという視点でつないでほしいというふうに思っています。人をどこかのそういう居場所につなぐ、社会参加の機会を提供する、それだけじゃなくて、そこで人と人が出会うことで何かを知る、誰かの経験から学ぶ、そして今度は自分の経験が誰かの役に立つ、そうなって初めて参加者の、参加する人が役割を持つ人に変わっていくんじゃないかと思うわけですよ。

代表質問で、私の話では目白台プロジェクトについて住民の経験知、専門職の実践知、大学の研究知が出会って、そこで生まれた知がね、再び地域へ戻っていくという、その知の集積を知の循環へということを申し上げました。今回の計画には大学が多く所在する地域特性を生かし、大学生の地域福祉活動への参加を促すというふうにも書かれています。それでもですね、大学生を地域活動へ参加してもらうというふうにやるだけではですね、いま一つ文京区、文の京らしい学びというふうに単純に言えるとは私は思わないわけなんですね。大学の研究知が、その地域が出てくると、専門職の実践知が大学へ返るという、当事者やその住民の経験知から専門職や技能職も学ぶという、そしてそこで生まれた知が次の事業や政策に反映されるという、その学びという言葉はですね、そういったスパンがやっぱり広がる、長いんですよね。そこを掲げるんであれば、そこまでやっぱり循環までいってほしいなというのが思いです。

そこでちょっと伺うんですけども、基本目標に掲げたですね、お互いに学び高め合うという考え方を今、言った参加支援と地域づくりですね、ということの具体的な事業につないでいく、どう反映していくのかということ。特にさっき言いました文京区の大学、医療機関、専門職、そして多様な経験を持つ区民という知の集積、これを一方的に、これは教える側で、そっち、こっち側は教えられる側というふうにするんじゃなくて、お互いに学び合い、その学びを次の地域福祉で返していくという、その学びの循環そのものを文京区の地域福祉の特色として育てていきたいと、いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長　進課長。

○進福祉政策課長　今、循環というふうに言っていただきましたけども、かつては高齢化というのはその地域、高齢化すると、やはり地域に愛着を持ちながら、やっぱりボランティア、

例えば例で言うと民生委員、児童委員さんとか、保護司さんとか、そういった方から大体高齢の方ですけども地域にいろいろ関わっていただけると。

ただ、大切なのは学びという言葉を入れながら今でも現在、文京区には多くの学生さんがいろんなボランティアをやっていただいたり、政策提案をしていただく場面もございますけども、将来を見据えて文京区に対しての特別な思いとか愛着というのも見据えながら、一緒に関わっていくことが結果、文京区を支えてくれる、地域福祉を支えてくれる人材になるんじゃないか。そういった意味では循環ということ、視点からも、ちょっと少し戦略的な言い方になりますけども、中長期的な目で見て、学生さんとの関わりとか様々な専門職との関わりを大切にしていくべきかなと考えております。

○のぐち委員長　田中委員。

○田中（と）委員　これで締めますね。ありがとうございます。私は今回、この学びという言葉が加わったことはですね、到達点とは決して思ってなくて、むしろ出発点だと受け止めております。それでも計画に一つの言葉を置くっていうのはですね、その言葉に行政としての責任を持つということでもあります。これから、この計画に基づいて様々な事業が行われていくことになるわけで、その一つ一つを振り返ったときに、文京区はなぜここに学びと書いたのかという、その答えがですね、実際の地域の姿から見えてくる、そんな計画にしていただきたいと思います。

言葉が事業を変えてですね、事業が地域を変えるわけです。文の京だからこそ書き込んだという、この学びという一言が数年後、数十年後、文京区のですね、地域福祉を特徴付ける言葉になっていることを期待して質問を終わります。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　まず、高齢者の住まいについて、ページは39ページになるかと思うんですけど、高齢者の住まいについて、住宅費用の負担が重くのしかかる高齢者や病気、要介護のために現在の住居に住み続けられなくなった高齢者からは、年金では入れるような低廉で良質の住宅が区内に欲しいとの強い要望が私たちにたくさん寄せられています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、自治体の責任で住宅福祉の抜本的な拡充が必要です。シルバーピアは2004年、湯島を最後に22年間つくられていません。食事の提供などの生活支援を受けながら低廉な費用で暮らせる公的な施設である軽費老人ホーム、ケアハウス、ケアハウスですね、は区内にはありません。高齢者の居住を確保するためにシルバーピアの増設は急務であり、ケアハウスの新設も求め、伺います。ぜひ計画に入れておく

必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長　進福祉政策課長。

○進福祉政策課長　シルバーピアは確かに増やしてはないんですけども、今現状、取り組んでいるのはもう御承知のとおり、すまいる住宅登録事業となっております。

この中では、これも御承知かと思いますが例えば令和５年度、登録住宅の面積基準を緩和して、15平方メートルから、すいません、18平方メートルから15平方メートルに変更して登録住宅数を増やす。それから翌年度には旧耐震の住宅を登録可能としたり、また７年度、昨年ですが家主謝礼の設備加算金とか仲介謝礼、そういったところを増額しながら住宅確保に努めているところとなっております。

引き続き、こういった取組をしながら高齢者、障害者、ひとり親世帯、そういったところの方々の住まいの安心につなげていきたいと考えております。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　ちょっとすまいる住宅は使い勝手が悪いようなところもありますので、ぜひシルバーピアとケアハウスを進めていただきたいと思います。

それでですね、あと、特別養護老人ホームについて伺います。特別養護老人ホーム待機者は７月時点で385人で、住宅地特例で区外の、文京区外ですね、の介護施設に入所する方も2024年度までの４年間で１割増えて768人に達しています。今、判明しているだけでも1,000人以上の方が区内の住まいを確保断念させられている方がいらっしゃいます。

2028年度に定員117名の特別養護老人ホームが小日向の国有地に開設され、区内特別養護老人ホーム定員は750人となっています。このハートフルプランですね。こちら、「文の京」ハートフルプランの、今年度ですね、令和６年から令和８年度の計画では2040年度末に740人という計画になっていますので、事実上、一応計画越えにはなっているんですけど、ということは今後、特別養護老人ホームの定員を超えたということで建設の予定はないのでしょうか。伺います。建設計画。

○のぐち委員長　小山事業支援者担当課長。

○小山事業者支援担当課長　特別養護老人ホームの建設につきましては、今の委員のおっしゃられた小日向二丁目の国有地を活用した特別養護老人ホームの後の特別養護老人ホームの計画については、現時点ではございません。

また、施設の整備につきましては、高齢者・介護保険事業計画に基づく施設の整備というものを現時点で進めているものでございますので、こちらについて着実に進めてまいりたい

というふうに考えてございます。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　特別養護老人ホームの計画も入るという認識でいいんですか、その施設整備のほうは。

○のぐち委員長　小山課長。

○小山事業者支援担当課長　高齢者・介護保険事業計画につきましては、特別養護老人ホームの整備につきましても現計画におきましては含まれておりますが、こちらについては小日向二丁目の国有地を活用した特別養護老人ホームについてのみの記載となっておりますので、そのほかの計画については現時点ではございません。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　小日向がもってしても750人ですので、まだまだ足りてないと、足りないです。なので、今後も特別養護老人ホーム増設は要望していきます。

あと60ページですかね。51ページにもあるんですけど、高次脳機能障害の支援体制の構築ということで、１－１－27です。高次脳機能障害ってあまり皆さん、耳慣れてない言葉ですかね。この病名はかなり前からあるんですけど、ただ、あまり認知度というか、周知されてなくって、ちょうど30年近く、二十七、八年ぐらい前から徐々に話題になって学習会をするということになりました。

高次脳機能障害というのは、疾病の発症は事故又は事象による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失認など、その他の認識障害ですね。つまり交通事故などによって外傷はないんですけど脳の障害を受けて、いろんな認知機能とか、いろんな細かいことが障害になっているということなんですけど、ページが、それがそうですね。

高次脳機能障害支援法については第219回国会、令和７年度臨時国会において令和７年12月16日に成立、同月24日に公布されました。このようなことが法的に、やはりなかなか御本人、御家族というのは障害があってもなかなか見えないところなので、他人にも分かりにくくて本人たちの苦労は大変なんですけど、これが法的、法制化されたということは非常に進歩したと思います。大きな進歩だと思うんですね。なので、この法制化された背景と、どのような施策を計画しているのか、そしてどのように進めていくのか、お答えください。

○のぐち委員長　野上保健対策担当課長。

○野上保健対策担当課長　ありがとうございます。高次脳機能障害の支援施策についてですが、

委員おっしゃったように中途で脳の障害によって障害を負うということで、中途の障害のため、以前できていたことができなくなるということで本人も家族も受入れができず、あと、身体症状を伴わない場合も多いので周囲の理解を得づらいというところがあります。

今回、国で高次脳機能障害支援法が施行されたことに伴って今回、障害者福祉計画にも高次脳機能障害の支援を盛り込みました。区としては、区民の方のこの疾病に対する理解を深めていただくための啓発と、あと該当の対象の高次脳の方の支援を個別に行えるように相談体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　生まれながらに障害があるお子さんは、その時点で本人と家族の苦労は始まるんですけれど、それはそれで非常に大変なことです。ところが交通事故によって今まで元気な子が、物覚えが、覚えることができなかったりとか、いろんなことができなくなる。これがもうどんなに本人にとって家族にとってつらいことか。御本人よりも本当に御家族の気持ち、脳の障害があるから、ちょっと手の失調もあったりして、細かいものが持てない。例えばお盆、トレーに物を乗せて運ぶ、今までにはできたのに。

だから例えばビュッフェに行ったときに欲しいものたくさんあるんだけど取れないんですよね。ウインナー１個載せて、手が震えちゃうので持つ自信がない。あと、歩いてても多少、脳卒中の方の独特な足を引きずるような、そんなことで走れなくなる、そのような状況です。

そのような方で、全国で23万人ですから結構な数はいるんですけど、しかし今まで御家族の方も本人も何の支援もなく、泣き寝入りもなく手助けもなく、ただ歯を食いしばって頑張って、いかに今の行政がどうやって使えるか、自分たちで模索しながら生活しています。それが今の現状です。それが法制化されたということは非常に期待され、大きな、高次脳機能障害の御本人、御家族には大きな期待となります。それが生きた法律となるように頑張って進めていっていただきたいです。そして御本人たち、御家族が地域で周り理解を得ながら、そして生きた法律の中で支援体制を得ながら支援を受けていけるように、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○のぐち委員長　市村委員。

○市村委員　私も千田さんがね、高次脳機能障害、様々なね、症状をおっしゃっていただいたんで、私はあまりそれ以上は言いませんけども、身近にね、高次脳機能障害の方がいるんで、確かに千田さんの言ったとおり、今までできたことができなくなっちゃう。見た目は元気そ

のもの、でも自分ではなかなか思うようにいかないと、歯がゆい思いをしているのを実際に私も感じております。

その中で、新しいね、高次脳機能障害の支援体制を今回ね、構築するということで新規事業ということでありますので、今、高次脳機能障害というと脳梗塞、脳出血、交通事故で頭を強く打っちゃったとか、そんな感じのあれかな、多分。そういった方って多分かなりいると思うんだけど、人数って把握されていますか。どうですかね。

○のぐち委員長　野上保健対策担当課長。

○野上保健対策担当課長　先ほど千田委員のほうから23万人という数が出ていたかと思いますが、はい、文京区ですよね。すいません。全国で23万人なんですが、区としては実態として高次脳機能障害の方の数は把握しておりません。ただ、７年度に行った障害者実態調査の中で、40人の方からこちら、手帳を持っている方なんですが回答を受けております。

○のぐち委員長　市村委員。

○市村委員　全国で、そうか、23万人って今ね、あって、文京区ではちょっと把握は、何人という把握はしてないということで。でも、かなり文京区にも恐らく、全国に23万だから文京区にもかなりの数の方がいらっしゃる、いるというのは想像できますね。ということで、いろんな支援体制があるんですけど、高次脳機能障害の方って私の、何というかな、認識だと認知症にね、やっぱりなりやすいかな、一般の人よりも、というふうに思っています。

ということで、地域でね、様々な各地区には高齢者あんしん相談センター、高齢者のセンターありますので、そちらでね、ひも付けて早めにね、相談するのが一番いいんですけど、そういった体制づくりというのはどうなされているのか。

そして高次脳機能障害の方って、やはり見た目は何もないんで、やっぱり社会復帰しないという方がね、やっぱりおられるんですよ。はい。本当、車椅子になっちゃうとなかなか大変なことなんですけど、通常の体の、さっき千田さんも言ったけど、ちょっと足はうまくいかないっていう、その程度ぐらいで普通にしゃべったりね、するのも、まあ、見た目は普通なんです。ということで社会復帰をね、ぜひ望んでいる方が多くて。

私の知り合いも実は社会復帰の施設に行きました。中央区、そして台東区、社会復帰を目指してね、やったんだけど、残念ながら文京区にはそういう施設、社会復帰の施設はない。リハビリは、それはいろんな施設はあるけども社会復帰に関わる施設というのはないので、ぜひですね、今回、支援体制、新しい支援体制の構築ということでありますので、ぜひですね、その辺もすぐとは言わないけど将来的にね、文京区に作れば他区からも来ますからね。

文京区だけの人が利用するわけじゃないです。そういった意味で、そういう社会復帰をね、支援するような施設もぜひ前向きに考えていただくという要望でございますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　前回、再犯防止推進計画の策定を提案したところ、今回の検討状況に非行防止・更生保護の取組が新たに加わってまいりました。これは法に基づく地方再犯防止推進計画としての位置付けになるのでしょうか。それとも６ページに書いてあります網かけの表示は、地域福祉保健の推進計画の１事業として記載したにすぎないものなのでしょうかというのが一つ。

もう一つが、国の計画では就労、住宅確保、保健医療、福祉サービスの利用促進が市区町村の重要な役割とされておりますが、今回、追加されたこの取組はこのうち、どこまでを対象にしているのでしょうか。特に高齢ですとか、障害のある方が刑務所などを出た後に住まいと福祉につながるまでの支援を、区としてどういうふうに位置付けておりますでしょうか。

併せて、区内で活動する担い手の方、保護司さんですとか、更生保護女性会の実際の人数を教えていただけますか。

○のぐち委員長　進福祉政策課長。

○進福祉政策課長　今回の位置付けにつきましては、あくまでも法に基づく計画ではなくて１事業として位置付けたところとなっております。

これまでもですね、子育て支援計画、こちらの中で、この事業につきましては位置付けておりまして、例えば社会を明るくする運動とか、青少年の非行防止・被害防止全国強調月間に伴って、いろいろな事業を進めてきたところとなっております。

住まいの支援とか、そういったところについての事業は特には実施を行ってはいないんですが、ただ一方で住まいにお困りの方、一般的なお困りの方については相談窓口がございますので、そういったところで受け止めを行っているところとなっております。

それから、ちょっとすいません、人数についてはちょっと調べさせてください。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　承知いたしました。ここのところも計画が求められているという中で、どういった担い手の方を区が支援していけるかというのは重要なことかなと思いますので、よろしくお願いします。

次が、先日の本会議一般質問に続いて老い支度についてお伺いしたいと思います。区長は本会議の御答弁で、エンディングノートについて、知り、考える場の提供に努めると御答弁いただきましたが、老い支度の方向性についての全体的なというか、前向きな方向性かなというふうに受け止めております。

一方で、次期計画の体系には人生会議ですとか、いわゆるＡＣＰですね。エンディングノートですとか、そういったところの位置付けがございません。区はＡＣＰの普及啓発を既に行っていただいておりますが、区長に御答弁いただいた、知り、考える場といったことは次期計画のどういった事業で実施されてくるのか、教えてください。

○のぐち委員長　間仲地域包括ケア推進担当課長。

○間仲地域包括ケア推進担当課長　老い支度についての御質問になりますけれども、いわゆるＡＣＰ、人生会議の部分につきましては計画事業でいきますと35ページ、具体的な記載は35ページの１－３－２の在宅医療・介護連携推進事業の中で取組として位置付けているものでございます。

こちら、在宅医療・介護連携を推進するという事業になるんですけれども、その中で、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしをするためにということで、ＡＣＰの概念をここに取り入れておりまして、実際に先日も在宅医療講演会ということで医師の先生方にＡＣＰについての御講演をいただくなど、元気なうちからですね、自分の人生の最期に向けた、自分らしい生き方ができるような取組を推進するために、ＡＣＰという概念を普及させる取組を行っているところでございます。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　ただいま元気なうちからと御答弁いただきましたけれども、項目として在宅医療・介護連携の事業だと、医療や介護が必要になった方が対象になってくるのかなと思って私は読んでいたんですね。本当に元気なうちから備える終活について、区のほうで位置付けていただいたほうがいいのではないかというふうには思います。

他区を見渡してみると、豊島区で地域福祉保健計画の重層的支援の施策の中に終活支援の推進が入っていますし、大田区では成年後見制度利用促進基本計画の重点施策に、やはり老い支度推進事業というふうに明記しております。御答弁いただいたところで確かに取り組んでいるというところは分かるんですけれども、もう少し区の福祉の計画の中で老いについてサポートしていく体制が必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長　間仲課長。

○間仲地域包括ケア推進担当課長　こちらの在宅医療・介護連携推進事業につきましては、先ほど元気なうちからと御答弁申し上げましたが、もちろんステージは区民の方々によって様々かなというふうには思ってございます。

東大のＧＮＲＣと連携して実施している事業については、ケアに関する講座ということで実施をしていたりしております。こちらについては、もちろん御高齢の方もいらっしゃいますが、お若い方も含めて世代を問わずケアについて学んでいただくというところで、それが看取りを見据えた在宅医療・介護連携推進事業の一つとして実施しているところがございますので、事実、そういった取組については今後も進めていきたいと考えております。

計画の中の位置付けにつきましては、現時点では在宅医療・介護連携推進事業ということでの計画事業の位置付けにはなってございますが、区として今後、老い支度、就活のようなところの取組を実施する場合には、そこに位置付けることになるのかなと思いますが、現時点での計画ということで御認識いただければと思います。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　承知しました。御丁寧にありがとうございます。

最後が防災についてお伺いしたいのですが、20ページの３－４－４、同じく78ページの５－４－３のところですね。福祉避難所について記載がございます。こちらが明確に区内のというふうに書いておりまして、区の考え方をお伺いしたいなというふうに思うわけでございます。

首都直下型地震では区内の当然、福祉施設も被災してしまうということで、スタッフも来られるか分からないというような混乱も予想されるところでございます。そうすると自分の施設を守ることがいっぱいいっぱいで、受け入れられないということも当然、考えられるのではないかなと思うわけです。そうすると区外に福祉施設の受入れですとか、応援職員の派遣を求めるような連携先があることが要配慮者の支援にとって有効と考えますが、現状どのようになっていますでしょうか。今回の計画の検討の中で、区外の視点を入れる考えがあるのか、併せて伺います。

○のぐち委員長　進福祉政策課長。

○進福祉政策課長　福祉避難所につきましては、現在は区内の福祉施設とか、障害者施設を中心に体制整備を進めているところとなっております。御指摘のとおりですね、大規模災害時にはやっぱり区内の施設が被災したり、また例えば感染症の流行で受入れ体制が十分に確保できない、そういったところも想定をされております。

ただ一方でですね、防災の部署においては、例えば石岡市とか魚沼との災害時における相互協定というのがございまして、その中では区外への広域的な避難先として協定を結び、その中ではその必要に応じて要請ができる旨の規定もございます。

ただしですね、福祉避難所については、やはり移動の問題というのがやはり課題となってきますので、そういった点につきましては、福祉政策課のほうで行っております、関係課長を集めて行っております要配慮者対策福祉避難所検討会、そういったものがございますので、引き続きそういったところでもちょっと検討していきたいと思っております。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　ありがとうございます。おっしゃるとおり、移動がそう簡単ではない、中には体調の都合で移動が困難な方もいらっしゃれば、移動に御協力いただける方もいるだろうというところは想像できるところでございます。

昨年の災害救助法の改正があって、福祉が救助の中に位置付けられてきたというところで、この支援が避難所の中だけではなくて在宅の人にまで広がってきたわけでございます。そうすると区の福祉部門が担う範囲が大きくなっておりまして、大災害時には区内の資源だけでは足りない場面は必ず出てくるだろうなというふうに見ております。

最後は要望なんですけれども、ぜひ区長に聞きおいていただきたいなということで提案するものです。先ほどの御答弁の中でも石岡市という言葉がありましたけれども、私は令和６年９月の災害対策委員会で、千葉県ですとか茨城県ですとか近隣の自治体と連携を強固にしていくようにということで、特に防災を主眼にした連携強化を提案しております。その後、茨城県の水戸市、常総市と協定が結ばれ、石岡市とは災害協定から30年を迎えたということで、この流れには非常に注目しておるところです。

ぜひ区としては、これを機に茨城県内の３市との関係、これは点ではなくて面での連携体制になるように、福祉と防災の分野を含めた茨城県との協定をぜひ防災課など関係部署とも連携して、全庁で検討されるように提案したいなというふうに思います。福祉、区内だけでは何ともならないというところから、防災とも連携して、今後重要なテーマとして議論させていただきたいので御検討いただくようにお願いします。要望です。

○のぐち委員長　御要望ということで。

進課長。

○進福祉政策課長　すいません、先ほどお答えできておりませんでした保護司の人数ですけども、９月１日現在で66名となっております。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　定員というんでしょうか、に対しての充足率というのはどれぐらいになるんでしょうか。イメージ的なところでいいんですけれども、民生委員さんのように確保がなかなか難しいというような状況なのか、あるいは必要なニーズのある方の支援体制、66人でしっかりできているということであれば、区のほうでは、ぜひ後方支援をしっかりやっていただきたいと思うのですが、どのような感覚、感覚でいいんですけれども、いかがでしょうか。

○のぐち委員長　数字、出ますか。もしあれなら後ほど。

進課長。

○進福祉政策課長　保護司の定数というのは、法務大臣が人口とか犯罪の状況で考慮して定める仕組みとなっておりまして、ちょっと今現在の、すいません、人数、定数、もう一度ちょっと調べさせてください。

○のぐち委員長　よろしいですか。

松丸副委員長。

○松丸副委員長　先ほど市村委員、それから千田委員のほうからもありましたけども、高次脳機能障害ということでは、この今回の障害児・障害者計画の中にも新たに高次脳機能障害等の支援体制の構築ということで書き込まれましたけども、そういう中で国の支援法ということがね、決まって、この４月の１日から支援法が施行され、文京区としてもね、いろんな講演会等を実施していくと、こういうことで言われていましたけども。

実際、この文京区のちょうど当事者、高次脳機能障害になっている方がこのホームページを見て、この10月の30日、文京区の区民センターの２階で、これ、誰だ、羽田先生ですかね。みんなの在宅クリニック板橋の医院長の方が来て講演をしていただくと、こういうふうにチラシなんかも出てきて、また申込みもできるようになっています。

また、一方ではこのアカデミー、文京アカデミー生涯学習司の会が主催をして、これは文京区も講演をし、あと順天堂大学の脳神経科も講演、それからアカデミー、文京財団アカデミーも講演をしてですね、京都大学のまさにこの経緯でもありますけど、日本脳卒中学会の、それからあと日本脳神経学会の理事長も歴任した宮本先生ですか、ここでいろんな厚生労働省なんかの話が出ていましたけども、こういう方をお招きをして講演会をやるということで、この支援法ができてからこういう形で一つ一つ具体的なあれが、講演会をやるということなので、ぜひですね、これを機会に、これはもうきちっと定期的にですね、継続していくということが大事なんで。

やはりかなり見えない、何というんですかね、障害ということでよく言われるんですけども、そういう部分においては着実にそういう講演会等、また相談窓口の開設等々も含めて、しっかりと積み上げていって、伴走型のこういう支援をですね、ぜひぜひ展開をしていっていただきたいと、こういうふうに、これは要望としてお願いしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○のぐち委員長　よろしい、御要望ということで。

それでは、報告事項１の質疑を終了といたします。

続きまして、先ほど千田議員から質問があった報告事項２の答弁について、間仲地域包括ケア推進担当課長より答弁お願いします。

○間仲地域包括ケア推進担当課長　先ほど千田委員より御質問いただきました大塚包括の移転先の交通の便についての御意見ですけれども、現在の大塚のあんしん相談センターにつきましては、相談スペースも含めて、やや手狭な執務環境があるというところを踏まえて移転を検討していたところでございます。今回、計画どおり移転することによりまして十分な相談スペース等ですね、職員の執務環境も含めて改善が図れるものと考えてございます。

場所については当然、移転をすることになりますので動線上の案内などを含めてですね、丁寧に周知のほうは行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○のぐち委員長　ありがとうございます。

それでは、続きまして報告事項４、文京昭和高齢者在宅サービスセンター外５施設の借受者変更についての質疑をお願いいたします。

市村委員。

○市村委員　これは資料第７号、報告事項４で新しくですね、文京昭和高齢者在宅サービスセンター外５施設が無事に新しい業者さんの移行が決まったということで、今回、後継法人の概要のところで適格性の審査を行い、適格性を有すると認めたとの報告がございました。その中で３点ほど質問をしたいと思います。

まず初めに、審査において評価のポイントとなったところは何か。みんな言っちゃいますね。

次が新しい譲渡先、譲渡していただいた響会の大田区での運営実績。これはどんなものがあったのか。

あと最後に、説明会があったと思うんですが利用者の説明会での不安の声、どのようなものがあったのかと、そういったものを今回評価のポイントにもなっているのかなと思います

が、この３点、聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○のぐち委員長　小山事業者支援担当課長。

○小山事業者支援担当課長　後継の法人となります社会福祉法人響会の今回の審査会における評価のポイントとなったところという御質問でございますけども、一番の評価のポイントとしましては、利用者に対するサービス内容が変わらず引き継がれるということ、また、文京拠点の職員ですね。こちらが全員継続雇用するということを前提として、また給与等の雇用条件も現行の法人のものを引き継ぐといったところが一番のポイントだったというふうに考えております。

また、こちらの法人、最新の介護機器、例えば見守りセンサーですとか介護ロボット等を導入していたりですとか、先進的な取組を行っているということですとか、施設も清掃が行き届いておりまして衛生管理が徹底されていることで、施設を大事に丁寧に使っているということがうかがえた点が非常に大きなポイントだったというふうに認識しております。

また、こちら、響会の大田区での運営実績という御質問でございますけども、こちらは特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、訪問介護、居宅介護支援事業所を１か所の複合施設として運営している場所がありまして、そのほかにですね、地域包括支援センターを大田区内で６か所、それから介護予防拠点、向こうではシニアステーションという呼び方をしておりますが、こちらを３か所運営している実績がございます。

あと３点目の御質問として、説明会において不安の声などというような御質問のところですが、区としても利用者、家族への説明会に区としても同席をしておりまして、その中では、やはり一番多かったのが、利用内容が変わるのかどうかということでしたり、職員が変わるのかどうかというような質問がやはり多くございました。そこについて特に利用内容は変わらないことですとか、職員もこのまま継続雇用する予定ですということを御説明いただいて、安心しましたというようなお声を頂いております。

以上になります。

○のぐち委員長　市村委員。

○市村委員　ありがとうございます。丁寧に御説明いただいて、もう十分納得、今の説明で、大した業者、響会というのはすごいんですね。大田区でも実績があって、本当に信用できるんだなと。あとポイントに対しても説明会での不安の声、しっかり利用内容も変わらず、職員も変わらないということで安心して利用できるということを聞いて安心しました。これからもよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　私からは大きく一つだけなんですけど、前回、すいません、６月の定例議会で、一般質問で関係するお話を伺ったんですね。そのときはこういう状況はまだはっきりしていませんでしたので、介護施設の事業譲渡についての議論をしました。そのときに公正性、事業者の選定と言っていいのか分からないんですが、公正性を優先するのであればプロポーザルを実施してはどうかという提案もしたんですね。ただ、御答弁でも今のお話もありましたけど、今回のような審査会形式でも国のガイドラインにのっとってやれば一定の公正性は担保ができるというお話だったわけです。

ただ、その際、課長さんもおっしゃってたんですけど区民、そして利用者、また、職員さん、介護事業者にとっても、事業者や従事者にとってもメリットやデメリットはあるので、当然デメリットもあるので、慎重に検討して判断する必要があるというお話だったんですね。今回のこの審査会形式というのは、そういう慎重な御判断の上で実施をされたということでよろしいでしょうか。

○のぐち委員長　小山事業者支援担当課長。

○小山事業者支援担当課長　今回の審査会につきましてですが、事業譲渡したい旨を法人のほうからお話がありまして、そこに基づく審査という形を行っております。そこの事業譲渡をする借受先の変更先として適格かどうかというところを、ここの審査の仕方としましてはプロポーザルの方式、プロポーザル契約の選定の方式にのっとって様々書類審査ですとか、現地に伺って審査ですとか、こちらの区のほうに来ていただいてプレゼンをしていただいてというような形で審査を行っておりまして、慎重にですね、区としても厳格に審査をしてございます。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　今、おっしゃったプロポーザルの契約の方式にのっとって、今回の場合は審査会形式で実施をしたと、プロポーザルでやるのではなくて、審査会の形式でやられたという御判断の根拠が今、おっしゃったような部分なんだろうと思うんですが、前回も指摘を差し上げたかも分からないんですが、この先は自治、住民自治という観点なんですね。

要は今回、うまくいったようなお話です。これからは分からないですけどね。少なくとも前に千駄木の郷さんで事業、これは継承と呼んでいいんでしょうか、プロポーザルを実施した際は職員さんが全員残るような状況ではなかったですし、恐らく利用者さんや家族の方の

不安も今回よりも大きかったんじゃないかなと思うんですね。スタッフさんが替わることで。当然、スタッフ従事者さんたちの中から不満の声も私も聞いたりもしたもので、それでいろいろお伺いしたんですが、それに比べると、今回はスムーズに事業譲渡がされたようにお見受けするんですが。

ただ、ただですね、これだけは申し上げておきたいのが行政の皆さんと、そして事業譲渡をしたいとおっしゃった、その事業者さんとの間でこの判断をされるというのだと、そうだな、そこに住民が関与する部分が少ない、足りないんじゃないかなと思っているんですよ。住民が選べと言っているわけじゃないですよ。そしてプロポーザルがいいと言っているわけでもないんです。今回のようにうまくいく場合もあるわけですから。プロポーザルで選ばれた千駄木の郷さんの新規事業者さんと、今回の審査会形式で選ばれた新しい今回の響会さんとで比べた場合に、私は個人的に今回のほうがスムーズに行ったんじゃないかなと思っているから、そう申し上げているんですけど。

ただ一方で、住民がどこまで、まず知ることができたのかということ、区が丁寧に情報提供をして、これは全部つまびらかにって言っているわけじゃないんですよ。どっちかというと、具体的にプロポーザル形式にはこういう課題があります、審査会形式にはこういうメリット、デメリットがありますというような情報が共有されて、住民が、それだったら、こういうときはやはり審査会形式でやったほうがいいじゃないかというような判断に、直接的な意思決定に加わらなかったとしても、自分たちの文京区、自分たちの文京区の施設、文京区内で行われている介護事業だというような認識を持って関われるような、そういう情報提供の在り方が重要だと私は思っていて、前回も一般質問で申し上げた部分なんですけど、この観点でいったときに、今回のこの形式での事業譲渡というのはいかがだったでしょうか。

○のぐち委員長　小山課長。

○小山事業者支援担当課長　まず、こちらの事業譲渡について、委員おっしゃっていた事業譲渡にするのか、公募にするのかどうかというのは選べるような、どちらかを選ぶというようなものではなくて、まず事業譲渡をするか、例えば事業終了をするのかという、合併をするのかと、様々選択肢ありますけども、まずは法人の中での判断ということになります。

法人が事業譲渡を選択した場合は譲渡先の適格性の審査を行って、適格性が認められれば区有地の承認を認めて、適格性が認められないという場合は再度、別の譲渡先の法人を目指す、探すのか、それとも事業を終了するのかというのは、まず、法人内で判断をいただくことになります。その法人の判断に対して、いや、それは事業譲渡ではなく公募をしますとい

うのは、区のほうでは、それを決めるところまでは権限がございませんので、まず、法人の中で今の事業をどうするかというところを、判断をしていただく形になります。それで、今回については事業譲渡という判断を法人のほうで行いましたので、そこにのっとって適格性かどうかというのを区で審査をしたという形になります。

ですので、適格性が認められなくて事業を終了しますというのを法人が判断した場合には、そこのときに初めて区が公募をするかどうかという話になってきますので、公募をするか、事業譲渡をするかどうかというところをてんびんにかけて、どちらかを選択するというものでは、今回はないというところになります。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　御丁寧に御説明ありがとうございます。要は、事前には区としても住民としても、その判断に関与するすべはないというお話でしたので、そこははっきりと分かってよかったです。

じゃ、その後かなと思うんですよね。要は前回も実際にはやってみないと分からないですよねというお話をしたんですけど、つまりトライアンドエラーをしていかないと分からないですよねということで、今回は今のところ、事業譲渡、うまくいっているように見えます。ただ、これからがどうなのかという部分なんですね。審査会形式で事業譲渡がされた場合、そして事業終了をしてプロポーザル形式で事業継承された場合、それぞれのケースについて今後も検証をしていただきたいわけです。事後検証していただきたい。検証した結果をぜひこの議会で報告をしていただきたいんですね。

その報告をしていただいて、議論をして、実際にこういうケースではこうだったということを、情報共有を住民の方とする。その先に次の機会に住民の方、住民がその意思決定に加わることはできないかもしれませんが少なくとも説明責任、そして、こういうふうに文京区の介護事業が進展しているんだということを理解をして、納得をしてもらうための情報提供をする場が私は議会だと思っているんですね。

ですので、今回でうまくいったよというんで終わりではなくて、効果を検証して、その報告をまた改めてしていただいて議論ができるといいなと思っています。

あとはいいか。以上です。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　介護施設の入所者、家族、職員にとって大変な負担となる運営事業者の撤退や事業譲渡がこの文京区内で相次いでいるんですけど、その際には公的介護サービスの提供施設

なのですから、文京区はね、なので当然、自治体の責任が問われると思います。

2025年４月12日に福音会が特別養護老人ホーム白山の郷やデイサービス３か所の運営から撤退し、別のサービス２か所運営していた芙蓉会ですね。芙蓉会を区が選定して運営を引き継ぎました。2025年４月12日に芙蓉会が運営を引き継ぎました。ところが芙蓉会は僅か53日後の６月４日ですね、区と打合せを行い、白山の郷の再開時に職員が集まらない場合を想定して撤退の可能性に言及し、法人内部で事業譲渡を探す検討指示をしたと言っています。

このような前代未聞の事態について、区がこのとき芙蓉会の申出の原因について確認した内容を述べてください。また、８月６日の打合せで芙蓉会から財政状況が非常に厳しく、事業譲渡せざるを得ないと説明を区は受けています。経営悪化の具体的な原因を述べていただいて、その内容は区が実施した選定時に実際この芙蓉会を選んだときに把握し得なかったと言えるのか、説明してください。

○のぐち委員長　千田委員、質問は２点ですか。

○千田委員　いえ。

○のぐち委員長　御答弁いただいたとして、じゃ、続けて質問お願いします。質問お願いします。

○千田委員　質問、はい。芙蓉会と区の経過記録、会議録を見させていただきました。これは運営開始から先ほど申し上げたように僅か53日後の2025年６月４日の、そのときの打合せでは、芙蓉会は白山の郷の職員が集まらない場合、事業の廃止、撤退を区に申し出る必要が生じると、撤退の理由を人材確保の困難としています。このときに財政状況には一切触れてないんですけど、２か月後の打合せでは今度は財政状況になっています。法人の財政状況が非常に厳しく、特に現金が減少しているため事業譲渡せざるを得ない。２か月後に今度は財政状況に変わっているんですけど、理由が人材確保から財政状況に変わっていた、そんなに急に悪化したのか、この説明もお願いいたします。

○のぐち委員長　質問３点でよろしいですか。

○千田委員　ちょっと答えによって続けます。

○のぐち委員長　答えによって続ける。答弁お願いします。

小山事業者支援担当課長。

○小山事業者支援担当課長　まず、１点目の芙蓉会の経営悪化についての御質問でございますけども、芙蓉会は町田市と千葉の君津市で事業をほかに実施しているんですが、君津市の拠点における急激な収益の悪化が原因というふうに伺っております。収益悪化の要因としまし

ては、令和６年度に実施した公募後における他自治体で運営する、その君津市で運営する特別養護老人ホームの入所率低下等によるものという説明を受けております。

２点目の御質問の、令和６年の公募の時点で芙蓉会の経営悪化の把握ができなかったのかというような御質問でございますけども、この令和６年度の令和６年の５月に審査を行いましたけども、公募時点における直近の財務状況等に基づき適切に審査を実施しているものというふうに認識をしております。また、財務状況等につきましては中小企業診断士による経営分析も行っておりまして、公募時点においての審査は問題がなかったというふうに認識をしております。

また、３点目の質問でございますけども、経過記録の中で６月の時点では白山の郷の職員が集まらない場合というところで、８月のときには法人の財政状況が厳しいというところの御質問でございますけども、白山の郷の職員が集まらない場合というふうに表現をしているのは、今後ですね、令和10年度に白山の郷を運営再開するという予定がありますけども、それに当たって人材確保において、まとまった準備資金が必要となりますが、そういった資金を確保することが難しいことが想定されるという趣旨のものでございます。そういうものでございますので、この６月の時点から既に財政状況等については悪化をしていたというような認識でございます。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　分かりました。じゃ、６月の時点でも財政悪化があったということですね。君津市の特別養護老人ホームが経営悪化ということで業績悪化、撤退、じゃ、なぜ黒字の事業所を撤退するのか、非常に疑問だと思います。ちょっとそこも説明していただきたいのと。

あと、介護保険事業所の経営はもう今、全般的に非常に厳しくなっています。物価、光熱費の高騰に加え、深刻な人手不足、それに加えて介護報酬改定による影響ですね。2025年度の倒産件数、介護事業所の倒産数は最多で176件に達するなど、非常に深刻な状況になっています。なので、特に中山間部など今、先ほども君津市が非常に経営が厳しいということなんですが、このように中山間部などの地方は特に人材確保、経営悪化が深刻です。

このような、このように芙蓉会のように、このような影響を都心の運営を諦めざるを得ないような状況が生まれているのだと思います。この辺について、どうお考えかというのと、ちょっと続けます。

後継法人響会についてですね、石沢議員の代表質問で、事業を受ける響会が撤退もしくは事業譲渡する可能性は絶無と言えるのですかという質問に対して、区としては、事業譲渡後

においても後継法人の経営状況などについて定期的な確認や情報共有を図りながら、介護サービスが安定的に提供されるように支援してまいりますと答弁されています。非常に重要な答弁だと思うんですけれども。

まず、定期的な確認をしていくということをおっしゃっているんですけど、この定期的な確認というのは具体的にどのように実施していくのかというのと、あと、もちろん介護サービスの安定的な提供であれば響会のみならず、ほかの介護施設についても定期的な確認は必要だと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○のぐち委員長　小山課長。

○小山事業者支援担当課長　まず、１点目の御質問でございますけども、委員のおっしゃるとおりですね、文京拠点につきましては黒字になっております。

では、なぜその文京拠点を事業譲渡で切り離してしまうのかというような御質問でございますけども、今後、千葉や町田等ですね、特に今回でいうと千葉の拠点でございますけども、の業績の悪化が続くとですね、文京拠点では黒字でも、その影響を文京拠点でも受けるおそれがあるというところになります。そこで利用者へのサービスですとか職員の雇用に影響が出る前にですね、文京拠点の事業の継続性というところを重視して、安定した運営ができる法人に事業譲渡するという判断に至ったというふうに伺っております。

また、２点目の質問でございますけども、介護の事業所の倒産件数等に関する御質問ですが、確かに中山間部の倒産が多いというところは区でも認識をしておりまして、都心の状況のほうも厳しい状況だというところは認識しております。また、全国的に見ても介護事業所の人材不足ですとか、そういったところは全国的な課題かなというふうには認識しているんですが、中山間部と違って都心特有の課題としましては、賃料がやはり高いというところが一つの特徴かなというふうに認識しておりまして、そこに対して職員向けの住宅費補助ですとか、宿舎借上げ補助というところを区としては補助を実施しているというところでございます。そのほか物価高騰支援ですとか各種研修補助などを実施しておりまして、今後とも介護サービスが安定的に提供されるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

３点目の質問でございますが、定期的な確認や情報共有をどのようにしていくかというところでございますけども、新しい法人に切り替わりましても、それで終わりということではなくて、定期的に介護保険課としましても事業所のほうに出向いて現場の状況を確認するということとともに、定例的に打合せを法人側と行いまして、運営状況等ですとか、課題等のですね、聞き取りや情報交換を行っていきたいというふうに考えております。

また、そのほかですね、介護サービス事業者への運営指導というところで、実施状況ですとか運営体制についても定期的に確認をして、適宜指導、助言というのを行ってまいりたいというふうに考えております。この法人以外につきましても、ほかの法人につきましても全て同じようにというところでは考えております。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　そうですね。2000年に始まった介護保険は保険料を当初の２倍、保険料を徴収しながら国は給付の範囲をどんどん縮小し続けていますし、非常に介護保険制度、介護事業所やっていても少ない報酬の中で非常に改悪が進んでいます。そして、また2027年度、介護保険が変えられるんですが、そのときには利用料の原則２割化やケアプランの有料化、要介護１、２の保険給付外し。これは、そうですね、そのような改悪を行おうとしています。

さらに特定地域ですね。これは中山間部を中心に、まずは実施するんですが、地方での人員基準の緩和や保険給付から外す特定地域を始めます。これ、もう来年度から始めようとしているんですが、特定地域になったら介護保険給付を受けることができない。まさに介護保険を徴収しながら保険給付を外す、まさに国家的詐欺という声まで私たちの耳に入っております。

国から、区としてもやっぱり利用するのは文京区民なので、これらの改悪中止と、あと国庫負担の抜本的増額をぜひ区としても求めるべき、求めていく必要があると思います。介護サービスの安定的な提供には自治体も責任があるのですから、ぜひ国にも声を上げるよう全力を尽くしてください。

以上です。

○のぐち委員長　よろしいですか。副委員長。

それでは、報告事項４の質疑を終了いたします。

続きまして保健部。では、一時休会いたします。

午後　　３時　　１分　休憩

午後　　３時　２６分　再開

○のぐち委員長　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

保健衛生部より２件、報告事項６、住宅宿泊事業の運営状況についての説明をお願いいたします。

中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　それでは住宅宿泊事業の運営状況につきまして、資料第９号に基づき御

説明申し上げます。

まず、１の届出状況を御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、令和４年度から令和８年度の７月末時点の数値につきまして掲載させていただいてございます。

届出件数のところを御覧いただきますと、令和６年度のときにやはりかなり数字が大きく跳ね上がっていて、コロナが明けて、その翌年度という形になってございますので、この辺からですね、大分民泊がかなり本格化して動き出しているのかなというところでございます。

続きまして、その下でございます。届出住宅内訳を御覧いただきたいんですけれども、家主同居型として登録されている施設が21施設ございます。家主不在型として登録されている施設が295施設、これが大体９割強を占めているといったところでございます。

また、その隣になります。週末制限等々の実施制限があるエリアにある民泊は33施設、実施制限のない施設については283施設ということで、こちらについても９割弱ぐらいが週末制限のない施設に民泊が集中しているというところでございます。

また、届出住宅地域でございますけれども、千駄木、湯島、大塚、本駒込、白山、この地域だけで229施設となってございまして、全体の約70％を占めているといったところでございます。

次に、続きまして２番の意見・苦情等の状況でございます。まず、意見なんですけれども、意見につきましては、事業者が周知を始めて施設が開業するまでに寄せられたものを意見として取り扱ってございます。こちらにつきましても令和４年度から令和８年度ということで数字をお示ししてございますが、やはり６年度には意見がかなり大きくなっているといったところがかいま見えるといったところでございます。

続きまして、ちょっと次ページおめくりいただきまして意見の分類でございます。こちらにつきましては、やはり近隣のですね、生活環境に関することが一番多く寄せられているといったところでございます。

続きまして、苦情です。苦情につきましては、その施設が開業した後、あるいは特定の施設に結びついたものとして意見として、苦情として、寄せられたものを苦情として取り扱っているところでございますけれども、こちらにつきましても苦情の分類を見ていただきますと、やはり一番多いのは生活環境関係が一番多いといったところになってございます。

続きまして、苦情の地域分類をちょっとこちらのほうでつくらせていただきました。先ほど申し上げたとおり商業地域、あるいは近隣商業地、こちらについては週末制限かかってないエリアということになりますけれども、こちらが61件ということで突出して苦情が多くな

っているといったところでございます。

こちらについての御説明は以上となります。

○のぐち委員長　続いて報告事項７、令和８年度インフルエンザ予防接種についての説明をお願いいたします。

小島予防対策課長。

○小島予防対策課長　続きまして、資料第10号を御覧ください。令和８年度の高齢者インフルエンザの定期接種及び小児のインフルエンザ任意予防接種について、６月の厚生委員会での御報告から変更点がございますので御報告いたします。

１は、定期予防接種の使用ワクチンの変更になります。６月15日には75歳以上の高齢者において、定期接種にて高用量インフルエンザＨＡワクチンの使用可能となった旨を御報告いたしましたが、令和８年７月21日の厚生労働省通知にて、当該ワクチンの供給が困難であるとのことで定期接種では使用しない旨の連絡がございました。そのため、今年度の高齢者定期予防接種におけるインフルエンザワクチンは、対象者全てが従来の標準量インフルエンザワクチンでの接種となります。

次に、２の接種開始時期の変更についてです。今年度は８月27日から東京都もインフルエンザの流行入りとなり、９月17日には注意報状態となり、例年より早い流行となっていること、また、厚生労働省から開始を早めてもよいとの周知があったことにより、高齢者及び子どものインフルエンザワクチンの接種期間を９月24日から前倒しで開始としております。

御報告は以上になります。

○のぐち委員長　それでは、報告事項６、住宅宿泊事業の運営状況についての御質疑をお願いいたします。

たかはま委員。

○たかはま委員　今回、細かく数字を出していただきましたけれども、これは今回初めて出てきたのかなと思っておりますが、提出していただいた目的が何なのか、お伺いします。それから国が７月15日に、いわゆるゼロ日規制の通知を受けまして、区としては民泊の条例の見直しについてどのように考えたのか、見直しを検討したのか、お伺いします。

○のぐち委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　今回数字を出してきた目的ということでございますけれども、昨今、大分民泊についていろんな自治体がいろんな動き方をされているところの中で、今回こういうお時間をいただいた、お時間をいただけるということでしたので、文京区の実態としてやは

り数字をお示ししたほうが分かりやすいだろうということで、お示しをさせていただきました。

またですね、７月15日の国の通知の中で、いろんな自治体がやはりいろいろな考え方でやられているところは、こちらも重々承知しているところなんですけれども、なかなか国の書いているところ、実は民泊のゼロ日規制についてはですね、なかなかハードルが正直高いというふうに認識してございます。

例えばなんですけれども、住宅宿泊事業の禁止ゼロ日規制を行わないとですね、住宅地の静穏な住環境や教育等の清純な環境が損なわれるおそれがあるとか、あるいは逆にですね、定住人口や地域コミュニティの維持が困難であるおそれがある場合といった形で、かなり高いハードルというか、じゃ、実際、そこまで文京区が荒れているというか、そういう状況になっているのかというのは決してそういうことではなくて、我々もかなり丁寧に対応させていただいてございますので、そういったことは現実的にはないだろうというのがまず１点です。

それとあと、当該地域の都市計画とか、旅館業法33項等との整合性というところもございますので、その辺をいろいろ加味していくと、やはりゼロ日規制、本区としてはゼロ日規制については相当慎重に検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

その中で今回、午前中にですね、旅館業法のほうの条例提案をさせていただきましたけれども、やはり区としては当然、それは両輪としては考えてございました。ただ、各区の状況を見るにつけ、やはり駆け込み需要って一定程度、想定されるだろうなというのは当然想定していたところです。その中で引き続き丁寧に対応しながら旅館をやり、その後、並行して民泊をやる、なおかつ民泊については検討委員会がある種、必置ではないですけど、恐らくやる、それを踏まないといけないだろうなという想定があった中で、一定程度どうしても施行時期がずれてしまうというところがございますので、その中で、なかなか戦力を分断してやるというのはなかなかちょっと正直難しいところもありましたので、まずは旅館をやらせていただいて、その後ということでの考えはありました。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　承知いたしました。この件は都政新報でも報じられていて、９月25日号で民泊規制が議会から条例案ということで、品川区と文京区のほうで動きがありますよというふうに言われています。

これを見たところ、区の説明としてマンパワー的に厳しいとしか書いていないので、これ

は一体どういうことなのかなと思っていたんですけれども、今の御答弁の中である程度、分かりました。ありがとうございます。

資料の内容に入っていきますけれども、これが監視指導のところの数字を伺いたいです。令和７年度が177件ということで突出して伸びていますけれども、ここで大きな問題がいろいろあったのか、あるいは何か監視指導する体制を強化しようということでやっていただいたのかと、この内訳を教えていただけますでしょうか。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　この監視指導の件数につきましては、この中で何か強化をしようといったところではございませんけれども、やはり本格的に令和６年度から大分、事業者が増えて、その中で連絡がつかないとか、あるいは定期的な実績数が、実績報告が届いていないとか、そういったところがですね、やっぱりちらほら出始めてきていましたので、そういったことを整理しながら、一つ一つ丁寧にやっていった結果が177件という形になってございます。

今のところですね、昨年度のペースほど監視指導体制が、状況が、件数が増えているわけではないので、そういった意味では昨年のやった効果が一定程度、出ているのかなというふうには考えているところでございます。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　先ほどのちょっと質問に戻っちゃいますけれども、このマンパワー不足というところが大丈夫かどうかの確認なんですね。課長は宿泊事業担当課長じゃなくて、ほかにもいろいろと生活衛生のことを担ってくださっているという中で、これだけ世間の注目も集めているし、実際に件数も増えているというところで、今は区の職員さんだけで対応されているんでしょうか。そこのところが、体制が大丈夫なのかどうか、お伺いします。

それで次の質問が、家主同居型が21件ということで、これが果たして家主同居型、ちゃんと、ちゃんとしたといいますか、ここは間違いないということでよろしいでしょうか。他区でちょっと聞いたのが、家主同居型で届出たけれども実際のところはいないことが多いというような、誠実ではない対応をしている事業者もあるんじゃないかという声が聞いたことがありますけれども、文京区の状況を教えてください。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　まず、民泊の対応につきましては、区の職員で対応させていただいてございます。現状ですね、他区ほど数はないというところもありますので何とかこれで回っていますし、逆に食品だとか医薬、その他、災害医療についても現状、今のところ何とか、う

まく回っているかなというふうに考えてございます。

また、あと家主同居型の実態なんですが、これにつきまして我々も今、実態把握をしているところでございますけれども、現状ですね、いったん全ての施設を確認したところ、同居が確認できた施設は５施設という形になってございます。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　承知いたしました。じゃ、それ以外のところの確認も引き続きよろしくお願いします。

最後の質問ですが、区内で届出が今、最新の数字だと333という数字が出てきたんですけれども、この居住要件、届出のときに居住要件が生活の本拠なのか、入居者募集しているのか、随時居住する物件なのかというふうに３つあると思うんですけれども、それぞれの件数というのは分かるんでしょうか。恐らく、ほとんどが入居者募集中、２番目だと思うのでその前提で質問させていただくんですけれども、届出図に添付された募集広告の賃料は周辺の相場と比べて確認されていますでしょうか。

それから国のガイドラインで入居者募集中の家屋というものが、民泊を行っている間も入居者を募集している住宅になるということで、届出後に募集が続いているかどうかも含めて確認されているかどうか、教えてください。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　まずですね、家主同居型については同居している事実の確認として、住民票等を確認させていただいております。

次に、議員おっしゃるとおり、ほとんどがやっぱり入居者募集している賃貸住宅ということで、家主不在型ということで民泊の登録をしているところではございますけれども、当然届出の際にはですね、賃貸住宅として募集していることは確認させていただいています。その際に家賃も不当に高いと、倍ぐらいあるとかということではないということも確認をさせていただいてございます。

また、ただ、施設が新しかったりすると、やはり若干そこで賃料が少し高めに設定されるっていうことは一定程度あるのかなというところはございますけれども、明らかにもう形上、入居者を募集していて、明らかにもう入居させる意思がないような、そんな家賃の設定をしているところについては現状、こちらとしてはまだ把握、出くわしてはございませんし、そういったことがあれば、区としてはちょっとこれはおかしいんじゃないのって話をしようとするところでございます。

あと一つ、何でしたっけ。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　そこの社会通念上、おかしいんじゃないのという目は、ぜひ光らせ続けていただきたいと思っています。

私、公開されている資料見ましたけれども、千駄木四丁目にある建物、とある施設では一つの事業者が40室を民泊として届出ています。同じ建物で40室を民泊として、空いちゃっていますよ、募集していますよというのって、おかしいですよね。そんなわけないと私は思うわけです。そこは、ぜひ目を光らせていてほしいなというふうに思います。入居の申込みがあったら入居させるという前提で届出をされているということですので、よろしくお願いします。

ただ、とはいえ、40室の民泊というのは一般的な小中規模のホテルになっちゃいますよね。ホテルだとするとフロントだとか、旅館業でいくとフロントですとか消防設備ですとか、厳しいルールがかかってくるわけなんですけれども、そこのところは規模によっての何らかの規制というのは考える必要があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　民泊についてもやはり根拠になるのが住宅宿泊事業法になってございますので、その法律の中で、そういったところの規定がございませんので、なかなか現状、今の枠組みでは何十室であろうと、それはホテルに移行すべきだというようなところについては、ちょっとなかなか難しいかなと思います。ただ、業者さんとですね、今後、話をしていく中で例えばホテルにする意向があるのか、ないのか、その辺もちょっと確認していきたいなと考えているところでございます。

○のぐち委員長　よろしいですか。

千田委員。

○千田委員　まず、観光庁の報道発表ですね、７月15日の2026年度で、どのような住宅宿泊事業法について観光庁の報道発表、７月15日にあって、一つは今、ゼロ日規制というお話があったんですけど、これがどのような内容であったかというのが１点と、それと私も令和７年度、たかはま議員と同じ177件が突出しているので、なぜかなと思って今、御回答いただいて、その次が今度、激減しているんですね。11と。確かには８月というのはありますけれども、それにしても激減していて。先ほど課長さんのほうから指導が行き届いたせいもあるということだったんですが、やはり177件回って指導して、それで効果があったと判断してい

いんでしょうか。

以上、お答えください。

○のぐち委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　まず、効果なんですけれども、基本的には令和７年度の同時期と比べると、そこまで数は増えてないといったところでございます。年間通じてどうなるかってのは実際やってみなきゃ分かりませんけれども、現状としては、今までのペースの中では昨年度と比較すると比較的落ち着いているというか、適正に運営されているのかなというふうに考えているところでございます。

それと令和７年度、すいません、令和８年７月15日に出たものにつきましては先ほど一部お答えしましたけれども、ゼロ日規制というのは基本的には新たな、国で言えば新たな民泊を開始するときに実質、条例等でですね、民泊の営業日数というのは一定制限することはできますけど、それが実質ゼロ日、年間通じてゼロ日という制限をすることをゼロ日規制という話でなってございますので、そういったところを踏まえた上で、区としてどうなのかということを判断させていただいたというところでございます。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　すいません、官公庁の報道発表ではゼロ日規制だけではなくて、もう一つＩＣＴを用いた管理の義務付けというのがあると思うんですけど、ちょっとその辺も説明していただけたらと思います。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　ＩＣＴを用いた管理の義務付けということでございますけれども、こちらにつきましては、例えばですけれども夜間の騒音だとかということがありますので、そういったところでですね、騒音計を付けたりだとか、出入口におけるモニタリングですね。カメラを設置したりとかということで、一定期間のデータを保存することを義務付けたらどうだということでございますけれども、区としては、これが果たして民泊で有効なのかということと併せて、もともとこの民泊については、さっき、たかはま委員のほうからもありましたけど基本は住宅でございますので、住宅にこれをつけることがどうなのかというのは十分に議論する必要があるのじゃないか、検討する必要があるかなというふうに考えているところでございます。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　分かりました。それで、この表を見させていただいて、意見・苦情の分類で近隣

生活環境関係が多いんですね。ちょっと具体的にどのような意見・苦情があったのかというのと、それと苦情地域も商業・近商地域が多いという、この辺もどのような苦情であったのか。ちょっとお願いします。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　やはり生活環境に関しては騒音とか、たばことか、あるいは、ごみの出し方だとか、そういったところがやっぱり圧倒的に多いです。それは商業地エリアも同じでございます。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　分かりました。今、報道でもされているんですけど、隣接する豊島区、新宿区、かなり厳しく規制されていますので、文京区に流入してくるという、文京区の新たな民泊の流の流れなど気になるんですが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　もともと文京区も最初からですね、比較的一定の厳しい基準で規制をしていましたので、例えば新宿が厳しくなった、あるいは厳しくなる、豊島区が厳しくなるというところで、それを理由に入ってきているということを今のところ、実感しているところはございません。やはり終末規制というのが一定程度かかっていますので、その中で、なかなか商業地域でそんな物件が簡単に見付けられるのかというのもございますので、そういった中では今のところ、そういったことで流入していると、今のところは感じているところはございません。

○のぐち委員長　よろしいですか。

沢田委員。

○沢田委員　先ほど、たかはま委員の質問の中で家主同居型について21件のうち、何でしょうね、昔からあるホームステイみたいなやつですかね、文京区内でいうと、長年、運営実績のある近隣住民に対して生活環境が悪化するような、そういう影響を与えることなく長く続けてこられている質の高い民泊があると思うんですけども、それが５件くらいしかもうないんですかね、という話を聞いてちょっとびっくりしたんですが。

何を申し上げたいかというと、もう近年の報道なんか見ると民泊が急増して、住民の生活環境が悪化してという話ばっかりなんですけど、こういった質の高い民泊というのは逆に守っていくべきだと思うんですね、文京区としては。文京区の文化であるとか、そして、それを本当の意味で理解をして宿泊していく、これって恐らく民泊の制度が始まったときの本来

の目的に当たる部分なんだと思うんですけどね。そういう今はもう少数派になっちゃっているかもしれませんが、そういうところをちゃんと守って逆に増やしていくぐらいの気持ちでいていただきたいなというのが、これが１個なんですけど、その共通認識があるかというのは、まあ、いいや、いいです。

何が言いたいかというか、昨日、議会運営委員会で、先ほどのたかはま委員の話にもありましたけど民泊条例の改正を議員提案していると、審議をしたと。先日、この件については先日９月16日ですかね。９月16日の日経新聞の紙面でも報じられていて、異例の議員提案というような書き方を、表現をされているんですよ。異例だと。私からしたら、それを異例だと言われることがもう何かちょっと心外なんですけど、まあ、いいや。要は、その新聞を見た区民の方からですね、聞かれたんですよ。何なんだ、その異例の議員提案というのはと。じゃ、通常どおり区長提案、区の提案にならなかったのはなんでなんだと、旅館の条例と一緒に提案することもできたんじゃないかという話ですね。

今、質疑の中で御説明いただいたのでもいいんですけど、その区民の方からするとですね、例えばマンパワーであるとか、例えば検討に時間がかかるとかだったら、それはもう事前に分かっているはずじゃないかと。だから前倒して、検討を前倒しして、民泊の規制をもう民泊の問題というのはもう大分前から議論されているわけですから、検討を始めていれば、同時に、区がですね、同時に条例改正をできるような提案とか検討のやり方もできたんじゃないかいう疑問を持たれたと思うんですけど、その辺りは、いかがお考えでしょうか。

○のぐち委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　まずですね、出口を同じタイミングにしようとすると、やはり民泊が先行して検討を始めなきゃいけなくなります。そうすると、やはりその段階で文京区は民泊条例を規制しようとしているということが外に表明することになりますので、そのタイミングで、やはり他区と同じように一定程度、駆け込みが入ってくるだろうという想定はございます。

区として、それがいいのか、悪いのかというのはありますけれども、やっぱりこちらとしては、できるだけ混乱を避けたいということと、あとやはり一つ一つステップを踏んで、最終的には文京区版の旅館業と民泊業の両立をさせていきたいという考えでございましたので、先に旅館をさせていただいたというところでございます。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　よく分かりました。そういう御説明が私もできたらよかったんですけどね。要は

ですね、今回のはちょっと、その方から見るとまるで区と議会が合わせわざでやっているみたいに見えたみたいなんですね。議会のほうは今、おっしゃったような、課長さんが先ほどおっしゃったような検討期間を長く取るとか、マンパワーをかけるとかという部分を、例えば検討期間を短縮して迅速に改正ができると。それによって同時、区とが、議会の合わせわざで同時改正ができるみたいな、そういうふうに認識をされてたんですね。

ただ、私はやっぱりそこにちょっともう課題があるとは思っていて、議会が提案をするということは我々が、議会じゃない、ごめんなさい、議員提案ですね。失礼しました。今まで表現、間違えていました。一部の議員ですから議員提案なんですけど、議員が提案するというのはスピーディー、迅速に決められるという部分ではメリットがあるんですけど、一方では区民への、今の疑問を持たれた方みたいな方がやっぱり本当は大勢いらっしゃるんじゃないかと思うんですよ。

要は区民への説明責任という点では課題がやはりあるんじゃないかなと思っていて、これは今後も引き続く課題なんですけど、区民に十分な情報共有をすることが、これからでもいいんですけど、できないと、要は丁寧に今のようなお話の説明ができないと、知らない間に条例が変わっていたと思われるような区民の方もいるんじゃないかと思うんですよ。これは、要は区民と議会との信頼関係に関わるような問題なので、我々の問題なんですけどね。実際に私も今、見たんであれなんですけど、驚いたんですけど。

品川区議会さんは同じく議員提案をされているんですけど、条例改正を目指しているんですけど、この８月とか９月にパブリックコメントを実施しているんですよ。議会としてパブリックコメントを実施している。これはやはり知らなかった、議会じゃないですか、議会じゃないそうです。失礼しました。正確な表現じゃなかったかもしれません。ちゃんと調べて、またどこかでお話しします。今、新聞記事で都政新報の９月、会派でパブリックコメントを、そうですか。ありがとうございます。会派でパブリックコメントとして。

要は、一部の議員でパブリックコメントを実施しているということなんですけど、提案も一部の議員なんですかね。要は何が申し上げたかったかというと、そういう知らなかったという、後で何、勝手に変わってしまっているんじゃないかというような見られ方とかをされないために、区民と議会が足並みをそろえてというとあれかな、連携して進めるための一つの知恵だったんじゃないかなと思うんですね。

ので、今回はこうやってこの議員提案をさせていただいているんですけれど、一つお願い、お願いなんですよね。お願いなんですが、そういうふうに知らなかったと言われないために

は、今回の提案は最初の一歩にすぎないと、最初の一歩なんだという共通認識を持っていただければなと思うんです。なぜかというと、今後、今回こうやって報告をいただいたんですけど、状況は日々刻々と変わっていくと思いますし、条例が改正される、こういうお話が広がるにつれて、また状況が違ってくると思うんですけど、そういった区内の民泊の実態をですね、今後も丁寧に把握をしていただいて、より実効性のある規制とか条例の在り方を、その検討を一緒にしていただきたいと思うわけです。

例えばですよ、例えばですけど、ほかの自治体の例で言うと、最初に申し上げたような昔からやっている質の高いホームステイのような民泊を独自にですね、独自の規制緩和条項というんでしょうか、を条例の中に設けて盛り込んでいるケースもあるわけですよ。これは文京区にとっては、今は５件かもしれませんけれども重要な私は検討課題だと思っているので、そういう、何だろうな。ぜひ、そういった事後の効果の検証も含めて御協力をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長　中島課長。

○中島生活衛生課長　何とお答えしていいか、よく分からないところがあるんですけど、一つはですね、家主同居型についてもですね、こちらとしては今後も引き続き状況を把握していきたいと考えてございます。

ただですね、家主同居型も昔のちょっとホームステイとは違いまして、例えば食事をともにするとか、そういうことは基本的にはないはずです。というのはなぜかというと、民泊で食事を出すときは保健所に登録が必要なんですけど、その登録をされている民泊が１件もございませんので恐らくお部屋貸しなのかなと。その中で家主同居型の民泊がどのぐらいの数あるのか。もし今、21件のやつのうち５件が確認できましたけど、残りの１件がどうなっているのか、場合によっては家主不在型等々にちょっと変えていただく必要があるのかとか、そういったところも丁寧に対応していきたいというふうに考えてございます。

また、地域の方々にですね、安心してお住まいになっていただく必要もございますので、当然それが最重要だと思いますので、やはりより実効性のあるといったところは、こちらも大事にしたいと思っていますので、引き続き検討していきたいというふうに考えているところではございます。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　答えにくい質問にお答えいただきまして、ありがとうございます。今おっしゃったようなですね、今は21件です。その中で確認できているのは五、六件ぐらいですから、ぜ

ひ丁寧に、これが100件とか200件になったら、もうマンパワーの、先ほどマンパワーの問題で難しいかもしれないんですが、今はぜひ丁寧にそこの把握をしていただいて今後、今回の条例提案で改正されることになったとしても、今後、よりその条例をブラッシュアップしていく、より実効性の高いものにしていくための材料として、ぜひこれからも情報提供をいただければと思います。そして、そういった検証された結果ですね。効果検証の結果を議会にも報告をいただいて、今後もより良い民泊を文京区に根づかせていけるような、一緒にやっていければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○のぐち委員長　御要望ということで。

○沢田委員　はい。

○のぐち委員長　よろしいですか。

続きまして、報告事項７、令和８年度インフルエンザ予防接種についての御質疑をお願いいたします。

千田委員。

○千田委員　高用量インフルエンザワクチンについて質問します。商品名はエフルエルダ、３価不活化ワクチンですね。これ、2024年の12月27日に承認され、有効成分は、標準は15マイクロですけど４倍の60マイクロ含有ということで、適用は60歳以上になっています。高い抗原量のため、皮下注ではなく筋注であることも特徴的だと思います。

それでですね、2026年の２月に厚生労働省の審議会で、高用量インフルエンザワクチンが発売され、発売と同時に高齢者に対する定期接種に組み入れられる方針、これ、厚生労働省の方針なんですけど、が了承されました。それで2026年秋頃の発売に向けて準備を進めていましたけど７月21日、ワクチン製造会社のサノフィが突然ですね、供給困難のため発売を延期すると発表しました。理由は国内製造委託先での製造工程の遅れにより、計画どおりに供給が困難になったとのことです。

でも、ちょっとこれが不可解だなと思うんですけど、新しい薬の開発過程で予期せぬトラブルが発生したなら、それはあり得るかなと思うんですけど、高用量インフルエンザワクチンは数年前から世界各地で幅広く使用されています。米国では高齢者によって既に主流のワクチンとなっています。欧州では米国、フランス、ドイツ、イタリア、デンマークなどで導入されています。アジアでも定期接種には組み入れられていないものの、韓国、中国、タイなどでは普及しつつあると聞いています。

このサノフィが製造する高用量インフルエンザワクチンですね。これも欧州ではインフルエンザ、日本と同じ名前ですね。北米ではエルゾン、ハイローズという名称で流通しています。もし何らかのトラブルが発生して世界中で供給困難というのなら、まあ、そうかなと思うんですけど、なぜ日本だけ発売できないのでしょうか。これだけ、この点、お答えください。

○のぐち委員長　小島予防対策課長。

○小島予防対策課長　まず、千田委員のおっしゃったとおり、７月21日に事務連絡として我々は今般、製造販売業者より製造工程における技術的な課題により、令和８年度のインフルエンザの流行期からの高用量インフルエンザＨＡワクチンの供給が困難である旨の報告を受けましたという通知がまいりました。それに参考資料として、サノフィ側の株式会社側の発売時期変更の御案内というものもついておりましたけれども、国内製造委託先における一部製造プロセスの確立、検証に関して想定を上回る期間を要しており、当初の計画どおりの供給が困難となりましたというところしか私どもとしては情報がございませんので、千田委員の御質問、御疑問にはちょっと私どもも分からないというところが正直なところでございます。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　私もちょっと調べていたんですけど、なかなかたどり着かなくて、結果的には国内製造委託先、そこでの一部プロセスが検証に時間がかかったということで国内だけということではないかと思うんですが、いずれにしろ、その効果とか副作用があったというわけではないので、今後また供給次第、再開が始まるのかなと思っております。再開ではない、開始が始まる、定期接種の開始が始まるのかなと思っています。

そしてですね、２番目の接種期間の変更なんですけれども、流行開始が想定より早いことから１週間早めて９月24日と、これは予防接種に、予防接種を希望されている方には非常に丁寧な対応だと思います。予診票が９月16日に発送していて、シルバーウイークもあり、24日に間に合わない方がかなりいらっしゃると思います。私自身も高齢者なので届きました。私は25日に届きました。

これはインフルエンザの予防接種、予診票を持っているんですけれども、前倒し、そうですね、前倒しで接種を希望されて予診票が届いてない場合です。例えば私、25日に届くんですけど、24日には打ちたかったといった場合に、区のホームページで確認したら前倒し接種を御希望され、予診票が届いていない場合は予防対策課へ直接御申請くださいと掲載されています。これは区役所で申請するということになると思うんですけれども、保健サービスセ

ンターの本郷支所とか、あと地域活動センター、高齢者あんしん相談センターなどでの発行はしないということでしょうか。

○のぐち委員長　小島課長。

○小島予防対策課長　お手数ですが、シビックセンターの16階の予防接種のところのみでの発行とさせていただいております。

○千田委員　高齢者の方にとって、区役所まで来ることが大変な方もいらっしゃると思います。まして、このインフルエンザが流行っているときに地下鉄やバスに乗ってくるというのは感染のリスクもありますので、お住まいの近くで予診票を受け取ることが必要だと思います。今後もこのように期間が変わるということもありますので、そのときはまた御検討いただきたいと思います。

それとですね、この期間を早めたことの周知ですね。これはどのように実施しているのかという。確かに中を開いてみると期間は26年10月１日から27年１月31日までということで、この封筒を受け取っただけでは期間が早まったことがやっぱり分からないんですね。ホームページ確認させていただきました。確かにホームページには１週間早まったので予診票が必要な方はということが書いてあったんですけれども、この周知はどのように行ったんでしょうか。

○のぐち委員長　小島課長。

○小島予防対策課長　ホームページとＳＮＳ等で発信いたしました。また、医師会のほうとも御協力いただきまして御連絡はさせていただいております。また、発表した日にプレスのほうはさせていただきましたので、何点か取り上げていただいた新聞社もございました。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　何ていうのかな、なかなかその機器を利用できない方もいらっしゃるので、例えばポスターを貼るとか、町内会の掲示板に貼るとか、地域活動センターに貼るとか、いろんな方法があると思いますので。今後もこういう急な変更があり得ると思います。先ほどの予診票の受け取りのことも今後御検討いただきたいと申し上げたんですけど、やはり周知においては早く、せっかく早めたのですから、それは非常に区民にとって丁寧な対応なんですけど、結局それが周知できてなかったというのは、そうですね、知らない方もいたというのは非常に残念なことだと思いますので、今後その辺も含めて、また対応、丁寧に対応していただきたいと思います。

以上です。

○のぐち委員長　よろしいですか。よろしいですか。

それでは、報告事項７の質疑を終了いたします。

○のぐち委員長　続いて一般質問に入ります。

一般質問は２名の方から一般質問の申出があります。

宮崎委員。

○宮崎委員　私からはちょっと１件、認知症本人交流会についてちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

こちらの事業は令和６年度から実施されておりまして、こちら、令和５年度からは試行的に実施していたとのことですけれども、この令和６年度に関しましては７回の実施だったとのことですが、ちょっと令和７年度のほうは何回開催されたのか、分かったら教えていただきたいことと、また、認知症本人ね、交流会の参加者の方からはね、どのような声が感想とか、そういったものが多かったのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○のぐち委員長　間仲地域包括ケア推進担当課長。

○間仲地域包括ケア推進担当課長　認知症本人交流会につきましては高齢者あんしん相談センターと連携しまして、認知症のある方の本人の思いやニーズを伺うものとして実施しているものでございます。令和７年度においては11回開催をいたしました。

参加された方からの感想といたしましては、自分と同じ物忘れ症状の人がいることが分かっただとか、おしゃべりができて楽しかった、皆さんと仲よくできるので、こういった機会はありがたいと思う、何回か来るとまた来たくなるだとか、ここに来たら怒られることもないしね、といったような、おおむね好意的な御意見をいただいておりますので、継続して開催したいと考えております。

○のぐち委員長　宮崎委員。

○宮崎委員　ありがとうございます。ちょっとね、私の地域のほうでもちょっとね、認知症の方を母親に持つ方とかから、この文京区のこの施策について結構ね、興味などが持たれているみたいなので、ちょっと確認のためにちょっとお聞かせいただいたんですけども。

令和８年度に関しましても、６月21日にグッドライフケアセンター向丘地域交流室でやっていたり、この間の９月21日もこれ、開催する予定だったですけども何か台風の影響でね、中止になったこととかね、あと２月21日にもこちら、グッドライフケアセンター向丘でやられるということ。あとね、ほか、高齢者あんしんセンター相談センター大塚のほうの取組で

も７月11日土曜日にね、10時から11時半で、この地域のほうで開催されたということも何かあったので、令和８年度もこんなふうに、この事業については引き続き推進していっていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○のぐち委員長　田中委員。

○田中（と）委員　頼れる身寄りがない方への支援についてですね。とりわけ亡くなられた方の思いみたいなものを、そのまま亡くなられてしまって誰も受け継げない、それをどうやって地域で受け止めるのかということについて伺いたいと思います。

文京区ではですね、社会福祉協議会が文京ユアストーリーを実施しています。身近に頼れる人がいない方が住み慣れた文京区で安心して暮らし続けられるように、元気なうちからね、備えて、定期的な連絡や訪問、入院時の支援、そして亡くなった後の葬儀や家財処分などまで一体的に支える取組になっています。これ、対象は原則70歳以上で明確な契約能力があり、身近に頼れる親族等がおらず、生活保護を受給してない方とされています。

この取組についてですね、今年の１月14日には上野厚生労働大臣が文京区社会福祉協議会を訪れています。厚生労働省自身がですね、これ、先駆的に取り組む現場というふうに位置付けてですね、ユアストーリーについて日常生活支援、入院時の支援、死後事務への対応、そして実施上の課題までちゃんと聞き取りを行っています。大臣も非常に意味のある、先を見た、先を見据えた取組というふうに評価していてですね、この制度見直しを進める考えを示していたんですね、１月に。

そして、その後ですよ。国の制度そのものが動いたんですね。６月に成立した改正社会福祉法では、頼れる身寄りのない高齢者等や判断能力が不十分な方に対して日常生活支援、福祉、保健、医療サービスの利用援助などを提供する新たな社会福祉事業を創設するとともに、地域の権利擁護支援の中核を担うという地域権利擁護相談支援センターを法定化しているわけです。厚生労働省はこの今年、来年ですね。来年、令和９年度の概算要求でも、その立ち上げ、機能強化を市区町村で進める方針を明確にしています。

これ、私が注目しているのは国が単に文京ユアストーリーのようなね、事業を全国につくりましょうとか言っているわけではないということなんですね。介護保険の総合相談、生活困窮者自立相談、障害者相談について、頼れる身寄りがいないという問題を相談対象として明確にするということ、そして判断能力が不十分な方については地域権利擁護相談支援センターを中核として支援すると。つまりですね、身寄りがないという問題を本人が自分で備える問題だけじゃなくて、地域福祉として受け止める問題へと位置付け直そうとしているとい

うふうに考えられるわけですよ。私は今回の法改正をそのように受け止めています。

そこでですね、今回の社会福祉法改正を文京区はどのように制度転換として認識しているでしょうかということね。せっかく先行してユアストーリーを実施してきた自治体として今回の法改正をどのように受け止めているかというのを、まず伺いたいと思います。

続けて言いますね。ここ、上野さんが来て、厚生労働省大臣が来て終わりじゃなくてですね、コロナのときに田村厚生労働大臣っていましたけど、そのときに支えた秘書官という超優秀なやつがいるんですけど、そいつ、今、何やっているかというと現職、厚生労働省の地域福祉課長になっているんですね。その課長が何かまた社協にやってきたというふうにですね、社協から聞いたんですね。１回大臣が来て終わりじゃなくて、さらにまた、そこの担当、優秀課長が社協にまで来て何かやっているということで、ここで何かまた文京区で動いているんじゃないかというふうにして勘ぐっているだけです。これ、何か聞いたわけじゃないです。何かやっているんじゃねえのかって、すごく気になるということなので、それも確認したくてね。

文京区にはユアストーリーがありますよと、高齢者あんしん相談センターがあります、障害者相談支援があります、生活困窮者支援があります、成年後見制度もありますよ、そして、それを併せるように重層的支援体制もあるわけです。今後はそれぞれ並べておくだけじゃなくて、今、言った頼れる身寄りがないという一つの生活課題を一体どこで受け止めて、誰が全体を整理して必要な支援につないでいくのか、その体制を明確にする必要があると思います。

そこで伺いたいんですけど、新たに法制化される地域権利擁護相談センター、相談支援センターを含めて、ユアストーリーとか、さっき言った成年後見、高齢者、障害者、生活困窮、重層的支援をどのようにつないでね、文京区として頼れる身寄りがいない人への支援体制を今、再構成していく考えなのかということ。とりわけですね、頼れる身寄りがいないということは、まあ、１人ですよ。死んじゃった後を考えたときに想像してみればいいと思うんですけど、思いを受け継いでくれる人がいないということなんですね。自分の思いがもう途切れてしまうということなんですよね。だったら、その思いを地域で受け止めるということはできないだろうかと、こういうふうに私なんかは考えるわけですよ。法改正の施行を見据えてね、既にもし検討を進めている、課長も来て何かやっているそうですので、始めているのであれば、その方向性についてもぜひ伺いたいと思います。

○のぐち委員長　進福祉政策課長。

○進福祉政策課長　ありがとうございます。今、御指摘いただいたように、今回の改正社会福祉法の中では頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実、ここが重要なポイントの一つとなっております。

御承知のとおり、ユアストーリーにつきましては生活支援とか死後事務とか、そういったところで高齢者の支援をしているところですけども、一定やっぱり資力がないとなかなかその制度を使えませんし、また一方で、その事業と併せて成年後見とかをつけている方々にとっても、やっぱり実は成年後見制度にも少し課題がありまして、亡くなった後、死後事務、いわゆる死後事務については相続人が今度は引き継ぐことになりますので、改めて死後事務に、死後の事務整理する方を家庭裁判所とかで選任していただかないといけないという問題もあって、空白期間が生まれることもあります。そういったところを課題として、ちょっと元に戻りますが、いかにその頼れる身寄りがいない高齢者への支援がやっていけるか、それを今、検討しているところとなっております。

特に今、独居高齢者が増えておりまして、その方々がやっぱり認知症になったり、急にお亡くなりになったりしたときに、果たしてどう、地域に文京区に住んでいてよかったと思えてもらえるような取組というのは引き続きやっていきたいと思っておりまして、特に御本人の意志とか尊厳、こういったところをできれば守っていきたいと思っております。

先般、厚生労働大臣が来られて、その後、事務方の課長級の方々が社協のほうに来られ、我々もちょっと参加をしたんですけど、そのときにちょっと少し議論をしたのが、ユアストーリーをやった時にその後の課題というのは何かというのを少し聞かれまして、やはり先ほど申し上げたとおり死後事務のこと、そこがやっぱり重要な課題になっているというのが現場の声から上がっておりました。

そういったところを、まずはちょっと検討しながら何かできないかというところを社会福祉協議会と検討していきたいと思っておりますし、もう一つは生活支援についても一定やっぱり財源とか人的な面もありますので、そこは国の動きも見ながら、引き続き全体的な状況を見ながら高齢者支援というのを強化していきたいと考えております。

○のぐち委員長　よろしいですか。

田中委員。

○田中（と）委員　ありがとうございます。今回その制度改正見ていて私は文京区には少し特別な立場があると今、言ったように思うわけなんですよ。今回、国から新しい制度が示されて、それを受けて文京区が対応を考えるというだけの話じゃないわけですよ。国が制度をつ

くる前に文京区には既に現場があったと、国がその現場を見に来たと、そして今、その現場で向き合っていた課題が法律という形になって全国の制度へと広がろうとしているわけです。だからこそ、ここからは国の通知を待ってですね、その制度に合わせるというだけでは少し物足りないなと思ってしまうわけですよ。

ユアストーリーを実施する中で今、おっしゃったように何ができて何ができなかったのか、現場で何に困ったのかという、文京区には既にその答えの一部があるはずですからね。国の制度や文京区に当てはめるだけじゃなくて、文京区には国の制度に現場を、現場の血を返すという、その役割がある、そういう自治体だというふうにして思ってほしいと思います。

先行して取り組んできた文京区だからこそ、今回の法改正を次の地域福祉の仕組みづくりにつなげていっていただきたいと、そのことを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○のぐち委員長　以上で一般質問を終了いたします。

○のぐち委員長　その他に入ります。

本会議の委員会報告について、文案の作成については委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長　委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長　本日は変則的な委員会運営になりましたけれども、委員の皆様の大変御配慮と御協力に感謝いたします。

以上で、厚生委員会を閉会いたします。

午後　　４時１８分　閉会